て具体的に建設大臣が特定公共事業として認定したものについてのみ特別の措置を適用するものといたしております。なお、新たに建設省に公共用地審議会を設置し、建設大臣が特定公共事業の認定をする際にはその議を経なければならないものといたしまして、特定公共事業の認定に慎重を期している次第であります。

第二に、これらの特定公共事業の円滑な執行をはかる措置を講ずることといたし、まず、その一として、事前の説明等を義務づけております。すなわち、特定公共事業となるべき事業の目的、内容及び緊急性等について、あらかじめ地元住民等に対して説明し、またはこれらの者から意見を聴取する等の措置を講ずる義務を事業施行者に課することといたしております。

その二といたしまして、特定公共事業の収用手続が円滑に進む措置といたしまして、事業認定及び土地細目公告の有効期間の短縮、事業認定または裁決の申請書の縦覧を市町村長が怠つた場合の都道府県知事の代行、土地調書または物件調書を作成するための立ち入りを拒まれまたは妨げられた場合の特例等、所要の措置を講ずることといたしております。

その三として、緊急裁決の制度を新設いたしました。すなわち、収用委員会の裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすことのないよう、そのおそれがあると認められるときには、損失の補償に関する事項でまだ審理が尽くされていないものがある場合であつても、収用委員会が概算見積もりによる仮補償金を定めて緊急裁決をすることができる制度を新設いたしました。これに伴い、

緊急裁決が行なわれる場合におきましては、収用委員会が収用後または使用後においても補償額を適正に算定することができるよう所要の措置を講ずる義務、収用委員会が必要と認めるときには事業施行者が担保を提供する義務、緊急裁決の後確定補償額について裁決があり、かつ、差額が生じたときには利息を付して清算する制度等につきましてあわせてこれを規定し、被補償者の保護をはかる道を講じております。

第三に、特定公共事業に伴う損失の適正な補償を確保する措置を講ずることといたしております。

その一として、現物補償の裁決の規定等を整備いたしました。現在土地収用法によつて認められているかえ地の提供、宅地の造成等の現物補償のほか、建物の提供による補償の裁決ができる制度を新設いたしますとともに、緊急裁決が行なわれる場合におきましては、被補償者からの物件の逆収用の請求及び仮住居の提供の要求を認める制度を新たに設けることといたしております。

その二としては、当事者の協議により土地等を買収する場合におきましても、土地、建物等現物による給付の要求があつたときは、事業施行者は、できるだけその実現に努めなければならないこととといたしております。

その三として、生活再建対策の規定を設けました。特定公共事業に必要な土地等を供するため生活の基礎を失うこととなる者に対しましては、それらの者の申し出によつて、都道府県知事が関係行政機関関係市町村長、申し出をした者の代表及び事業施行者と協議を

行ない、生活再建計画を作成し、この計画に基づいて、土地もしくは建物の取得、職業の紹介、指導もしくは訓練、またはやむを得ず環境不良の土地に転居した場合の環境整備に関する所要の措置をとることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう御願い申し上げる次第であります。

二、衆議院建設委員長報告（五月二十三日）

○加藤高藏君　ただいま議題となりました両法案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、公共用地の取得に関する特別措置法案について申し上げます。

最近のわが国における急激な経済成長に伴い、道路その他の公共施設の整備は緊急を要する問題でありますが、これらの施設に要する土地の円滑なる取得は最近特に困難となり、各事業の遂行上大きな隘路となつているのであります。

建設省におきましては、これが解決をはかるため、さきに公共用地取得制度調査会を設置して諮問を行ない、その答申を基礎として、新たに現行土地収用法の特例として本法案が提案されたのでありますが、その要旨は次の通りであります。

すなわち、第一に、本法案の適用を受ける事業の範囲は極力これを限定し、公益事業のうち、特に公共性と緊急性の高い道路、鉄道、空港、通信、治水、利水、電力等の一部について、建設大臣が新たに設置される公共用地審議会に諮問して認定したものに限ることとしております。

第二に、これらの特定公共事業の円滑なる執行をはかる措置として、起業者は関係地元住民等に事前に事業の内容と緊急性について十分周知徹底をはかるべきことを義務づけ、収用手続の円滑化をはかる措置としては、事業認定及び土地細目公告の有効期間を短縮し、事業認定または裁決申請書の縦覧を市町村長が怠つた場合には都道府県知事が代行できることとし、土地調書または物件調書を作成するための立ち入りを拒否または妨害された場合の特例等について所要の措置を講じております。また、収用委員会の裁決が遅延して事業の執行に支障を及ぼすおそれのあると認められる場合には、補償額の確定を待たずに、概算見積もりによる仮補償金を定める緊急裁決を行なつて土地等の収用、使用ができる制度を新設し、その緊急裁決にあたつては、収用委員会が収用後または使用後においても補償額を適正に算定することができるよう所要の措置を講ずることを義務づけ、必要があれば担保の提供を命じ、差額が出れば後に利息を付して精算すること等を規定しております。

第三に、特定公共事業に伴う損失の適正なる補償を確保する措置として、現行土地収用法によつて認められているかえ地の提供、宅地の造成等の現物補償制度をより一そう拡充し、被収用者は金銭以外の建物等による補償を要求することができることとし、また、生活再建対策として、代替地、住宅、店舗等の取得、環境施設の整備、

職業の紹介、指導、訓練等を都道府県知事に申し入れることができ、起業者、国及び地方公共団体はこの実施に努めること等の、被収用者保護の規定を整備しております。

本法案は、去る四月十三日本委員に付託、四月十四日提案理由の説明を聴取、質疑に入ったのでありますが、審議の過程におきまして、特に公益と私権との関係について活発な質疑が行なわれ、その間、学識経験者の意見を聴取、また、農林水産委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議を続けて参ったのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、五月十九日質疑を終了しましたが、その際、日本社会党を代表して石川次夫君より、本法案に対する修正案を提出したい旨の動議があり、同君より提案理由の説明がありました。

修正案の内容は、本法案の適用を受ける事業の範囲をさらに縮小して、道路、鉄道、治水の各事業の一部に限定し、公共用地審議会委員は、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命することとし、なお、委員罷免の規定を置き、また、本法の公布の日を損失の補償基準に関する法律が制定施行される時期において定めることとする等の修正を行なわんとするものであります。

かくて、討論を省略、直ちに採決に入り、まず、修正案について採決の結果、石川次夫君提出の修正案は少数をもって否決、さらに、原案について採決の結果、本法案は多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案には、政府は、本法による収用にあたって、特に私

権の保護に留意して、公正な補償と生活再建措置に万全を期し、また、特定公共事業の対象は最小限に縮小し、緊急裁決を乱用しないよう慎重を期すべきである旨の附帯決議が付せられました。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案について申し上げます。

建築基準法は、昭和二十五年制定以来、社会情勢の変化に対応して所要の改正を行なってきましたが、近年の人口の著しい都市集中による市街地における建築物の密集、自動車交通の激増等、社会情勢の変化に対しまして、種々実情に沿わない点が生じてきましたので、今回、さらに所要の改正を行なわんとするものであります。

本法案のおもなる点は次の通りであります。

第一に、市街地における土地の有効利用と建築物相互間、街区相互間の相隣関係を良好に維持するために、建築物の延べ面積、高さの最高限度等を制限する特定街区を建設大臣が指定することができ、第二は、小規模の自動車車庫に対する防火上の構造制限を緩和し、商業地域内に建築できる自動車修理工場の規模の限度を引き上げ、第三は、キャバレー、カフェー等の特殊建築物の防火上の構造制限を強化することであります。その他、違反建築物に対する措置の一部強化及び建築協定に関する規定を整備しております。

以上が本案の理由並びにその要旨でありますが、本案は参議院先議のため、四月十五日に本委員会に予備付託され、五月十九日に本付託となり、慎重に審査を行なって参ったのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、五月二十三日質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告（六月八日）

○稲浦鹿藏君　ただいま議題となりました法律案について、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、緊急を要する公共事業の土地の取得について、土地収用法の特例を作ろうとするものであります。

本委員会におきましては、多数の参考人を招致し、きわめて熱心な審議を行ないましたが、詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了、討論、採決の結果、田中一委員提出の修正案を否決した後、原案を多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

続いて田上委員提出の附帯決議案を、これまた多数をもって可決いたしました。

以上御報告いたします。

◎国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭三六・六・一九法一五一）

一、提案理由（三月二十二日）

（国民年金特別会計法（昭三六―法六三）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（四月二十日）

○足立篤郎君　ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、外地から引き揚げその他特殊の事由によつて退職した後、再び職員となつた者等につきまして、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、これらの者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算等について、新たに次のような特例を設けることとしようとするものであります。

すなわち、まず第一に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、退職手当の額を計算する場合、その基本となる勤続期間の計算につきましては、職員としての引き続いた在職期間によつて計算することを原則としておりますが、外地官署引き揚げ職員外国政府職員等であつた者及び追放該当職員並びに軍人軍属であつた

者が、本邦に帰還した日から一定期間内に職員として再就職した場合には前後の在職期間は引き続いたものとみなし、これを通算するという特例が設けられております。

なお、右の特例措置は昭和二十八年七月三十一日までに再就職した者についてのみ認められておりましたが、今回これを改正して、同年八月一日以降に再就職した者についても、同様にこの特例を適用することができることといたしております。

第二に、従来、外地官署引き揚げ職員等の退職手当の額を計算する場合には、引き揚げ、追放等による退職のとき支給された退職手当の基礎となつた在職期間はこれを除外することといたしておりますが、今回これを改め、当該退職者の再就職前後の在職期間を通算することとした場合に受ける退職手当の支給割合と、再就職前の在職期間に対する退職手当の支給割合との差を退職時の俸給月額に乗じた額とすることといたしております。

なお、以上の特例は本年三月一日以降の退職者について適用することといたしております。

本案に対しましては、各派共同提案にかかる修正案が提出せられました。

修正の趣旨は、改正後の勤続期間の計算に関する特例を昭和二十八年八月一日以降の退職者に遡及して適用せしめようとするものであります。

右の修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を求めましたところ、やむを得ないものと認める旨の意見が述べられました。

本案並びに修正案につきましては、昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて修正議決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は、外地官署引き揚げ職員等の退職手当算定の基礎となる在職期間の通算措置を実情に即して緩和すべきであるというものであります。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により現に支給されております年金を、別途今国会に提出せられました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて改定いたそうとするものであります。

以下、その内容について簡単に申し上げます。

まず第一に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金につきましては、その額を同年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給法等の年額の改定措置に準じて改定することといたしております。

第二に、二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から新給与制度による俸給の再計算が実施されました同年十二月一日までの間に退職した者の年金額については、本人の希望により、六月三十日に退職したものとみなした場合に受け得る年金の額に改定できることといたしております。

第三に、公務傷病年金の最低保障額を、恩給法における増加恩給の引き上げ措置に準じて引き上げることといたしております。

なお、以上の年金額改定のほか、若年者に対する増額分の支給停止その他につきまして所要の措置を講ずることといたしております。

本案につきましては、審議の結果、昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

最後に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきに行なわれました国家公務員共済組合法の改正及び恩給法の一部改正に伴いまして、公共企業体職員等共済組合の長期給付の内容に不均衡を生ずることとなりましたので、その内容を合理化する等のために提出されたものであります。

以下、その内容について簡単に申し上げます。

第一は、軍人としての恩給期間の組合員期間への算入について、次の措置をとることといたしております。すなわち、恩給法の一部改正によりまして、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることとなりました旧軍人、旧準軍人また旧軍属の七年未満の在職年数を組合員期間に算入することとするとともに、軍人一時恩給の基礎となつた七年以上十二年未満の恩給期間も組合員期間

に算入することといたしております。また、軍人普通恩給を受ける権利は受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつている在職年数を組合員期間に算入することといたしております。

第二は、国家公務員共済組合法の例にならい、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することができることといたしたのであります。

第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとし、組合員または組合員であつた者の死亡当時、その夫、父母または祖父母については、五十五才以上でなければ遺族とはいたさないことになつておりますが、これを五十五才以上であることを要しないこととといたしております。ただし、遺族年金につきましては、五十五才までその支給を停止することといたしております。

なお、本案は、さきに参議院において修正議決の上、本院に送付されたものでありますが、修正の内容は、おおむね次の通りであります。

すなわち、現行法におきましては、旧令共済組合の組合員であつた期間は、昭和二十三年六月三十日までに職員となり、以後引き続き職員である者に限つてその期間を資格期間として見ることとなつておりますが、これを、本法の施行の前日であります三十一年六月三十日までに職員となつた者にまでその範囲を広げることといたしたのであります。

本案につきましては、審議の結果、昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一をもつて参議院送付案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の趣旨は、旧陸海軍工廠等から日本国有鉄道その他の公社に引き継がれた職員等については、期間、金額とも完全な通算措置を講ずべきこと、また、三公社に再就職した職員については、再就職前後の組合員期間をすべて通算できることとせられたい、というものであります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（六月八日）

（恩給法等の一部を改正する法律（昭三六―法一三九）の委員長報告と一括して掲載）

◎国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六・六・一九法一五二）

一、提案理由（三月二十二日）

（国民年金特別会計法（昭三六―法六三）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（五月三十日）

○足立篤郎君　ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、健康保険法、厚生年金保険法、恩給法の一部を改正等に伴い、国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法について所要の改正を行なうとともに、共済給付に関する規定を整備いたそうとするものであります。

以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、国家公務員共済組合法の一部を次のように改正することといたしております。すなわち、

第一に、健康保険法の一部改正に伴い、育児手当金を一括支給する方式に改めるとともに、出産費につきまして最低保障制度を新設することといたしております。

第二に、厚生年金保険法の一部改正に伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額をそれぞれ引き上げることといたしております。

第三に、傷病手当金の起算日につきましては、その傷病手当金の支給が実際に始められた日から起算することに改めることといたしております。

第四に、公務による廃疾年金または公務による遺族年金に要する費用の分担割合につきましては、今回これを改めて、給付の全額を国が負担することといたしております。

第五に、共済組合の組合職員が国の職員となつたとき、または国の職員が組合職員となつたときは、その者の選択により、相互の組合員期間を通算できることといたしております。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正することといたしております。

まず、第一に、旧勅令による共済組合の組合員であつた期間も年金額算定の基礎となる期間に組み入れることといたしております。

第二に、恩給法の一部改正に伴い、旧軍人軍属の戦務加算等を在職年に算入することとするとともに、旧日本医療団の職員であつた期間及び外国政府の職員であつた期間を組合員期間に算入することといたしております。

第三に、同じく恩給法の一部改正に伴い、公務による廃疾年金の最低保障額を引き上げることといたしております。

なお、その他、共済給付に関する規定を整備することといたして

おります。

本案につきましては、審議の結果、本三十日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は、おおむね次の通りであります。すなわち、恩給公務員期間の通算等に伴い、国の負担すべき追加費用について、政府は、すみやかにその総額を決定し、これに基づいて毎年度の負担方法を明確にすべきである、というものであります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭三六―法一三九)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭三六・六・一九法一五三)

一、提案理由(三月九日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十日)

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭三六―法一五一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭三六―法一三九)の委員長報告と一括して掲載)

◎児童福祉法の一部を改正する法律

（昭三六・六・一九法一五四）

一、提案理由（三月二日）

（国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三六―法一四三）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院社会労働委員長報告（五月十九日）

○山本猛夫君　ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

児童の資質を、健康の上に、あるいは社会的適性の上において向上させることは、人口の資質向上と奨来の経済発展をはかるため緊要の問題でありますが、わが国の新生児、乳幼児の死亡率が欧米に比較してきわめて高く、最近また年少者の非行が著しい実情にかんがみ、本法に若干の改正を行ない、もつて児童の福祉をはかろうとするのが、改正案の目的であります。

そのおもなる内容は、

まず、第一に、三才の幼児に対して、都道府県知事が毎年健康診査を行ない、また、新生児の保護者に対しては保健所の医師あるいは助産婦等が訪問指導を行なう制度を設けることであります。

第二は、現在、骨関節結核にかかつている児童に対して行なわれている療育の給付を、その他の結核にかかつている児童にまで拡大しようとすることであります。

第三は、軽度の非行児等の情緒障害児に対する児童福祉施設として、新たに情緒障害児短期治療施設を加えることであります。

本案は、二月二十八日当委員会に付託され、昨十八日質疑を終わり、井堀委員の賛成討論の後、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告（六月八日）

○吉武恵市君　ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、幼児及び新生児に対する保健指導を強化し、療育給付の範囲を広め、情緒障害児の治療施設を設けるなどのものであります。

委員会におきましては、熱心に審議が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

◎社会福祉施設職員退職手当共済法

（昭三六・六・一九法一五五）

一、提案理由（四月十八日）

○国務大臣（古井喜実君）ただいま議題となりました社会福祉施設職員退職手当共済法案について、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、民間の社会福祉施設は、国または地方公共団体の経営する社会福祉施設とともに、社会福祉事業の一翼を担つているのでありまして、政府といたしましては、かねてこれらの職員の待遇改善について努力して参つたのでありますが、給与につきましては、昭和三十五年度補正予算並びに昭和三十六年度予算におきまして、約二〇％のベース・アツプを行なつたのであります。さらに退職手当につきましても、これら職員に対する待遇改善の一環といたしましてこれを支給する制度を設け、これによつてこれら職員の身分の安定をはかり、もつて社会福祉事業の振興に寄与いたしたいと存じまして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、この制度の実施主体である社会福祉事業振興会と退職手当共済契約を締結できる経営者の範囲を、都道府県知事または市町村長から援護、育成または更生の措置の委託を受ける生活保護施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設その他これに準ずる施設を経営する社会福祉法人等といたしております。なお、退職手当共済契約の締結につきましては任意といたしております。

第二に、退職手当金は、退職手当共済契約を締結している社会福祉施設の経営者に使用される職員が、その施設に一年以上在職して退職したときに、振興会が直接退職した職員に対し支給することといたしております。

第三に、退職手当金の額は、退職した職員の勤務年数及び退職理由に応じて定めることといたしております。

第四に、この制度運営の費用についてでありますが、退職手当金の支給に要する費用につきましては、経営者は掛金を振興会に納付し、国と都道府県は振興会に対して高率の補助を行なうことといたしております。なお、振興会の事務に要する費用につきましては、国が補助することといたしております。

第五に、この制度の実施主体につきましては、制度の永続性、退職手当金の確実な支給を保障するため、特殊法人である社会福祉事業振興会に行なわせることとし、社会福祉事業振興会法につき所要の改正を行なうこととといたしております。

第六に、施行期日でありますが、昭和三十六年十月一日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由並びにその概要でありますが、何と

ぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院社会労働委員長報告（四月二十八日）

○吉武恵市君　ただいま議題となりました社会福祉施設職員手当共済法案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、民間の社会福祉施設に勤務する職員に対し、国及び都道府県の補助により、退職手当を支給する共済制度を設けて、これら職員の待遇の改善と身分の安定をはかり、もつて社会福祉事業の振興に寄与せんとするものであります。

本法律案の要旨は、第一に、この制度は任意加入とし、これに加入し得る民間の社会福祉施設は、生活保護施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設その他これに準ずる施設で、都道府県知事または市町村長から援護、育成または更生の措置の委託を受けるものとすること。第二に、この制度は、特殊法人である社会福祉事業振興会が実施に当たり、加入については、施設を経営する社会福祉法人等が振興会と共済契約を締結すること。第三に、この制度に加入した経営者は、掛金を振興会に納付するものとし、加入した社会福祉施設の職員が在職一年以上で退職したときは、振興会から退職職員に対し、その勤務年数と退職理由に応じた退職手当金を直接支給すること。第四に、振興会がこの制度を実施する費用について、国は退職手当金支給費の三分の一以内と事務費を補助し、都道府県も退職手当支給費についてその一部の補助を行なうこと等であります。

委員会において行なわれた質疑のおもなものを申し上げますと、「退職手当金の支給に要する費用について、国は三分の一以内を補助するとあるが、実際どの程度の補助をするつもりか。また都道府県はその費用の一部を補助するとあるが、どの程度の補助をするつもりか」との質問に対し、古井厚生大臣から「法文は先例によったのであるが、実際は三分の一を補助する」旨の答弁があり、また安井自治大臣から、「都道府県からも三分の一を補助するように措置する」旨の答弁がありました。また、「社会福祉施設の職員には、保育所の保母など未婚の女性が多く、在職十年未満で結婚のため退職する場合が多いのに、退職手当金の支給基準が低いのは遺憾であるから、もつと増額すべきでないか。また、本法施行以前から長く在職している者について特別の考慮をしないか」との質問があり、これに対しましては、古井厚生大臣から、「保育所の保母などの給与については、今回改善をはかつたが、なお不十分な点があるので、今後改善に努力するとともに、本法施行前から長く在職している者については、施設の経営者で考慮するような行政指導に努める」旨の答弁がありました。その他、社会福祉事業振興会の機構及び運営等について質疑が行なわれましたが、詳細は会疑録によつて御承知を願います。

かくて質議を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告をいたします。

三、衆議院社会労働委員長報告（五月二十三日）

（健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭三六―法一三五）の委員長報告と一括して掲載）

◎機械類賦払信用保険臨時措置法

（昭三六・六・一九法一五六）

一、提案理由（二月二十八日）

（割賦販売法（昭三六―法一五九）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院商工委員長報告（五月十二日）

○中川俊思君　ただいま議題となりました機械類賦払信用保険臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

最近、中小企業の設備近代化のため、設備機械の割賦販売が徐々に増加しているのでありますが、その相手方は主として中小企業でありますため、割賦販売に伴う信用危険が大きく、設備機械の製造業者等が割賦販売を一段と積極化するには、なお相当の困難があるのが実情であります。従いまして、機械類の割賦販売取引についての信用の補完を行なうため、政府による信用保険制度を確立しようとするのが、本案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる内容を申し上げますと、

第一は、設備機械類の製造業者を相手方として、会計年度ごとに国が包括保険契約の形の信用保険契約を結ぶこととしたことであります。

第二は、保険契約を締結した場合、その割賦販売代金が不払いとなったときの損失を国が塡補することとし、その塡補の割合は百分の五十としたことであります。

第三は、保険事業の健全な運営をはかるため、特定の場合には政府は保険契約を締結してはならないこととするとともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には代金回収に努力する義務を課し、また、製造業者等が法律または契約の条項に違反した場合には保険金の不払いまたは返還等の措置をとることができることとしたことであります。

第四は、信用保険事業を運営する方式として、国が一般会計からの繰入金等をもつて特別会計を設置し、独立採算制による事業の運営をすることとしたことであります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託され、二月二十八日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自来、慎重な審議を重ね、本日採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、採決後、三党共同提案による附帯決議を付することに決しました。

以上、報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告（五月三十一日）

○劔木亨弘君　ただいま議題となりました二法案につき、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、機械類賦払信用保険臨時措置法案について申し上げます。

御承知の通り、機械工業は、経済の高度成長に関して主導的な役割を果たしていますが、これを側面から助成するために、特に中小企業の設備近代化を推進し、かつ、設備機械の市場の拡大と安定をはかる必要が認められ、そこで、これらの要請に応じ得る施策として、機械類の割賦販売を促進することが適切とされました。しかし、中小企業に対する割賦販売取引は逐年増加してはいますが用危険が大きいという実情にかんがみまして、政府が機械類の割販売取引に信用保険をつける制度を確立して、この種の割賦販売取引を促進するという趣旨で本法案が提出されました。

本法案の要点は、第一に、政令で指定する設備機械類の割賦取引をしているメーカー等に対して、国が包括信用保険をつけること。第二に、この保険契約をしたメーカー等の割賦販売代金がつきになつた場合に、国がその実損額の五割を塡補すること。第三に、政府は、特定の場合に限り、この保険契約の締結を拒否できることとし、また、当該メーカー等がこの法律の規定や契約事項に違反したときには、保険金の不払いや返還などの措置がとれること。第四に、本事業の独立採算のため、別途、本国会に、機械類賦払信用保険特別会計法案が提出され、かつ、本年度特別会計に基金として二億円が計上されており、また、同総則で、保険契約の限度総額を百五十億円と規定していること。第五に、本法を五年間の限時法としていること。

以上であります。

機械類賦払信用保険臨時措置法

当委員会では、審査に際して熱心な質疑がかわされ、そのおもなるものは、本法の適用を受ける企業の規模別内訳、建設機械など大メーカーの優遇措置にならぬか、本法における所有権の関係、及び地方自治体で施行する月賦販売損失補償制度との調整などでありますが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して椿委員より、本法律の運用にあたり、中小企業の設備近代化を促進するという目的を逸脱して、売り手である大企業の優遇にならぬよう、十分に注意することを希望して、賛成意見が述べられ、次いで、自由民主党を代表して川上委員よりも、中小企業の設備近代化に重点を置いて運用することを希望して賛成意見が述べられました。

かくして討論を終わり、採決に入りましたが、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、商工会の指導連絡に当たるための上部組織として、商工会連合会を法制化しようとするものでありまして、その概要は、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会の二種類の連合会を設け、その事業、会員、設立手続、管理等について定めるとともに、これら連合会の行なう指導事業について国が助成できるようにするものであります。

なお、衆議院において、都道府県連合会の員外理事の定数について修正がなされました。

本委員会におきましては、大都市における商工会議所の小規模事業者対策の実情と、経営改善普及員の配置、待遇及び身分保障の問題、商工会連合会が検定を行なう場合の会議所との調整の問題等について、熱心に質疑応答が重ねられましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上二法案についての報告を終わります。

◎機械類賦払信用保険特別会計法

（昭三六・六・一九法一五七）

一、提案理由（三月二日）

（関税定率法の一部を改正する法律（昭三六―法二六）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（五月十七日）

○鴨田宗一君　ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、機械類賦払信用保険特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出されました機械類賦払信用保険臨時措置法案による機械類の信用保険事業に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに機械類賦払信用保険特別会計を設置しようとするものであります。

以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、この会計は、通商産業大臣が管理することとし、一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とすることといたしております。

第二に、この会計の歳入は、保険料、保険金支払い後納付される回収金、一般会計からの繰入金等とし、歳出は、保険金、事務取扱費、一時借入金の利子等といたしております。

その他、この会計の予算及び決算に関して必要な事項のほか、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について所要の規定を設けることといたしております。

本案につきましては、審議の結果、昨十六日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十九年にこの企業資本充実法が制定せられ、一定規模以上の株式会社に対して、再評価積立金の資本組み入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせるため、所要の措置が講ぜられて参つたのでありますが、この法律案は、近くこの規定の適用期限が切れるにあたつて、規制を若干強化して、適用期限をさらに三年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

すなわち、第一に、再評価積立金の資本組み入れ促進の措置といたしまして、現在、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは、再評価積立金の資本組み入れ割合が百分の三十に満たないときは年一割二分、百分の五十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないものとされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から二年間については、資本組み入れ割合が百分の三十に満たないときは年一割、百分の五十に満たないときは年一割二分、百分の

七十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととし、さらに、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から一年間については、資本組み入れ割合が百分の四十に満たないときは年一割、百分の六十に満たないときは年一割二分、百分の八十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととしたいたしております。

第二に、減価償却励行のための措置といたしまして、減価償却の額が普通償却範囲額の百分の九十に満たないときは、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から二年間については年一割二分、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から一年間については年一割をこえる配当を行なつてはならないこととしたいたしております。

第三に、再評価積立金の資本組み入れ割合が百内の八十以上である場合、または再評価積立金の額の百分の十以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れ、再評価積立金勘定を廃止することができることといたしております。

最後に、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度以後における再評価積立金の資本組み入れの促進については追つて法律で定めることとといたしております。

この法律案は、参議員先議で、本委員会において慎重に予備審査を続けて参りしたが、昨日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（六月八日）

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三六―法一六〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三六・七・一法一五八）（衆）

一、提案理由（五月十一日）

○久野忠治君　ただいま議題となりました二法案のうち、まず、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につき、内閣委員会を代表いたしまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この改正案は、本法の施行の状況及び駐留軍関係離職者の特殊事情にかんがみ、実情に即した改正を行なおうとするのが、その趣旨であります。

その要旨を御説明申し上げますと、

まず、第一に、中央協議会の委員に厚生次官を加えるため、委員の定数を一名増加し、連絡調整を一段と強化することであります。

第二は、中央協議会に事務局を設置し、機能の強化をはかることであります。

第三は、条例によつて置くことができるとなつている都道府県協議会と同様に、市町村にも駐留軍関係離職者等対策協議会を設けることができることとし、国はこれに要する経費の一部を補助することとして、実情に即した対策が講ぜられるようにすることであります。

第四は、特別給付金の支給範囲を広げて、昭和三十二年六月二十二日の岸・アイク声明の行なわれたときに、PX従業員等、軍諸機関雇用労務者であつた者が引き続き在職し、政府雇用労務者に切りかえられた後離職した場合には、前の軍諸機関雇用労務者であつた在職期間と政府雇用労務者としての在職期間とを通算して特別給付金を支給できるように改めることであります。

第五は、駐留軍関係離職者で、公共職業訓練を受ける者には職業訓練手当を、公共職業安定所の紹介による就職のため居所または住所を変更する者には移転に要する費用を、それぞれ支給することであります。

その他、本案は、公布の日から施行するが、職業訓練手当及び移転に要する費用の支給に関する部分は雇用促進事業団法の施行の日から施行するといたしているほか、所要の改正を加えております。

なお、本案施行に要する経費は、本年度既定予算の範囲内及び予備費をもつて充てることにいたしております。また、内閣の意見も求めております。

本案は、五月十日、内閣委員会におきまして検討の結果、全会一致をもつて成案を得たものであります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、過日締結された犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東地域研修所を日本国に設置することに

関する国際連合と日本国との間の協定に基づき、国際連合と協力して行なう研修、研究及び調査に関する事項を本省の所掌とし、その事務を法務総合研究所に行なわせることであり、第二は、東京入国管理事務所羽田空港出張所を羽田入国管理事務所に昇格させることであります。

本案は、去る二月二十八日本委員会に付託、三月二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議の上、五月十日質疑を終了いたしましたところ、草野委員より、施行期日を「公布の日」と改める修正案が提出され、会全一致をもつて修正案の通り修正決議すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

二、参議院社会労働委員長報告（六月二日）

○吉武恵市君　ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案の要旨は、第一に、中央駐留軍関係離職者等対策協議会の委員を増加し、事務局を新設して、機能を強化すること。第二に、市町村にも駐留軍関係離職者対策協議会を設置し得ることとし、国はこれに要する経費の一部を補助すること。第三に、昭和三十二年六月二十二日以来駐留軍諸機関雇用の労務者として勤続し、政府雇用の労務者に切りかえられ、引き続き所定期日まで勤務した後、離職した者に支給する特別給付金については、駐留軍諸機関の雇用期間を在職期間に通算すること。第四に、離職者で公共職業訓練を受ける者に訓練手当を、職業紹介によつて転居就職する者に移転費を、それぞれ支給すること等であります。

委員会におきましては熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなるものを申し上げますと、駐留軍関係離職者は国の政策によつて離職した者であるから、石炭鉱業関係の離職者と同様の保護を加えるべきではないか。駐留軍関係離職者の就業のために、未処理の旧軍施設を優先的に払い下げ、またその手続を簡易にすべきではないか等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

（註）衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎割賦販売法（昭三六・七・一法一五九）

一、提案理由（二月二十八日）

○椎名国務大臣　割賦販売法案について提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国における割賦販売がここ数年来急速な発展を遂げておりますことは、皆様御承知の通りでありますが、このように割賦販売が国民経済上かなりの地歩を占めるようになりましたのは、それが一般消費者にとつては消費支出の合理化を通じて生活水準の向上に役立つとともに、生産業者にとつては国内における商品市場を拡大し、大量生産による生産費の切り下げを可能とするからでありまして、このような制度は今後もますます発展していくものと考えられるのであります。

しかしながら、割賦販売は長期間にわたる継続契約であるため、割賦販売業者と購入者との間に紛争が生じやすい等種々の問題がありますので、今後割賦販売の健全かつ合理的な発達をはかつていくためには、一般の購入者の保護、割賦販売業者の確保、その他割賦販売の健全化について必要な措置を講ずる必要があるものと考えられます。これが本法案を提案するに至つた理由であります。

次に本案の概要について申し上げますと、第一に、一般の購入者を保護するため、割賦販売業者に対して現金価格、割賦販売価格等を明示する義務及び割賦販売契約の基本的な内容を記載した書面を購入者に交付する義務を課するとともに、契約の解除、損害賠償等に関して購入者を不当に不利な立場に置く契約条項は無効とすることにしております。

第二に、割賦販売業者の債権の確保をはかるため、割賦販売された商品の所有権は、その代金が完済されるまでは割賦販売業者に留保されたものと推定することとしております。

第三に、割賦販売の健全な発達をはかるため、必要があるときは、主務大臣は、商品ごとに頭金の割合と賦払い期間とについて標準を定めてこれを公示し、それに著しく違反して割賦販売が行なわれ、割賦販売の健全な発達に著しい支障が生ずるようなときは、その割賦販売業者に対して販売条件の改善を勧告することができるようにして、割賦販売の健全化をはかることとしております。

第四に、商品の引き渡しに先だつて購入者から代表を受領する前払い式割賦販売は、登録を受け、営業保証金を供託した者でなければ業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者を資力、信用のある者に限ることによつて、一般の購入者の保護をはかることとしております。

第五に、信販会社、チケット発行団体等の割賦購入あつせん業者の発行する証票が大量に転々流通すること及びその目的外使用により不健全金融が行なわれることを防止するため、それを譲り受け、あるいは資金の融通に関して提供させることを業として行なうことを禁止することとしております

第六に、割賦購入あつせんは、登録を受け、営業保証金を供託した者でなければ業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者を資力、信用のある者に限ることによつて加盟小売店の保護をはかることとしております。

本法案の内容は、おおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

次に、鉱工業技術研究組合法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

世界的な技術革新と貿易自由化の進展に即応しつつ、当面せる国民所得倍増計画を達成するためには、産業構造を高度化し、生産能率の向上をはかることが必須の要件であり、そのためには、その基礎となる鉱工業技術を大いに振興しなければならないことは、あらためて申し上げるまでもないところであります。

わが国産業界においても、近年、国産技術を創造するための自主的試験研究体制を確立しようとする機運が次第に高まつてきているのでありますが、基礎研究から大規模な工業化への一貫した試験研究の展開とか、多数部門の技術の総合化を必要とする試験研究の遂行等につきましては、一事業者の力のみをもつてしては実施困難な場合が少なくないのでありまして、これらについては事業者が協同して研究する体制をとることが有効適切な方策であると考えられるのであります。

しかるに、現在協同研究体がとり得る組織としてあげることができる公益法人、中小企業等協同組合、会社、任意団体等は、いずれも協同研究を推進するための組織といたしましては、適切といえない場合が多いのであります。

そこで、協同研究のために最も適した組織として新たに鉱工業技術研究組合という制度を設け、産業界における鉱工業技術の協同研究の推進をはかり、もつて技術水準の向上に寄与しようとするのが、本法律案の主眼とするところであります。

この法律案の内容につきましては、御審議のつど詳細に御説明申し上げたいと存じますが、ここにその概略を述べさせていただきますならば、鉱工業技術研究組合の組織としての著しい特質は次の諸点であります。

第一は、試験研究を主たる目的とする性格上、非出資の組合とし、組合の運営に要する費用は原則として組合員に対する賦課金によることとした点であります。

第二は、本制度の乱用を避けるため、実質的には一企業の研究所と異ならないよう営業的な組合あるいは休眠組合を排除し得るよう規定を整備した点であります。

第三は、事業年度ごとの剰余金の分配を禁じ、組合の非営利性を明確にするとともに、事業遂行の基礎を自壊させることのないよう配慮した点であります。

その他につきましては、本組合が試験研究に関する相互扶助組織でありますので、必要に応じ、類似の性格を有する中小企業等協同組合に関する規定を準用することとしております。

次に本法律案におきましては、組合の結成及びその行なう試験研

究の促進をはかるための税制上の特別措置を置くこととしておりその内容につきましては租税特別措置法の一部を改正する法律案において御審議を願うこととなつております。

以上がこの法律案の提案理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、機械類賦払信用保険臨時措置法案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の国民経済上、中小企業がきわめて重要な地位を占めており、今後のわが国経済の健全な発展をはかるためには、中小企業の設備の近代化を強力に推進する必要があることは、論を待たないところであります。

最近、設備機械につきまして、主として中小企業に対する割賦販売が徐々に増加しておりますことは、ただいま申し上げました中小企業の設備の近代化という面から、きわめて注目に値することと存じます。しかしながら、割賦販売の相手方は主として中小企業でありますので、割賦販売に伴う信用危険が大きく、設備機械の製造業者等が割賦販売を一段と積極化するには、なお相当の困難がある実情にあります。

他方、そのような設備機械の供給の任に当たりますわが国の機械工業は、国民経済の高度成長をになう産業として、所得倍増計画におきましても今後画期的な発展を期待されておりますが、現状におきましてはその国際競争力はなはだ弱体であり、今後の貿易自由化に対処して、早急に生産規模を高めてコスト引き下げをはかる必要があり、特に工作機械等の設備機械につきましては、割賦販売によつて国内市場を積極的に拡大すると同時に、市場の安定をはかる必要が痛感されております。

かように中小企業の設備の近代化を推進するという面と、設備機械の市場の拡大と安定をはかつてその国際競争力を強化するという二つの要請にあわせこたえるためには、設備機械の割賦販売を今後大いに促進することが必要であると存ずるものでありますが、このためには割賦販売取引について政府による信用保険制度を確立することが何よりも肝要であり、これが本法案を提案するに至つた理由でございます。

次に本法案の概要について申し上げます。

第一に、保険契約の形式でございますが、これは原則として設備機械類の製造業者を相手方として、会計年度ごとに、国が包括保険契約の形の信用保険契約を結ぶこととしております。包括保険契約の形をとりましたのは、その会計年度内にその製造業者が割賦販売をする特定の設備機械は、すべて保険契約の対象となりますので、危険が分散されて保険料の低減をはかることができるわけでございます。

第二に保険契約の内容でございますが、この保険契約を締結いたしますと、製造業者は設備機械類を割賦販売した場合に、その割賦販売代金が不払いとなつたときの損失を、国から塡補されることになります。この損失に対する国からの塡補の割合は、百分の五十となつております。

第三に、保険事業の健全な運営をはかるため、特定の場合には、政府は保険契約を締結してはならないこととするとともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には、代金回収に努力する義務を課し、回収金は政府が塡補した損害の割合に応じて政府に納付させ、また製造業者等が法律または契約の条項に違反した場合には保険金の不払または返還等の措置をとることができることとしております。

第四に、本法案による信用保険事業を運営する方式でございますが、その能率的、合理的運営をはかるため、国が一般会計から繰入金等をもつて特別会計を設置し、この特別会計をもつて独立採算制による事業の運営をすることとしております。なお、ただいま申し上げました特別会計につきましては、別途機械類賦払信用保険特別会計法案を提出いたしております。

本法案の内容はおおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院商工委員長報告（五月三十日）

○内田常雄君　ただいま議題となりました割賦販売法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

割賦販売制度は近年急速な発展を遂げておりますが、他面、それに伴つて種々の混乱や弊害も生じておりますので、その取引秩序を確立するための措置を講ずる必要があるというのが、提案の趣旨であります。

本案のおもなる内容について申し上げますと、第一に、割賦販売業者に指定商品の現金価格、割賦販売価格等を明示する義務並びに購入者に対して所定の書面を交付する義務等を課し、さらに、購入者を不当に不利な立場に置く契約条項は無効といたしたこと、第二に、主務大臣は、指定商品ごとに頭金の標準割合及び標準割賦期間を定めて公示し、これに著しく違反する業者に対し改善の勧告ができることといたしたこと、第三には、前払い式割賦販売の業務並びに割賦購入あつせんの業務、すなわち、いわゆるチケット発行の事業は、登録を受け、営業保証金を供託した資格ある法人でなければこれを営むことができないこととといたし、また、証票を担保とする金融業を禁示したことなどであります。

本案は、去る二月二十三日当委員会に付託され、椎名通商産業大臣から提案理由の説明を聴取して以来、数次にわたり質疑を行ない、さらに、小委員会を設置して慎重に審査した結果、本日、小委員長岡本茂君より、中小商業者の事業の安定その他数点を内容とする修正案が提出されましたので、採決に付しましたところ、全会一致をもつて修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には附帯決議が付されましたが、右の修正案並びに附帯決議の内容は委員会議録を御参照願いたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告（六月八日）

（原子力損害の賠償に関する法律（昭三六―法一四七）の委員長報告と一括して掲載）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三六・七・三法一六〇）

一、提案理由（四月二十五日）

○大久保政府委員　ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回シンガポール自治州政府との間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承認を求めるため、別途御審議を願っているのでありますが、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。

以下、この法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず第一に、配当所得に対する所得税の税率の特例を定めることといたしております。すなわち、現行の所得税法では、非居住者または外国法人が日本法人から支払いを受ける配当に対する所得税の税率は二〇％になつておりますが、今回の条約によりますと、シンガポールの居住者である個人または法人が支払いを受ける配当で日本国内にある恒久的施設に帰属しないものに対する税率は一般的に一五％をこえることができず、特にシンガポールの法人が日本法人の議決権ある株式の二分の一以上を直接または間接に所有しているときには、一〇％をこえることができないこととなつておりますので、この条約の規定を受けて、この法律案では、これらの場合における所得税の税率を、前者にあつては一五％、後者にあつては一〇％とすることにしているのであります。

第二に、シンガポールの租税の徴収につき必要な事項を定めることといたしております。今回の条約によりますと、租税条約によつて認められる軽減その他の特典がこれを受ける権利のない者によつて享受されることがないようにするために、日本、シンガポール自治州両政府は相互に相手国の所得税または法人税を徴収することができることになつておりますので、これに基づき、わが国におけるシンガポールの租税の徴収は、シンガポール自治州政府からの嘱託に基づき、国税徴収の例によつて行なうこととする等、所要の規定を設けることとしているのでございます。

最後に、今回の条約の実施に関して必要な手続その他の事項は、条約の規定に趣旨に従い、大蔵省令でこれを定めることとしておるのであります。

以上、所得に対する租税に関する二重課税の脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について提案の理由を御説明申し上げました。

日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案の提案理由及びその内容を申し上げましたが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（五月十九日）

○足立篤郎君　ただいま議題となりました、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府は、今回、シンガポール自治州政府との間に、所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承諾を求めるため別途提案されましたが、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

本法案の大要は次の通りであります。

現行の所得税法では、非居住者または外国法人が日本法人から支払いを受ける配当に対する所得税の税率は二〇％になつておりますが、今回の条約によりますと、シンガポールの居住者である個人または法人が支払いを受ける配当に対する税率は一般的に一五％以内に制限され、特に、シンガポールの法人の子会社の場合は一〇％を

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律　四六三

こえることができないこととなつておりますので、この条約の規定を受けて、本法律案では、これらの場合における所得税の税率をそれぞれ一五％及び一〇％とすることとしております。

なお、シンガポール自治州政府からの嘱託に基づく租税の徴収につき必要な事項を定めております。

本案につきましては、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（六月八日）

○上林忠次君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

今国会において、わが国とシンガポールとの間の租税条約が別途本院で承認せられております。本法案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて所要の措置を講じようとするものであります。

本委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知おき願います。質疑終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、機械類賦払信用保険特別会計法案について申し上げます。

本案は、今国会においてさきに成立いたしました機械類賦払信用保険臨時措置法に基づく機械類賦払信用保険の経理を一般会計と区分して明確にするため、特に特別会計を新設し、歳入歳出等必要な事項について規定しようとするものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知願いますが、質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、税理士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、税理士制度の運営の実情に顧み、税理士の登録事務を日本税理士会連合に移譲することとし、また、特別試験制度の期限を当分の間延長しようとするものであります。

委員会の審議の詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、討論に入りましたところ、天田委員より、三年間を目途として税理士制度全般の検討を完了することを要望する旨の附帯決議を付して賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定し、天田委員提出の附帯決議案も全会一致をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との条約を修正補足する議定書の締結について承認を求める件（昭三六・三・二四国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月八日）

○津島政府委員　ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求める件につきまして提案理由を御説明いたします。

御承知のようにわが国は昭和二十九年四月十六日に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約に署名いたしました。その後この条約は昭和三十二年三月に補足議定書によつて補足されていますが、日米両国間の二重課税の排除に大きな役割を果たし、両国間の経済交流の促進に寄与しております。しかしながら、この条約の発効後すでに五月の年月を経まして、その間にいろいろと新しい事態も生じ、これに応じて条約を修正補足する必要が感ぜられましたので、政府は、客年二月初めよりワシントンにおいて、現行条約を修正補足するための交渉を行ないました。その結果、同年三月二十二日に両政府代表団の間で案文の仮調印を了し、同年五月七日に東京でこの議定書に正式署名を行なつた次第であります。

この修正補足議定書の主たる内容は、日本銀行及び米国連邦準備銀行の受取利子の相互免除を認めたこと、及び企業の利子の発生源泉の規定が不十分なため二重課税を生ずるおそれもあつたので、この点を修正して利子の発生源泉を明確にしたことでありまして、そのほかに現行条約締結後に生じた事態に応じるために若干の修正を行なつております。

よつて、以上申し上げました利益を考慮し、この議定書の効力発生のために必要な手続をとりたいと存じ、ここにあらためてこの議定書の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

昭和三十三年十二月に日本国とパキスタンとの間の租税条約締結の交渉を行なつた際、パキスタン側は、同国の産業政策を全面的に検討中であるため、利子に関する条項はあらためて後に交渉を行なうことを希望しましたので、交換公文において「両国は、千九百五十九年末までに利子課税に関して交渉に入ることに同意する」旨を

確認いたしました。

この約束に基づいて、一九五九年末にわが方より利子条項に関する案をパキスタンに提示し、続いて両国代表団の間で交渉を行なつた結果、交渉が妥結しましたので昨年六月二十八日に東京で利子に関する補足議定書に署名した次第であります。

この議定書は、利子一般について三〇%以下の軽減税率を適用することとし、また、公債の利子並びに重要産業に従事するパキスタンの企業及び日本のすべての企業が発行する社債及びこれらの企業に対する貸付金の利子は、相互に免税することとし、さらに、この際にパキスタンで免除された租税は、日本で外国税額控除の際にパキスタンで支払つたものとみなして控除する旨規定しております。

この議定書の締結により、日パ租税条約は一そう充実したものとなり、今後両国間の経済協力の促進に寄与するものと考えます。

よつて、以上申し上げました利益を考慮し、この議定書の効力発生のために必要な手続をとりたいと存じ、ここにこの議定書の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

ただいま議題となりました移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

ブラジルはわが国にとりまして最大の移住者受入国でありまして、戦前は約三十年間に十八万六千人がブラジルへ移住いたし、戦後も、昭和二十七年に対伯移住が再開されて以来、昭和三十五年八月までに約三万七千人が渡伯いたしました。これらの在伯日系人は、農業を初め各種の分野において、目ざましい活躍をいたしておりますが、今後ともますます対伯移住を発展させ、かつ、移住者がブラジルにおいて十分な援助と保護とを与えられるようにするため、移住に関する協定をブラジルと締結することが望まれていた次第であります。

ブラジルにおける対日感情はおおむね良好であるとはいえ、戦時中の臣道連盟事件その他の不祥事により、ブラジルの一部におきましては日本人移住者に対する不信、警戒の念もまた根強く存しているわけでありまして、協定締結の時期については慎重な考慮を要した次第であります。たまたま、昭和二十九年にサンパウロ四百年祭が、また、昭和三十三年には日本人移住五十年祭が挙行される等のことがあり、ブラジルの経済開発に果たした日本人移住者の役割がブラジルの朝野に強く認識されましたのを機会に、政府は、移住協定締結の交渉を開始いたすこととといたしたのであります。

交渉は、昭和三十三年十月に開始されて以来二年有余にわたりましたが、さる昭和三十五年十月に妥結し、同十一月十四日にリオデジャネイロにおいて協定の署名調印を見た次第であります。

この協定は、五十カ条にわたる詳細なものでありますが、その条項の大部分な計画移住に関するものであります。計画移住とは、伯国の経済開発計画に沿うものとして、ブラジルの当局が積極的に介入し援助を与え、計画的に行なわれる移住でありまして、一般の移住――自由移住と著しく異なるものであり、これを主眼に協定が結ばれますことは、すなわち、わが国がブラジルの経済開発に寄与しようとする両国の協力の精神の現われであります。

協定の要点といたしましては、第一に、計画移住は、従来伯側の一方的措置によつたものと異なり、日伯双方政府が合意の上作成する計画に基づいて行なわれることになりました。また、自由移住についても両国はその促進に努力することが約束されました。第二に、移住者に対する両国政府の援助の措置が、協定上の義務として約束されることであります。ことに計画移住者については、ブラジル上陸後、目的地に配置されるまでの間の、宿泊、給食、輸送等がブラジル当局の責任として規定され、また携行する職業用具等は無税通関を許されます。なかんずく、農業関係の計画移住者で伯国の植民計画に基づいて移住する者、すなわち植民者に対しては、右の援助のほかに、土地の取得、地方税の免除、道路の建設、試験場の設置等に関するブラジル側の援助が規定されました。第三に、工業・技術関係の移住が、計画移住として行なわれ得ることであります。この種の移住は従来は自由移住としてのみ行なわれていたものでありますが、協定が発効すれば、計画移住の中に取り上げられることができ、さきに述べましたごとき、ブラジル側の援助を受けることができることとなります。

よつて、ここにこの協定締結について御承認を求める次第でございます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件　四六七

二、衆議院外務委員長報告（二月二十八日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました二つの案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、日米議定書につき申し上げます。

この議定書は、昭和二十九年に締結され、三十二年に補足された二重課税に関する条約をさらに修正補足するものでありまして、昨年五月七日に東京において署名を了しました。

そのおもなる内容は、日本銀行及び米国連邦準備銀行の受け取り利子の相互免除を認めたこと及び企業の利子の発生源泉の規定が不十分なため二重課税を生ずるおそれもありましたので、この点を修正して、利子の発生源泉を明確にしたこと等であります。

次に、日本パキスタンとの議定書につき申し上げます。

この議定書は、昭和三十四年に締結された二重課税に関する条約に利子課税について補足するものでありまして、昨年六月二十八日に東京において署名を了しました。

そのおもなる内容は、利子一般について三〇%以下の軽減税率を適用すること、また、公債の利子並びに重要産業に従事するパキスタンの企業及び日本のすべての企業が発行する社債及びこれらの企業に対する貸付金の利子は相互に免税すること、さらに、このようにしてパキスタンで免税された租税は日本で外国税額控除の際パキ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件

（昭三六・三・二四国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月八日）

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書（　）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（二月二十八日）

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書（　）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院外務委員長報告（三月二十四日）

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書（　）の委員長報告と一括して掲載）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件

○木内四郎君　ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日米間の議定書について御報告いたします。

現行の日米租税条約は、昭和三十二年に補足され、両国の輸出入銀行の受取利子を相互に免税することといたしましたが、今回の修正補足議定書は、さらに日本銀行及び米国連邦準備銀行の受取利子を相互に免税することとし、また、企業の利子の発生源泉の規定が不十分であるため二重課税を生ずるおそれもありましたので、利子の発生源泉を明確に規定し、その他若干の修正を現行条約に加えたものでありまして、昨年五月七日に東京で署名されたのであります。

次に、パキスタンとの議定書は、昭和三十四年わが国とパキスタンとの間に租税条約が締結されました際、パキスタン側は、同国の産業政策を全面的に検討中でありましたため、利子に関する条項は後日あらためて交渉することとなつておりましたところ、一昨年末以来の交渉の結果、昨年六月二十八日に、東京で利子に関するこの補足議定書が署名されたのであります。

この議定書は、利子一般について三〇％以下の軽減税率を適用することとし、また、重要産業に従事するパキスタンの企業及びすべての日本の企業に対する貸付金の利子その他一定の利子は相互に免税することとし、このようにしてパキスタンで免除された租税は、日本で外国税額控除の際にパキスタンで支払つたものとみなして控除する旨規定しております。

両件に対する質疑の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

委員会は、昨二十三日質疑を終え、討論採決の結果、両件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

◎移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・四・一二国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月八日）

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書（　）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（三月十七日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について、承認を求めるの件につきまして外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

ブラジルは、わが国にとりましては最大の移住者受け入れ国でありまして、すでに戦前において十八万六千、戦後においても三万七千の移住者を出しております。かつ、これらの移住者及びその子孫は農業その他の分野において目ざましい活躍をいたしておりますが、ブラジル移住の発展のため、また、移住者がブラジルにおいて十分な援助と保護とを与えられるための移住協定がありませんので、これが締結を特に望まれておりました次第であります。

一方、ブラジルにおける対日感情はおおむね良好であるとはいえ、世界大戦の影響をこうむり、ブラジルの一部におきましては、日本人移住者に対する不信、警戒の念も根強く存在し、協定締結の障害をなしておりました。

たまたま、昭和二十九年のサンパウロ四百年祭、三十三年の日本人移住五十年祭等も行なわれ、ブラジルの経済開発に果たした日本人移住者の役割がブラジル朝野の人々に強く認識されましたので、この好機をとらえ、両国政府は移住協定締結の交渉を開始いたしました。交渉は二年有余にわたりましたが、ついに妥結を見まして、昨年十一月十四日にリオデジャネイロにおいて協定の署名調印を了しました。

この協定は、五十カ条にわたる詳細な規定を含み、わが国としては最初の総括的な移住協定であります。その条項の大部分は計画移住に関するものであります。すなわち、計画移住とは、ブラジル国の経済開発に沿うものとしてブラジルの当局が積極的に介入し、援助を与え、計画的に行なわれる移住でありまして、一般の移住、いわゆる自由移住と著しく異なるものであります。

協定の要点をあげますれば、

第一に、計画移住は、従来ブラジル側の一方的措置によったのと異なり、日伯双方の政府が合意の上作成する計画に基づいて行なわれることであります。また、自由移住についても、両国はその促進に努力することを約束しております。

第二に、移住者に対する両国政府の援助の措置が協定上の義務として約束されることであります。ことに、計画移住者については、ブラジル上陸後、目的地に配置されるまでの間の宿泊、給食、輸送等がブラジル当局の責任として規定され、また、携行する職業用具等は無税通関を許されます。なかんずく、農業関係の計画移住者で、ブラジル国の植民計画に基づいて移住する者、すなわち、植民者に対しては、これら援助のほかに、土地の取得、地方税の免除、道路の建設、試験場の設置等に関するブラジル側の援助が規定されております。

第三に、工業技術関係の移住が計画移住として行なわれ得ることであります。この種の移住は、従来は自由移住としてのみ行なわれていたものであります。

本件は、二月七日外務委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き質疑を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、三月十七日討論に入り、日本社会党田原春次君から本件に対する賛成の意が表明せられ、直ちに採決を行ない、本件は全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

なお、本件に関し、田原君の討論中において、次の政府に対する要望決議案が提出されました。すなわち、

政府は本協定発効後において国内の諸態勢を整備し次の諸点に留意し、もつて大量移住の促進に努力するよう強く要望する。

一、国内における海外移住の啓蒙宣伝を強化拡大すること。

二、海外移住後における独立営農資金、漁民自営資金、中小企業者の設備及び運転資金等の融資手続に関し、その簡素化をはかるとともに、これら中小業者への援助を強化すること。

三、移住行政に関する基本的な法制を樹立すること。

本決議案は、採決の結果、全会一致をもつて可決されました。

以上、報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（四月十二日）

○本内四郎君　外務委員会における本件審議の経過並びに結果を御報告いたします。

ブラジルはわが国にとつて最大の移住者受け入れ国でありまして、戦前は三十余年間に約十八万六千名が移住した実績があり、戦後においても、昭和二十七年に移住が再開されて以来、年々その数が増加し、昭和三十四年度に七千人をこえるという実情でありましたが、従来両国間には移住協定がなく、移住者に与えられるブラジルにおける待遇及び援助は、もつぱらブラジル政府の自発的、一方的措置にゆだねられていたものであります。しかるところ、近年日本人移住者がブラジル国民経済の発展に果たした大きな役割がブラジル朝野にあらためて認識されるに至つたのを機会といたしまして、両国間に交渉が開始され、二年余の折衝の結果、昨年十一月十四日リオ・デ・ジャネイロにおいて本件協定が署名調印されたものであります。

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

この協定は五十カ条にわたる詳細なものでありますが、その条項の大部分は計画移住に関するものであります。計画移住というのは、ブラジル国の経済開発計画に沿い移住するものであり、従つてブラジル当局が積極的に介入し特別な援助を与える点に、一般自由移住と異なる特色があるのであります。

協定の要点をあげますと、第一に、計画移住は日伯双方の政府が合意の上作成する計画に基づいて行なわれるものでありますが、他方、自由移住についても両国がその促進に努力することを約束したこと、

第二に、移住者に対する両国政府の援助措置が協定上の義務として約束されている点であります。ことに計画移住者については、ブラジル上陸後目的地に配置されるまでの間の宿泊、給食、輸送等がブラジル当局の責任として規定されていること、携行する職業用具等は無税通関が許されていること、ブラジルの植民計画に基づいて移住するいわゆる植民者に対しては、右の援助のほか、土地の取得、地方税の免除、道路の建設、試験場の設置等に関して、ブラジル側の援助が規定されております。第三には、工業技術関係の移住も計画移住として行なわれ得ることになつておるのであります。

委員会の審議におきましては、計画移住の内容、従来からの自由移住に対するこの協定上の取り扱い、協定実施に関する混合委員会の性格と構成、商工業移住者送出に関する政府の方針とブラジル側の受け入れ態度等につき質疑が行なわれたのでありますが、詳細は会議録により御承知願いたいと思います。

委員会は、昨十一日採決の結果本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。

◎国際法定計量機関を設立する条約

（昭三六・六・二条三）

一、提案理由（二月二十二日）

○津島政府委員　ただいま議題となりました国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

計量に関する国際条約といたしましては、すでに明治八年のメートル条約があり、わが国も明治十八年以来その加盟国として活動しておりますが、このメートル条約は、メートル単位の国際的標準の設定、計量単位に関する研究等を目的とする学術的性格を有しており、計量器の実際上の使用に伴つて生ずる技術上、行政上の諸問題についてはこれを取り扱つておりませんので、これらの問題を国際間で統一的に解決するための国際機関を設立しようとする動きは、つとに第一次大戦後から見られたのでありますが、昭和三十年十月に至り、パリにおいて二十二カ国の代表によつてこの国際法定計量機関を設立する条約が署名されたのであります。

この条約は、昭和三十三年五月に発効いたしておりますが、前述の通り、計量器の実際の使用から生ずる技術上、行政上の諸問題の国際的解決と、そのための国際協力とを目的とする国際法定計量機関の設立、同機関の任務、事業等につき全文四十カ条にわたつて規定しているものであり、昨年末現在独、仏、インド、ソ連等二十七カ国がこれに加盟しております。

わが国といたしましても、この条約に加入し、国際法定計量機関の加盟国となることによりまして、メートル条約加入以来のわが国の計量の分野における国際的地位をさらに向上せしめ、かつ、この分野における国際協力に積極的に寄与することができますとともに、わが国自身の計量技術計量制度の発展に資することができると期待される次第であります。

よつて、ここにこの条約の締結について御承認を求める次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

政府は、一昨年来カラチにおいてこの条約を締結するため、交渉を行なつて参りましたが、昨年十二月アユーブ・カーン、パキスタン大統領の来朝に際し、懸案の最終的解決を見るに至りまして、御承知のように同月十八日池田内閣総理大臣及び小坂外務大臣とアユーブ・カーン、パキスタン大統領との間でこの条約及び議定書に署名を行なつた次第であります。

この条約の内容は、両国間の平和及び友好関係の強化、貿易及び通商関係の促進並びに投資及び経済協力の助長のため、無条件の最恵国待遇の原則を基礎として、入国、滞在、旅行、居住、身体及び財産の保護、事業活動及び職業活動、工業所有権、仲裁判断、関税、

為替管理、輸出入制限、貿易経済関係の強化、科学技術知識の交換及び利用の促進、国家貿易等広範な事項についての待遇を規定しております。

両国の間には、現在関税及び貿易に関する一般協定が適用されておりますが、この条約の締結により、両国間の通商経済関係は、さらに一そう安定した基礎の上に置かれることになるものと期待されます。

よつて、以上申し上げました利益を考慮し、また、パキスタン側においても、近く条約批准の措置をとる予定でありますので、この条約の効力発生のため、わが国も必要な手続をできるだけ早急にとりたいと存じ、ここにこの条約の締結について御承認を求める次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

次に通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー、ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

御承知のように、わが国は、欧州諸国との間の貿易の拡大に努力し、特にわが国に対しガット第三十五条を援用しております諸国につきましては、貿易関係の正常化と安定化のため、同条援用撤回の交渉を行なうかたわら、相手国の事情に応じ通商航海条約ないし通商協定の締結交渉を行ないつつありますが、ベネルツクス三国、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグに対しましても昨年五月二十三日から通商協定締結に関する交渉を東京において行ないました結果、最終的に妥結いたしまして、さる十月八日に東京で、通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンベルグ経済同盟との間の協定に正式署名を行なつた次第であります。

この協定の内容は、基本的には、さきにわが国がオーストラリアとの間に締結しました通商協定にならうものでありまして、関税及び輸出入についての最恵国待遇の相互供与のほか、締結国が国際海運上の差別的措置及び不必要な制限の除去を奨励する旨の規定をも含んでおり、また、附属議定書でいわゆる緊急措置に関して規定しております。

この協定は、この種のものとしては欧州諸国との間に締結された最初の協定であります。ベネルツクス三国の対日ガット第三十五条援用の結果従来不自然な状態にありましたわが国とこれら三国との間の経済関係は、この協定の締結により、正常化され、貿易も大幅に拡大されるものと期待されます。

よつて、このような利益を考慮し、また、ベネルツクス側も近くこの協定の批准を完了する予定でありますので、この協定の効力発生のため、わが国も必要な手続きをできるだけ早急にとりたいと存じ、ここにこの協定締結について御承認を求める次第でございます。何とぞ御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

二、衆議院外務委員長報告（三月十日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました、国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

計量に関する国際条約といたしましてメートル条約があり、わが国も明治十八年以来この条約の加盟国として活動しておりますが、この条約は、メートル単位の国際的標準の設定等、主として学術的な性格のものでありますので、さらに、産業上使用されている計量器について、その構造、使用方法、誤差の限界等の行政上及び技術上の諸問題を解決する必要がありまして、昭和三十年この国際法定計量機関を設立する条約が締結され、現在、ドイツ、フランス、インド、ソ連等二十七カ国がこれに加盟しております。わが国といたしましても、この条約に加入し、国際法定計量機関の加盟国となることにより、計量器及び計量制度の国際的統一の分野における国際協力に積極的に寄与することができますとともに、わが国の計量技術、計量制度の改善発展に大きな利益を受けることとなるのであります。

本件は、二月八日外務委員会に付託されましたので、会議を開き、二十一日提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて、三月三日、討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（三月二十九日）

○木内四郎君　ただいま議題となりました条約及び法律案各一件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告いたします。

まず、国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

計量に関する国際条約といたしましては、すでに一八七五年、すなわち、明治八年のメートル条約があり、わが国も明治十八年以来その加盟国として活動して参つたのでありますが、本条約は、メートル条約を補完するものとして、昭和三十年十月、パリにおいて、仏、独、ソ連等二十二カ国によつて採択、署名され、昭和三十三年五月に効力を発生するに至つたものであります。本条約は、計量器の実際の使用から生ずる技術上、行政上の諸問題の国際的解決と、そのための国際協力とを目的とする国際法定計量機関の設立、同機関の任務、事業等について規定したものであります。

わが国は、本条約に加入することによつて、国際法定計量機関の加盟国として、計量の分野における国際協力に積極的に寄与することができるとともに、わが国自身の計量技術、計量制度の発展に資することができるとの政府の説明でありました。

委員会の審議におきましては、本条約とメートル条約との関係、英・米等の諸国が本条約に加入していない理由、これら英・米系の計算法とメートル計算法との統一の見通し、新興独立諸国の計量制度の現状等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

委員会は、昨二十八日質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一

致をもつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の第一点は、在外公館の名称及び位置を定める法律を改正して、南米及びアフリカ諸国におけるわが国在外公館の新設及び昇格を定めたことであります。まず、南米におきましては、エクアドル、ボリヴイア、パラグアイ、ウルグアイの四公使館をそれぞれ大使館に昇格させるとともに、ブラジルのレシフエに総領事館を新設し、またアフリカにおきましては、セネガル、ソマリア、チヤード、中央アフリカ共和国、カメルーン、旧フランス領コンゴー、ガボン、ニジエール、マリ、モーリタニア、上ヴオルタ、ダホメ、トーゴー、象牙海岸共和国、ギニア、リベリア、マダガスカルの十七カ国に大使館を新設し、このうちセネガルのみに実館を設置し、他は兼轄大使館とすることとし、さらに、南アフリカ連邦、モロッコ、スーダンの各公使館及びナイロビ領事館を、それぞれ大使館及び総領事館に昇格させるものであります。

政府の説明によりますと、わが国としては、南米及びアフリカ諸国の動向が今後の世界情勢に重要な意義を持つていること、また、これら諸国は、わが国の貿易及び経済協力あるいは移住振興等の各分野において重要な相手国であること等にかんがみ、これら諸国との関係をさらに緊密化させるために、これらの新設昇格を定めるものであります。

この法律案の第二点は、以上の新設、昇格に伴い、これら在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸を定めるため、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正したことであります。

委員会の審議におきましては、大公使の任免と認証の制度等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

委員会は、昨二十八日質疑を終局し、討論、採決の結果全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

◎日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・一二国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月二十二日）

（国際法定計量機関を設立する条約（昭三六―条三）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（四月十八日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました、日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、一昨年来、パキスタン国カラチにおいて、この条約を締結するため交渉しておりましたが、昨年十二月、同国アユーブ・カーン大統領の来朝に際し懸案の解決を見るに至り、同月十八日、東京において、この条約及び議定書の署名調印を了しました。

この条約の内容は、両国間の平和及び友好関係の強化、貿易及び通商関係の促進並びに投資及び経済協力の助長のため、無条件の最恵国待遇の原則を基礎として、入国、滞在、旅行、居住、身体及び財産の保護、事業活動及び職業活動、工業所有権、仲裁判断、関税、為替管理、輸出入制限、貿易経済関係の強化、科学技術知識の交換及び利用の促進、国家貿易等、広範な事項についての待遇を定めております。

日パ両国の間には、現在、ガツト、すなわち、関税及び貿易に関する一般協定が適用されておりますが、この条約の締結によりまして、両国間の通商、経済関係は一そう安定した基礎の上に置かれることになるものと期待されます。

本件は、二月十四日外務委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、四月十四日、討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（五月十二日）

○木内四郎君　ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、日本国とパキスタンとの間の友好通商条約について申し上げます。

政府におきましては、一昨年来、カラチにおいて条約締結の交渉を行なつて参りましたが、昨年十二月パキスタンのアユーブ・カーン大統領来朝の際、懸案事項の最終的解決をみるに至りまして、十

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

二月十八日東京で本条約及び議定書の署名が行なわれたのであります。この条約は、無条件の最恵国待遇の原則を基礎として、入国、滞在、旅行、身体及び財産の保護、事業活動及び職業活動、工業所有権、仲裁判断、関税、為替管理、輸出入制限等、広範な事項について規定したものであります。

従来、わが国とパキスタンとの通商関係は、もつぱら関税及び貿易に関する一般協定及び国際通貨基金協定等の一般国際約定により規律されておりますが、この条約の締結によりまして、両国間の通商経済関係はさらに安定した基礎の上に置かれることとなる次第であります。

委員会の審議におきましては、条約各条について詳細な説明を聴取した後、その他の東南アジア諸国との通商航海条約締結の見通し、並びに、交渉にあたつて特に営業の条項に対するわが国の基本方針、本条約に規定されている事業活動及び職業活動の遂行に関する待遇の内容及び特に日米通商航海条約の規定との相違点、わが国とパキスタンとの間の貿易の実績並びに本年度の見通し、輸出代金延べ払いの期間延長に対する政府の方針等につきまして、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

次に、航空業務協定に関する二件について申し上げます。

この二つの協定は、わが国とベルギー及びドイツとの間に、それぞれ民間航空業務を開設運営することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を定めるとともに、附表または交換公文において、わが国と相手国の航空企業が業務を運営する路線を定めたものであります。

ベルギーとの協定は、昨年六月二十日に東京で、またドイツとの協定は、本年一月十八日にボンで署名されたのであります。

この二つの協定の締結により、わが国の航空企業とベルギー及びドイツの航空企業は、それぞれ相手国の領域に対し、平等の立場で乗り入れる権利を持つこととなります。

委員会の審議におきましては、わが国を中心とする国際航空企業の現況について説明を聴取した後、日本航空が欧州乗り入れに備えてエール・フランスと提携するに至つた経緯及び提携の実益、協定路線上の沖縄の取り扱い、日ソ間の航空協定に関する交渉の現状等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

委員会は、昨十一日、以上三件に対する質疑を終わりまして、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・四・二一国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月二十二日）

（国際法定計量機関を設立する条約（昭三六―条三）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（三月三十一日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました、通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、わが国に対しガット第三十五条を援用しております諸国につきまして、貿易関係の正常化のため、同条援用撤回の交渉を行なうとともに、他方、相手国の事情に応じ、通商条約の締結交渉を行ないつつありますが、そのうち、オランダ、ベルギー及びルクセンベルグに対しまして、昨年五月から通商協定締結に関する交渉を行ないました結果、交渉妥結を見まして、十月八日、東京でこの協定に署名調印を了しました。

この協定の内容は、基本的には、さきにわが国とオーストラリアとの間に締結いたしました通商協定にならうものでありまして、関税及び輸出入についての最恵国待遇の相互供与のほか、国際海運上の差別的措置及び不必要な制限の除去を奨励する旨の規定をも含んでおり、また、付属議定書で、いわゆる緊急措置に関して規定しております。

本件は、二月十四日本委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録につき御了承を願います。

かくて、三月三十一日、討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（四月二十一日）

（日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定（　　）の委員長報告と一括して掲載）

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・一一国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月十六日）

○政府委員（津島文治君）　ただいま議題となりました日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

昭和三十四年七月に岸前首相が訪英されました際に、日英文化協定の締結について話し合いを行ないましたが、その後、在京英国大使館よりこの協定の英側草案が提示され、わが方も、従来わが国が締結して参りました文化協定の案文に沿った対案を提出いたしまして、東京において交渉を続けた結果、昭和三十五年十二月三日に東京で正式署名を行なった次第であります。

この協定の内容は、わが国が戦後締結したフランス、イタリア、ドイツ、エジプト等との間の協定に類似しており、両国の間の理解を助長するため文化交流を促進するいろいろな措置、たとえば教員、学生の交流、奨学金の支給、文化団体の協力などを協力してとることを奨励しております。この協定の締結は、両国間の文化関係の一そうの緊密化に資するところ大であると期待されます。

よって、以上申し上げました利益を考慮し、また、英側においても、協定批准の措置を進めておりますので、この協定の効力発生のため、わが国も必要な手続をとりたいと存じ、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

ただいま議題となりました日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

日本国とブラジル合衆国との間には、昭和十五年に署名された全文五カ条からなる文化的協力に関する条約が昭和二十八年五月に復活されて存続しておりますが、昭和三十二年四月ブラジル側からこれにかわる一そう整った包括的な新協定の締結を申し入れて参りましたので、政府は、この申し入れを適当と認めて、新しい協定を結ぶことを受諾いたしました。自来ブラジル側と通常の外交経路を通じて交渉を続けて参りましたところ、今般妥結に達しましたので、本年一月二十三日に東京で正式署名を行なった次第であります。

この新協定は、わが国が戦後締結した諸文化協定とほぼ同様の内容と形式を有しており、前記の現行日伯文化条約に比較して、各規定を、より詳細、かつ、具体的にしたものでありまして、両国の相互理解を助長するため文化交流を促進するいろいろな措置、たとえば教授及び学生の交流の助長、相手国の留学生に対する奨学金の給付、相手国の文化機関の、援助混合委員会の設置などを規定しております。この新協定の締結は、両国間の文化関係の一そうの緊密化に資するところ大であると期待されます。

よって、以上申し上げました利益を考慮し、また、ブラジル側においても、協定批准の措置を進めておりますので、この協定の効力発生のため、わが国も必要な手続をとりたいと存じ、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

二、参議院外務委員長報告（四月二十一日）

○木内四郎君　ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、文化協定に関する二件について申し上げます。

このうち英国との文化協定は、去る昭和三十四年七月、岸前首相が英国訪問の際に協定締結について話し合いが行なわれ、その後交渉を続けた結果、昨年十二月三日東京で調印されたものであります。また、ブラジルとの文化協定は、わが国とブラジルとの間の現行の文化条約にかわる一そう包括的な新協定を結びたいという先方の申し入れに応じ、交渉の結果、本年一月二十三日、東京で調印されたものであります。

この二つの協定は、いずれもわが国が戦後締結した諸外国との文化協定とほぼ同様の内容と形式を持つものでありまして、相互の理解を一そう深めるため、文化交流を促進するいろいろの措置、たとえば教員・学生の交換、奨学金の支給、相手国の文化機関の援助、協定実施のための混合委員会の設置等を規定したものであります。

委員会の審議におきましては、協定締結による実益、特に協定実施上の具体的計画、わが国の文化交流のための機関とその予算の現状、在外公館における日本文化紹介活動の現状とこれに対する政府の基本方針、文化交流とイデオロギー宣伝活動の問題、日ソ文化協定交渉の実情等につきまして熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

委員会は、四月十八日、質疑を終え、採決の結果、これら二件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、ベネルックス三国との通商協定について申し上げます。

オランダ、ベルギー及びルクセンブルグのいわゆるベネルックス三国は、経済同盟を結成し経済的に一体となつておるのでありますが、この三国は、いずれもわが国に対してガット第三十五条を援用し、わが国とガット関係に入ることを拒んできたのであります。このため政府におきましては、わが国とこれら三国との間の通商関係を正常な基礎に置くため、最恵国待遇を原則とする通商協定を締結することとし、交渉の結果、昨年十月八日、東京においてこの協定が署名されたのであります。

この協定は、関税及び輸出入についての最恵国待遇の相互供与のほか、締約国が国際海運上の差別的措置及び不必要な制限の除去を

日本国とグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

奨励する旨の規定をも含んでおり、また議定書において、相手国からの輸入が国内産業に重大な損害を与える場合の緊急措置等について規定しております。この協定の締結により、ガット第三十五条援用により不自然な状態にあるわが国とこれら三国との経済関係は、一応正常化され、貿易の拡大が期待される次第であります。

委員会の審議におきましては、各条項について詳細な説明を聴取いたしましたほか、ベネルックス三国の経済同盟、欧州共同市場及び欧州自由貿易連合の最近の動き等についても熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

委員会は、昨二十日質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

三、衆議院外務委員長報告（五月十一日）

○竹内俊吉君　ただいま議題となりました、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一昨年七月、岸前総理の英国訪問の際に、日英共同コミュニケをもって話し合いの端緒を開きましたが、その後、双方から案文を提出いたしまして交渉を続けました結果、昨年十二月三日に、東京でこの協定の署名調印を了した次第であります。

この協定の内容は、わが国が戦後締結したフランス、イタリア等との協定に類似しており、両国の相互理解を助長するため、文化交流を促進する措置、たとえば、教授、学生の交流、奨学金の支給、文化団体の協力、混合委員会の設置などを規定しております。

この協定の締結によりまして、両国間の文化関係の一そうの緊密化に資するところ大であると期待されます。

本件は、二月十四日予備審査のため本委員会に付託され、四月二十一日、参議院において承認の上、本院に送付され、同日外務委員会に付託されました。委員会においては、会議を開き、本件につき政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ります。かくて本件は五月十日討論を省略し採決の結果全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。

◎日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・一九国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月十六日）

（日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定（　　）の提案理由と一括して掲載）

二、参議院外務委員長報告（四月二十一日）

（日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定（　　）の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院外務委員長報告（五月十九日）

○堀内一雄君ただいま議題となりました、ブラジルとの文化協定並びにベルギー及びドイツ連邦共和国との航空協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

わが国とブラジル合衆国との間には文化的協力に関する条約がありますが、昭和三十二年四月、ブラジル側から、これにかわる一そう整つた包括的な新協定の締結を申し入れて参りましたので、政府はこの申し出を受諾いたしました。自来、ブラジル側と交渉を続けて参りましたところ、今般妥結を見ましたので、本年一月二十三日、東京で正式署名を行ないました。

この新協定は、わが国が戦後締結した諸文化協定とほぼ同様の内容と形式を有しており、教授及び学生の交流の助長、相手国の留学生に対する奨学金の給付、相手国の文化機関の援助、混合委員会の設置などを規定しております。この新協定の締結は、両国間の文化関係の一そうの緊密化に資するところ大であると期待されます。

次に、わが国とベルギーとの間の民間航空協定締結のための交渉は、ベルギー側の要請に基づき、一昨年二月から東京で行なわれ、その結果、協定案文について合意が成立いたしましたので、同年六月二十日に、東京においてこの協定の署名が行なわれました。

また、わが国とドイツ連邦共和国との間の民間航空協定締結のための、交渉は、昨年ドイツ側より交渉開始の申し入れがあり、わが国としても本年末までにドイツを経由する欧州線の開設を計画しておりましたので、政府はこの要請に応じ、昨年九月からボンで交渉を行ないました。その結果、合意が成立いたしましたので、本年一月十八日に、ボンでこの協定の署名が行なわれました。

この二つの協定は、わが国とベルギー及びドイツ連邦共和国との間に民間航空業務を開設、運営することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を定めますとともに、両国の航空企業が実際に業務を運営する路線を定めているものでありまして、従来、わが国が米国、英国、フランス、スイス、インド等との間に締結した航空協定と、形式においても、内容においても、ほとんど同一で

日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

あります。この二つの協定の締結により、わが国とベルギー及びドイツ連邦共和国との航空企業は、それぞれ相手国の領域に対し、双務的かつ平等の立場において乗り入れる権利を持つこととなるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好関係も一そう促進されるものと期待されます。

第一のブラジルとの文化協定は二月十四日、また、ベルギー及びドイツ連邦共和国と航空協定は二月二十四日、予備審査のため本委員会に付託され、前者は四月二十一日、後者は五月十二日、それぞれ参議院において承認の上、同日、本委員会に付託されました。

よつて、本委員会は、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、この三案件は、五月十九日質疑終了の後、討論を省略し、採決の結果、前者は全会一致をもつて、後者は多数をもつて、承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎航空業務に関する日本国とベルギーとの間の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・一九国会において承認・未公布）

一、提案理由（二月二十八日）

○政府委員（津島文治君）ただいま議題となりました航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国とベルギーとの間の民間航空協定締結のための交渉は、ベルギー側の要請に基づき、一昨年二月から東京で行なわれ、その結果協定案文について合意が成立いたしましたので、同年六月二十日に東京においてこの協定の署名を行ないました。

この協定は、わが国とベルギーとの間に民間航空業務を開設、運営することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を定めますとともに、両国の航空企業が実際に業務を運営する路線を定めているものでありまして、従来わが国が米国、英国、フランス、スイス、インド等との間に締結した航空協定と、形式においても内容においてもほとんど同一であります。この協定の締結により、わが国及びベルギーの航空企業は、それぞれ相手国の領域に対し、双務的かつ平等の立場において乗り入れる権利をもつこととなるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好関係も一そう促進されるものと期待されます。

よつて、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、ただいま議題となりました航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国とドイツ連邦共和国との間の民間航空協定の締結につきましては、昨年ドイツ側より交渉開始の申し入れがあり、わが国といたしましても、本年末までにドイツを経由する欧州線の開設を計画しておりましたので、政府は、この要請に応じ、昨年九月からボンで交渉を行ないました。その結果協定の案文について合意が成立いたしましたので、本年一月十八日にボンでこの協定の署名を行なつた次第であります。

この協定も、ベルギーとの間の協定と同様、さきに締結された米国、英国、スイス、インド等との間の民間航空協定と同じ目的と意義を持つものでありまして、その形式においては従来の協定と異なる点もありますが、内容的にはほとんど同一であります。この協定の締結により、わが国及びドイツの航空企業は、それぞれ相手国の領域及びその領域を越えての民間航空業務を開設運営することができるのみならず、日独両国間の政治上、経済上及び文化上の友好関係も一そう促進されるものと期待されます。

よつて、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であ

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

ります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

二、**参議院外務委員長報告**（五月十二日）

（日本国とパキスタンとの間の友好通商条約（　）の委員長報告と一括して掲載）

三、**衆議院外務委員長報告**（五月十九日）

（日本国とブラジル合衆国との間の文化協定（　）の委員長報告と一括して掲載）

◎航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・一九国会において承認・未公布）

一、**提案理由**（二月二十八日）

（航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定（　）の提案理由と一括して掲載）

二、**参議院外務委員長報告**（五月十二日）

（日本国とパキスタンとの間の友好通商条約（　）の委員長報告と一括して掲載）

三、**衆議院外務委員長報告**（五月十九日）

（日本国とブラジル合衆国との間の文化協定（　）の委員長報告と一括して掲載）

◎国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

（昭三六・六・七国会において承認・未公布）

一、提案理由（三月二十四日）

○津島政府委員　ただいま議題となりました国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、現行の一九五二年の国際電気通信条約を改正する目的をもつて、一昨年十月からジュネーブで開催された国際電気通信連合（ＩＴＵ）の全権委員会議において作成されたものでありまして、わが国も全権委員を派遣して新条約の審議に積極的に参加し、一昨年十二月二十一日に他の八十四カ国の全権委員とともにこの条約に署名を行ないました。

この条約は、国連の専門機関の一つである国際電気通信連合の基本文書であり、現行条約と同様、国際電気通信連合の構成、目的及び組織を定めるとともに、電気通信に関する一般規定、無線通信に関する特別規定等を掲げており、現行条約の実施の経験にかんがみ、今日の事態に適応した改善が加えられております。

この条約は、本年一月一日に発効し、現在までに批准を行なつた英国、スエーデン、スイス等八カ国の間においてすでに効力を生じております。今回新たに連合の管理理事国に選任されたわが国といたしましても、この条約の当事国になることによりまして、電気通信分野における国際的地位をさらに向上せしめ、かつ、この分野における国際協力に積極的に寄与することができますとともに、わが国の電気通信業務の伸長発展を期待することができると考えられます。

よつて、ここにこの条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、キューバの対日差別関税廃止及び戦後におけるキューバとの片貿易是正のため、機会あるごとにキューバとの通商協定締結に努力して参りましたが、昭和三十五年四月ラウール・セペーロ・ポニーリア商務大臣を首席代表とするキューバ代表団が通商交渉のため来日いたしましたので、これと交渉を行ないました結果、妥結を見まして同月二十二日東京におきまして署名を行なつた次第であります。

この協定の内容は、関税、輸出入規制、出入国、滞在及び事業活動に対する最恵国待遇並びに船舶に対する内国民及び最恵国待遇の規定を骨子としておりまして、日本が戦後締結いたしましたインド、マラヤ等との協定に類似しております。

この協定の締結により、両国間の通商関係は安定した基礎の上に

発展するものと期待されます。

よつて、以上申し上げました利益を考慮し、また、キューバ側におきましては、すでに昨年五月十九日に批准済みでありますので、この協定の効力発生のため、わが国も必要な手続をできるだけ早急にとりたいと存じ、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、両件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

二、衆議院外務委員長報告（五月三十日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました国際電気通信条約につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

国際電気通信条約は、国際電気通信の運用に関する基本的とりきめでありまして、一九三二年、従来の国際電信条約と無線電信条約とを合併して成立したものであります。

本条約は、現行のブエノス・アイレス条約に必要な改正を加えるために、ジュネーブで開催された全権委員会議において審議作成され、一昨年十二月二十一日に、わが国を含めた八十四カ国の全権委員により署名を了しました。

本条約の内容は、現行条約と同様、国際電気通信連合の構成、目的及び組織を定めるとともに、電気通信に関する一般規定、無線電信に関する特別規定等を掲げており、今日の事態に適応した改善が加えられております。

本条約は、本年一月一日に発効し、現在までに批准を行ないました英国、スエーデン、スイス等八カ国の間に効力を発生しております。本条約の当事国になることによりまして、電気通信分野における国際協力に寄与することができますとともに、わが国の電気通信業務の伸張発展を期待することができると考えられます。

本件は、二月二十四日本委員会に付託されましたので、本委員会は会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月二十六日質疑を終了し、直ちに討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（六月七日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定（　　）の委員長報告と一括して掲載）

◎通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・一七国会において承認・未公布）

一、提案理由（三月二十四日）

（国際電気通信条約（　　）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（四月二十一日）

（犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定（昭三六―条四）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院外務委員長報告（五月十七日）

○木内四郎君　ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告申し上げます。

まず、通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

従来キューバとの貿易は、わが国が毎年多量のキューバ糖を買い付けておるにかかわらず、キューバ側は、わが方の繊維品、雑貨等に対し差別的高率関税を続けておりますため、常にわが国の著しい入超となつておるのであります。このような事態を改善するため、政府におきましては、機会あるごとにキューバとの通商協定締結に努めて参りましたが、昨年春キューバ通商大臣の来訪を機会に交渉が進捗し、四月二十二日東京で協定が署名されたのであります。

この協定は、関税、輸出入規制、出入国、滞在及び事業活動に対する最恵国待遇、並びに船舶に対する内国民及び最恵国待遇等を規定したものであります。この協定の締結により、両国間の通商関係は、安定した基礎の上に発展することが期待される次第であります。

委員会の審議におきましては、キューバとの貿易の実情について説明を聴取した後、キューバ糖輸入の実績、本協定締結を契機とし、片貿易の現状を是正して、わが方の輸出を振興するための具体策及びその見通し等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

次に、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

国連は、つとに犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する地域的研修所を世界の適当な場所に設置する計画を有していたのでありますが、その一つとして、一九五四年ラングーンで行なわれた犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する国連アジア極東セミナーにおいて、同地域の適当な場所にこの研修所を設置することの勧告が採択され、設置の場所として、国連は最終的にわが国を希望いたしましたので、わが国もこれに同意し、交渉の結果、本年三月十五日、本協定の署名を見るに至つたのであります。

政府の説明によりますと、本協定により、わが国は、国連との共同により研修所を設置し、アジア諸国から研修生を受け入れ、研修、研究、調査等を行なうことを通じて、社会防衛の分野における国際的協力に資することになるとともに、わが国外交の基本方針たる国連協力及びアジア諸国との友好関係促進も期待される次第であります。

委員会の審議におきましては、設置の場所がパキスタンからわが国に変更になつた経緯、国連が特定の地域を限定して研修所を設置する理由及びそれによつて期待される実際の効果、単なる研修、研究、調査のみならず、国際犯罪を防止するための国際的協力をはかる必要はないか、本協定に規定する国連の役員に対する特権及び免除の内容等につきまして、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

委員会は、昨十六日両件に対する質疑を終わり、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・六・七国会において承認・未公布）

一、提案理由（四月七日）

○小坂国務大臣　日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件及び日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を一括御説明いたします。

わが国とオーストラリア及びパキスタン両国との間の郵便為替の交換は両国がいずれも万国郵便連合の郵便為替に関する約定に参加していないため、現在は、わが国との間に為替約定関係のある英国の仲介によつて行なつておりますが、仲介による業務には、日数を要すること、仲介手数料を負担する等種々公衆に与える不便があります。よつて、政府は、かねてより両国政府と郵便為替の直接交換のための約定締結交渉を進めてきましたところ、先般約定の案文について合意が成立いたしましたので、オーストラリアとの間の約定は本年二月七日東京で日豪双方により、また、パキスタンとの間の約定は二月七日東京で日本側により、三月七日ラワルピンデイでパキスタン側により、それぞれ署名された次第であります。

これらの二約定は、いずれも、郵便為替交換の経路、表示通貨、料金の割当、振り出し及び払い渡しの方法等、双方の郵政庁が郵便為替の交換を行なうために必要な業務についての基本的事項を定めたものでありまして、オーストラリアとの間に交換する郵便為替が通常為替のみであるのに対し、パキスタンとの間では電信為替も交換できる点を除いては、内容的にほとんど同一であります。

これらの約定が締結されますと、わが国と両国との間には直接に郵便為替の交換が行なわれることになりますので、公衆の受ける利便が増大することは申すまでもなく、さらに、わが国とオーストラリア及びパキスタン両国との間の経済的その他の友好関係もいそう促進されることが期待されます。

よつて、ここに両約定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

仲裁判断に関する国際条約としては、一九二三年の仲裁条項ニ関スル議定書及び一九二七年の外国仲裁判断の執行に関する条約があり、わが国は、このいずれにも当事国となつておりますが、この二つの条約では、現在の国際貿易上の要求を十分に満たすことができませんので、さらにその適用範囲を拡張し、仲裁判断の執行が容易に行なわれるように改正すべきであるとの要望があり、これに基づき、一九五八年わが国を含む四十四カ国の代表が参加して、国連国際通事仲裁会議がニューヨークで開催され、同年六月十日に本件条約が採択されました。この条約は、一九五九年六月に効力を生じ、本年二月末現在の当事国は、フランス、ソ連、インド、アラブ連合等十一カ国であります。

仲裁判断に関する前記の現行二条約より、仲裁判断の執行力はある程度国際的に担保されておりますが、この新条約は、まず第一に、従来は異なつた締約国の裁判権に服する当事者間の仲裁契約の効力のみを、承認することとなつていたのを、すべての仲裁契約の効力を承認するとしたこと、第二に、従来は、このような仲裁契約に基づく仲裁判断は、異なつた締約国の裁判権に服する当事者間で、いずれかの締約国の領域でされた場合にのみこれを承認し、執行することとなつていたのでありますが、新条約では、各締約国はおよそ一切の外国仲裁判断を承認し、執行することとしたこと、第三に、仲裁判断の承認及び執行を求める場合の要件が従来より容易かつ明確になつたこと等の改善が加えられることにより、仲裁判断の執行力の国際的担保が一そう広範になつた次第であります。この ことによつて、仲裁制度の国際的な利用の円滑化をさらに前進せしめ、もつて、外国貿易の発展に寄与することが期待されます。わが国といたしましても、外国貿易、特に東南アジアとの貿易の振興上、近来とみにその必要度が増大している仲裁制度の利用を今後一そう円滑にする必要がありますので、この条約を締結する意義はきわめて大きなものがあります。

なお、この条約の締結に際しましては、わが国は条約第一条3前段の相互主義の宣言を行なう考えでありますが、これは非締約国でされた仲裁判断をもわが国において承認し、執行する義務を負いますことは必ずしも当を得ないと考えられるからであります。

よつて、以上の諸利益を考慮し、ここにこの条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する研修所をアジア極東地域の適当な場所に設置することを勧告する決議が、一九五四年にラングーンで開催された犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する第一回国連アジア極東セミナーにおい採択され、その後、この具体化として、一九五七年の東京における第二回セミナーにおいて、パキスタンのラホールにこの研修所を設置することが内定した旨報告されましたが、同国は、国内事情により、一九五九年に至り研修所の招請を正式に撤回いたしました。そこで、国連事務局は、パキスタンにかわるべき招請国として、特にわが国にその設置を希望する旨を非公式に伝えてきましたので、政府は、関係当局間で検討の結果、昭和三十五年五月の閣議決定により、本研修所をわが国に設置することとした次第であります。

この協定に関する交渉は、昨年十二月以来ニューヨークにおいて行なわれ、この結果先般妥結を見ましたので、去る三月十五日にニ

ユーヨークにおいて、この協定に対する署名を了しました。

この協定の締結によりまして、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所が、国連とわが国との協力のもとに、わが国に設置されることとなり、アジア極東地域の諸国からの研修生に対する社会防衛の分野における研修及びこの問題についての研究調査が行なわれることとなります。このことは、国連との協力及びアジア諸国との友好関係促進というわが国外交政策の基本方針に沿うものであるのみならず、同時に社会防衛の分野における知識、情報等の国際的交流によって相互に大きな利益をもたらすものであると考えられます。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上申し述べました四件につきまして、慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことをお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告（五月二十五日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

わが国とオーストラリア及びパキスタン両国との間の郵便為替の交換は、両国がいずれも万国郵便連合の郵便為替に関する約定に参加していないため、現在は、わが国との間に為替約定関係のある英国の仲介によって行なっておりますが、仲介による業務には日数を要すること、仲介手数料を負担する等、種々公衆に与える不便があります。よって、政府は、かねてより両国政府と郵便為替の直接交換のための約定締結交渉を進めて参りましたところ、先般合意が成立いたし、オーストラリアとの間の約定は、本年二月七日東京で日豪双方により、また、パキスタンとの間の約定は、二月七日東京で日本側により、三月七日ラワルピンディでパキスタン側により、それぞれ署名されました。

これらの約定の締結によりまして、わが国と両国との間には直接に郵便為替の交換が行なわれ、公衆の受ける利便が増大することは申すまでもなく、さらに、わが国とオーストラリア及びパキスタン両国との間の経済的その他の友好関係も一そう促進されることが期待されます。

この二件は、四月三日に本委員会に付託されましたので、本委員会は、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月二十四日、質疑終了の後、討論を省略し採決の結果、この二案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（六月七日）

○木内四郎君　ただいま議題となりました三件につきまして御報告申し上げます。

委員会におきましては、政府当局から提案理由の説明を聴取いたしました後、詳細なる補足説明を聴取し、さらに熱心なる質疑を重ねました。その詳細は会議録によって御承知を願いたいと思います。

昨日質疑を終局いたしまして採決の結果、全会一致をもって三件とも承認すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。

◎日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

（昭三六・六・七国会において承認・未公布）

一、提案理由（五月二十五日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定（　　）の委員長報告と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（五月二十五日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定（　　）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院外務委員長報告（六月七日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定（　　）の委員長報告と一括して掲載）

◎外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・三一国会において承認・未公布）

一、提案理由（四月七日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定（　　）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（五月十八日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました、二つの条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、外国仲裁判断に関する条約について申し上げます。

仲裁判断に関する条約としては、一九二三年の仲裁条項に関する議定書及び一九二七年の外国仲裁判断の執行に関する条約がありますが、この二つの条約では現在の国際貿易上の要求を十分に満たすことができませんので、さらにその適用範囲を拡張し、仲裁判断の執行が容易に行なわれるように改正すべきであるとの要望があり、これに基づき、一九五八年、わが国を含む四十四カ国の代表が参加して、国連国際商事仲裁会議がニューヨークで開催され、同年六月十日にこの条約が採択され、翌年六月に効力を生じました。現在、この条約の当事国は、フランス、ソ連、インド、アラブ連合等十二カ国であります。

この条約は、まず、第一に、従来は異なった締約国の裁判権に服する当事者間の仲裁契約の効力のみを承認することとなつていたのを、すべての仲裁契約の効力を承認することとしたこと、第二に、従来は、このような仲裁契約に基づく仲裁判断は、異なった締約国の裁判権に服する当事者間で、いずれかの締約国の領域でされた場合にのみこれを承認し、執行することとなつていたのでありますが、この条約では、各締約国は、一切の外国仲裁判断を承認し、執行することとしたこと、第三に、仲裁判断の承認及び執行を求める場合の要件が従来より容易かつ明確になつたこと等の改善が加えられております。これらの改善によりまして、仲裁制度の国際的な利用を一そう円滑にし、もつて外国貿易の発展に寄与することが期待される次第であります。

なお、この条約の締結に際しましては、わが国は、条約第一条3の前段において許されております相互主義の宣言を行なうはずでありますが、これは、非締約国でなされた仲裁判断をもわが国において承認し、執行する義務を負いますことは必ずしも当を得ないと考えられるからであります。

次に、二重課税の回避に関するシンガポールとの条約につき申し上げます。

政府は、すでにパキスタン及びインドとの間に二重課税防止条約を締結し、その後、引き続き、他の東南アジア諸国とこの種条約の

締結に努めて参りましたが、このたび、シンガポール自治州との間に交渉が妥結し、シンガポール自治州政府はイギリス政府よりこの条約を締結するための授権と同意を得ましたので、本年四月十一日に、シンガポールにおいて、日本国政府とシンガポール自治州政府の全権委員の間でこの条約に正式署名を行ないました。

この条約の内容は、基本的にはパキスタン及びインドとの二重課税防止条約にならうものでありますが、産業投融資に対する課税の減免条項を設け、さらに、シンガポールが国内産業育成のためとつている租税特別措置によりシンガポールで免除された租税は、日本において総合課税する際に、シンガポールで支払われたものとみなしてわが国の税額より控除し、また、船舶、航空機所得の相互免税、短期滞在者、研修生の免税等を規定したのが特色であります。

この条約の締結は、わが国のシンガポールに対するプラント輸出、事業及び技術の進出を促進し、シンガポールの産業育成に寄与するのみならず、一般に、わが国とシンガポールとの間の経済、技術及び人的交流の緊密化に貢献するものと期待されます。

この二案件は、四月三日並びに四月二十四日、それぞれ本委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

五月十七日、質疑終了の後、討論を省略し、採決の結果、この二案件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（五月三十一日）

○木内四郎君　ただいま議題となりました条約二件につきまして御報告申し上げます。

まず、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

仲裁判断に関する国際条約といたしましては、すでに「一九二三年の仲裁条項に関する議定書」及び「一九二七年の外国仲裁判断の執行に関する条約」があり、わが国は、このいずれにも加盟いたしているのであります。しかし、この二つの条約は、その適用範囲において種々の制約があり、現在の国際貿易上の要求を十分に満たすことができませんので、さらに、この適用範囲を拡張し、仲裁判断の執行を一そう容易にするよう改正すべきであるとの一般的要望に基づきまして、昭和三十三年五月、国連が主催して、わが国を含む四十四カ国の国際会議がニューヨークにおいて開かれ、同年六月、本条約が採択され、昨年六月効力を発生するに至つたものであります。

本条約は、第一に、従来は仲裁契約の当事者が異なつた締約国の裁判権に服する場合に限り、仲裁契約の効力を承認することとなつていたのを、すべての仲裁契約の効力を承認することといたしましたこと。第二に、従来は、異なつた締約国の裁判権に服する当時者間で、いずれかの締約国の領域でなされた仲裁判断のみを承認し執行することとなつていたのを、一切の外国仲裁判断を承認し執行することといたしましたこと。第三に、仲裁判断の承認及び執行の要件を容易かつ明確化したこと等をおもな内容とするものでありまして、これによつて、仲裁制度の国際的利用の円滑化をはかり、もつて外国貿易の発展に資することが期待されるのであります。

なお、政府の説明によりますと、わが国は、条約の規定に基づき、締結国でなされた仲裁判断に限りこの条約を適用する旨を相互主義に基づいて宣言する方針であるとのことでありますが、これは、非締結国でなされた仲裁判断をもわが国において承認し執行する義務を負うことが、必ずしも当を得ないという理由によるとのことであります。

委員会の審議におきましては、本条約に対する各国の批准の現状及び見通し、米英等の不参加の理由、仲裁判断のための常設機関の現状、外国判決の効力確定のための相互の保証の内容等の諸点につきまして、熱心な質疑が行なわれたのでありますが、詳細は会議録によつてごらんを願いたいと思います。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

政府は、さきに、パキスタン及びインドとの間に二重課税防止条約を締結し、その後、引き続き、他の東南アジア諸国ともこの種条約の締結に努めて参つたのでありますが、このたび、シンガポール自治州との間に交渉が妥結し、四月十一日にこの条約の署名が行なわれたのであります。

この条約の締結により、わが国のシンガポールに対するプラント輸出、事業及び技術の進出が促進されるのみならず、一般にわが国とシンガポールとの間の経済、技術及び文化交流の緊密化が期待される次第であります。

委員会は、昨三十日、両件に対する質疑を終了いたしまして、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定（昭三六・六・五条四）

一、提案理由（四月七日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定（　　）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（四月二十一日）

○堀内一雄君　ただいま議題となりました犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、並びに、通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、アジア、極東研修所設置に関する国連との協定について申し上げます。

国連は、その技術援助計画の一環として、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する地域研修所を世界の適当な場所に設置し、その地域からの研修生に対して社会防衛の分野における研修を行なわせようとする計画を立て、その一つとして、アジア、極東地域の適当な場所にこの研修所を設置することを勧告する決議が採択されました。その後、パキスタン国ラホールにこの研修所を設置することになつておりましたが、同国は、国内事情によりまして研修所の招請を撤回するに至りましたので、国連事務局は、パキスタンにかわるべき招請国として、特にわが国にその設置を希望する旨を伝えて参りました。よつて、政府は、関係当局間で検討の結果、昨年五月の閣議決定により、この研修所をわが国に設置することといたしました。

この研修所設置に関する協定案作成のため、わが国と国連事務局との間に交渉が行なわれ、その結果、先般妥結を見ましたので、本年三月十五日に、ニューヨークにおいてこの協定の署名を了しました。

この協定においては、研修所の目的として、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野における研修、研究及び調査を行なうこと、次に、主要な事業として、研修計画の実施、アジア、極東地域の諸政府及び諸施設との間の連絡、情報交換等を行なうことを定め、また、国連は、研修所の所長、高級顧問及び短期専門家並びに毎年一定の奨学金、備品等を提供し、わが国は研修所の次長及びその他の必要な職員並びに土地建物、備品等を提供することとなつております。

この協定の締結によりまして、国連との協力及びアジア諸国との友好関係に促進に資するのみならず、同時に、社会防衛の分野における知識、情報等の国際的交流を行ない、相互に大きな利益をもたらすものと考えられます。

本件は、四月三日本委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、審議を遂げましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、質疑終了の後、今四月二十一日、討論を省略して採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

次に、キューバ共和国との通商協定について申し上げます。

戦後におけるわが国とキューバとの貿易は、毎年わが方が多量のキューバ糖を買い付けて参りましたのに対し、キューバは、多年日本繊維品に対する差別的高率関税を維持し、かつ、ガット第三十五条をも採用して参りましたため、常にわが国の著しい入超を続けております。このような事情を改善するため、政府は、機会あるごとに両国間の通商協定締結に努力して参りましたが、昨年四月、同国商務大臣を首席とする代表団が通商交渉のため来日いたしましたので、これと交渉を行ないました結果、妥結を見まして、同月二十二日、東京においてこの協定の署名を了しました。

この協定の内容は、関税、輸出入規制、出入国、滞在及び事業活動に対する最恵国待遇、並びに船舶に対する内国民待遇及び最恵国待遇の許与を規定しておりまして、わが国が戦後締結いたしましたインド、マラヤ等との通商協定に類似しております。この協定締結により、両国間の通商関係は安定した基礎の上に発展するものと期待されます。

本件は、三月十四日本委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑をなし、慎重審議を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、質疑終了の後、討論に入り、帆足計委員より賛成の意を表明せられ、続いて採決の結果、今四月二十一日、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（五月十七日）

（通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定（　　）の委員長報告と一括して掲載）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

（昭三六・五・三一国会において承認・未公布）

一、提案理由（五月十日）

（第二次国際すず協定（　　）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（五月十八日）

（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（　　）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院外務委員長報告（五月三十一日）

（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（　　）の委員長報告と一括して掲載）

◎昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）（昭三六・二・一七成立）

一、提案理由（二月二日）

（昭和三十六年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院予算委員長報告（二月十五日）

○船田中君　ただいま議題となりました昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）及び同特別会計予算補正（特第2号）につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本予算補正二案は、去る一月二十八日予算委員会に付託され、二月三日、昭和三十六年度予算と同時に政府より提案理由の説明を聴取いたし、昨十四日及び本十五日の両日にわたつて審議を行ない、本日討論、採決されたものであります。

本予算補正は、一般会計において、産業投資特別会計の資金への繰り入れ三百五十億円、地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金九十億円、合計四百四十億円の追加計上を行なつたものでありまして、その財源としては、所得税等租税及び印紙収入の自然増収及び租税外の歳入増加をもつて充当することとしております。

しこうして、産業投資特別会計の資金への繰り入れについては、昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）

将来にわたる出資需要の増大に対処するとともに、今後の産業投資を経済情勢に応じて円滑かつ弾力的に行ない得るよう措置したものです。

また、地方交付税交付金等については、歳入において計上した所得税及び法人税の増収に対応して所要の額を追加計上したものであります。

この結果、昭和三十五年度一般会計予算総額は、さきに成立いたしました補正第一号を加えまして、歳入、歳出ともそれぞれ一兆七千六百五十一億六百余万円となるのであります。

また、この一般会計予算補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計の補正を行なうものであります。

以上が補正の内容でございますが、以下、委員会における質疑の若干について申し上げます。

まず第一に、「政府は、さきに第一次補正予算の審議の際に、第二次補正については考えていないと言明した。しかるに、今回三十五年度予算の自然増収を見込んで第二次補正を提出したのは食言ではないか」というのであります。これに対しまして、政府は、「第一次補正当時は租税等の自然増収の見込みが不確定であつたので、当時としては第二次補正は考えていなかつたので、そのように答弁した。現在においては、三十五年度において相当額の租税その他の自然増収が見込まれるに至つたので、三十五年度第二次補正を提出するのが適当と考えた」との答弁をなされました。

質疑の第二点は、「予算の追加は、財政法第二十八条により、予算

作成後に生じた事由に基づき必要避けることのできない経費に不足を生じた場合に限られておるのに、本補正は、三百五十億円を産業投資特別会計の資金に繰り入れ、三十六年度に百五十億円、残余の資金はそれ以後の年度に使用せんとするものであるから、三十五年度においては必要避けることのできない経費と認められない。従つて、本補正は明らかに財政法第二十九条違反ではないか」というのであります。これに対し、政府は、「予算編成当時予想されなかつた資金需要の増大に対処し、将来にわたる経済成長に見合つて弾力的に使用せんとして資金へ繰り入れるために歳出に立てることが必要避くべからざるものと認めて補正を行なつたものであつて、先例もあり、何ら財政法に違反するものではない」旨の答弁をなされたのであります。しかし、野党側はこの答弁を強く不満としたため、結局、政府から、さらに、「一、今回の補正予算による産業投資特別会計資金への繰り入れについては、政府としては適法のものと考えているが、財政法第二十九条との関連について疑義も出ているので、今後政府においてこの点について検討するにやぶさかでない。二、今後における補正予算による産業投資特別会計資金への今回のような繰り入れについては、右の検討の結果を待つこととしたい」との言明があつたのであります。

その他、日韓交消、地方税の減税、科学技術の振興等、諸般の問題について質疑が行なわれたのでありますが、それらの詳細につきましては、いずれも会議録に譲ることといたします。

かくて、質疑終了後、日本社会党より本補正二案に対し撤回を求めるの動議が提出されましたが、反対多数をもつて否決され、次いで、政府原案について討論、採決の結果、賛成多数をもつていずれも原案通り可決された次第であります。

右、御報告いたします。

三、参議院予算委員長報告（二月十七日）

○館哲二君　ただいま議題となりました昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）、同特別会計予算補正（特第2号）の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の概要について御説明を申し上げます。

補正の規模でありますが、一般会計補正（第2号）が歳入歳出とも四百四十億円、特別会計補正（特第2号）は地方交付税交付金及び譲与税特別会計における歳入歳出とも約九十一億円のおのおの追加であります。

今回の補正は、その後の経済好況に伴い、一般会計の自然増収及び租税外収入の増加が四百四十億円程度見込まれることになりましたので、そのうち三百五十億円を産業投資特別会計の資金に繰り入れ、将来にわたる出資需要の増大に対処するとともに、今後の経済情勢等に応じて、円滑かつ弾力的な運営を行ない得るようにする一方、所得税及び法人税の増収額に見合う九十一億円を交付税及び譲与税配付金特別会計に追加計上することといたしております。

第二次補正の財源といたしましては、所得税、法人税、関税などの増収三百六十五億円、専売納付金三十九億円のほか、雑収入三十六億円を計上いたしております。

右による第二次補正の結果といたしまして、昭和三十五年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも一兆七千六百五十二億円と相なるのであります。特第2号は、右一般会計補正に伴うものでありまして、交付税交付金が九十億円、臨時地方特別交付金が九千万円となつておりますが、これの地方団体への交付は昭和三十六年度交付金と合わせて交付するよう特別措置が講ぜられております。

予算委員会におきましては、二月二日水田大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、二月十六日及び本日の二日間にわたり、池田内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行ないました。

以下これらの質疑のうち、おもなものについて簡単に御報告申し上げます。

まず、今回の補正措置について、「昭和三十五年度の歳入と産投会計資金に繰り入れ、これを三十六年度以降に使用するというのは、財政法に違反するのではないか。財政法二十九条は、予算成立後に生じた必要避けることのできない経費に不足を生じた場合に限ると規定しているが、三十五年度産投会計の支出計画には何ら不足は生じていないのではないか。また、資金の必要性を政府が勝手に認定し、財源を三年とか五年とか先の使途に拘束することが許されるとするならば、年度独立を規定した財政法の大原則が破られ、乱用のおそれはないのか。さらにまた、別の立場から、今回の補正措置は、財政法の技術的解釈からは正しいと思うが、常識的にはやや無理もあるやに感ぜられる。たとえば、剰余金が一定限度以上に達した場合は、これを必要な資金に繰り入れることをあらかじめ規定しておくなど、財政法の運用について考えてみてはどうか。」などの質疑がありました。これに対し、水田大蔵大臣から、「産業投資特別会計におきましては、最近の経済の好況や貿易の自由化を反映し、産業投資支出の要請がますます増大すると思われるが、同会計に置かれた資金はすでに使用し尽くされており、これらの投資財源を確保するために行なつた今回の資金繰り入れは補正要因に該当するものと考えられる。資金は、資金を設けた必要性と資金の性格によつておのずから制約があり、無制限に長い期間にわたつて支出するというようなことはあり得ない。従来の例でも、大体二年ないし三年くらいで使われているわけで、財政制度を乱すようなことにはならない。」旨の答弁がありました。

次に、地方財政に関する質疑といたして、「今次補正の九十億円は全然配分されないまま、第一次補正の際の残額分と合わせ、計二百七億円が明年度に交付されることとなつているが、地方公共団体の行政水準の向上のためにも、一日も早く地方に交付して、その使途は地方公共団体に一任すべきではないか。国の財政上の理由から明年度に繰り越すというようなことは、地方の自主性をそこなうものではないか。」という質疑がありましたが、水田大蔵大臣並びに安井自治大臣は、これに対して、「補正一号の百十七億円と今回の九十一億円の交付については、すでに三十五年度も年度末に近づき、明年度の地方財政需要も多い実情でもあり、これらの繰り越し分は、あげて明年度の地方財政計画作成の際に総合して新しい財政基

準によって地方に配分を行なうこととしたい。」旨の答弁がありました。

そのほか、物価問題、ＩＬＯ条約批准の問題、沖縄の施政問題等々、多岐にわたり質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知をお願い申し上げます。

かくして質疑が終わりまして、討論に入る前に、水田大蔵大臣より特に発言を求められ、「政府としては、財政法第二十九条について今後再検討を行なう場合、財政制度審議会あるいは他の適当な機関に諮ることとしたいと思うが、この場合、構成などについては強い意見がありますので、その点十分検討して善処したいと考えている。」との言明がありました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森中委員が反対、自由民主党を代表して米田委員が賛成、民主社会党を代表して東委員が反対、日本共産党を代表して岩間委員が反対の旨をそれぞれ述べられました。

これをもって討論を終わりまして、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十五年度予算補正二案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎昭和三十五年度特別会計予算補正（特第2号）

（昭三六・二・一七成立）

一、提案理由（二月二日）

（昭和三十六年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院予算委員長報告（二月十五日）

（昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院予算委員長報告（二月十七日）

（昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）の委員長報告と一括して掲載）

◎昭和三十六年度一般会計予算

（昭三六・四・一成立）

一、提案理由（二月二日）

○水田国務大臣　昭和三十六年度予算編成の基本方針及びその骨子につきましては、先日本会議におきまして御説明いたしましたところでありますが、本日から予算委員会におきまして御審議をお願いするにあたりまして、ここに、あらためてその概要につきまして御説明申し上げたいと存じます。

まず、財政規模について申し上げます。

昭和三十六年度一般会計予算は、歳入歳出とも総額一兆九千五百二十七億円でありまして、昭和三十五年度当初予算に比較して三千八百三十一億円、補正（第1号）後の予算に比較して二千三百十六億円の増加となっております。

増加の規模といたしましては、相当大きなものでありますが、これは、わが国経済がここ数年来飛躍的に発展し、経済の規模そのものが著しく拡大したことを反映しているわけでありまして、今後の経済の適正な成長に資するものと考える次第であります。

また、財政投融資計画につきましては、総額七千二百九十二億円でありまして、前年度の当初計画に比べ一千三百五十一億円、改定計画に比べ九百九十億円の増加となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

まず、歳入の大宗を占めます租税及び印紙収入は一兆六千六百四十八億円でありまして、昭和三十五年度当初予算に比べて三千二百八十二億円、補正（第1号）後の予算に比べて一千七百六十八億円の増加となっております。これは、現行税法に基づく増加額が、補正後の予算に比べて二千四百十六億円と見込まれますので、これからの税制改正による減収額六百四十七億円を差し引いた額であります。

税制改正につきましては、本会議において御説明申し上げました通り、予算編成上の重点施策として取り上げ、国民負担の軽減と経済の成長に即応する税制の合理化を行なうこととといたしております。

すなわち、所得税におきましては、中小所得者の負担軽減を中心として、六百三十億円の減税を実施することとし、また、法人税におきましては、企業の経営基盤強化の見地に立ち切年度二百八十五億円、平年度四百九十七億円の減税を予定いたしております。

このほか、間接税につきましても、さしあたり三十六年度十億円の減税を行なうこととしておりますので、三十六年度の一般的減税の規模は、初年度九百二十五億円、平年度一千百三十八億円となるのであります。

同時に、税負担の公平をはかるため、最近の情勢に応じ租税特別措置の整理、合理化を推進するとともに、貿易・為替の自由化と産業構造の高度化に即応して関税率の全面的改正を行なうほか、後ほど申し述べます新道路整備五カ年計画の財源に充てるため、揮発油税及び地方道路税の引き上げを行なう予定でありまして、これら税制改正案の詳細につきましては、別途政府委員をして説明いたさせます。

次に、租税外の歳入につきましては、専売納付金につきまして、たばこの売り上げの増加等により、三十五年度に比べ百三十二億円の増加を予定して、一千四百四十六億円を見んでいるのがおもなものでありまして、合計二百四億円の増加を見込んでおります。前年度剰余金受け入れにつきましては、すでに総額五百十二億円と確定しておりまして、三十五年度に比べ三百四十三億円の増加となつております。

以上によりまして、歳入全体といたしましては、三十五年度補正後に比べ二千三百十六億円の増加を計上いたした次第であります。

次に歳出のうち、おもな経費につきその概要を申し述べます。

まず、社会保障関係費は、二千四百六十六億円を計上いたしまして、三十五年度当初予算に比べ六百三十六億円、補正後の予算に比べ五百二十八億円という大幅な増額を行ないました。この経費は、国民生活の安定向上に直接関係するものでありますので、本予算の編成上、特に重点を置いたのであります。

そのおもな内容といたしましては、まず、生活保護費でありますが、生活扶助基準を一八%と画期的に引き上げ、五百八十三億円を計上いたしました。

次に、児童保護その他社会福祉費につきましては、養護施設等の収容児童の食費の改善、その他施設の内容の充実等による所要の経費を計上いたしましたほか、新たに低所得の生別母子世帯及び孤児を扶養する世帯に対しまして、児童扶養手当を支給することといたしまして、これらの関係経費として総額百四十一億円を予定しております。

次に、社会保険費につきましては、総額五百二十一億円でありまして、国民皆保険達成後の最初の年度として、被保険者の増加に見合う十分な経費を織り込みましたほか、日雇健康保険において分べん給付を引き上げ、国民健康保険において結核及び精神病の世帯主に対して給付割合を引き上げる等の配慮も加えました。さらに、国民年金関係では、拠出制国民年金を所要の改善措置を講じて予定通り本年度から発足させるため、新たに保険料国庫負担分として百十六億円の経費を予定いたしましたほか、福祉年金につきましても、母子福祉年金の支給対象の拡大等一段の改善をはかりまして、合計四百七十三億円を計上いたしました。さらに、結核及び精神衛生対策費につきましては、結核及び精神病は、その治癒に長期を要しますことにかんがみまして、これらの患者のうち、命令入所または措置入院の適用を受けた方々の入院入所費を原則として全額公費で負担することといたしましたことなどによりまして、大幅に増額し、二百八十二億円を計上した次第であります。

なお、三十六年七月から社会保険診療報酬を一〇%引き上げることを予定いたしまして、所要の経費を計上いたしますとともに、各種の社会保険の保険者の増加負担の一部を国庫から補助する措置を

講ずることといたしております。

最後に、失業対策費につきましては、最近の民間賃金の実情にかんがみ、一般失業対策事業の賃金日額を一五・六%と大幅に引き上げることといたしましたほか、新たに、雇用促進事業団を設け、広域職業紹介事業を促進する等の施策を行なうこととといたしまして、四百六十三億円を計上いたしております。

次に、文教関係費でありますが、今回、二千二百八十七億円を計上し、三十五年度に比べ二百五十三億円を増加いたしました。

まず、義務教育関係につきましては、義務教育費国庫負担金におきまして、給与改善の平年度化分を織り込みましたほか、中学校生徒の増加等に伴う教員の増員を予定し、大幅な増額を行なうこととしております。また、中学校生徒の急増対策につきましては、引き続き三十七年度の増加分につきましても前向きに整備するとともに、中学校校舎等の鉄筋構造比率も改善いたしまして、万全の措置をとることといたしております。

また、産業の発展に対処し得る人的能力の向上をはかる見地から、特に科学技術教育の振興に努めることとしております。まず、国立大学につきましては、理工系学部学科等の増設を行なうとともに、理工系学生の増募及び施設の整備をはかりますほか、教官研究費の増額、研究設備の充実に努めることといたしております。また、高校につきましては、新たに工業高校の一般施設に対し、補助を行なうこととといたしましたほか、中学校とともに、その産業教育及び理科及び理科教育の促進をはかっております。なお、工業高校の理工科系教員の充実をはかるため、新たに臨時教員養成所を設けることといたしております。さらに、私学につきましても、同じく理工系に重点を置いてこれを振興することとし、研究設備及び理科設備の補助金並びに私立学校振興会に対する出資をそれぞれ大幅に増額いたしております。

また、教育の機会均等を一そう浸透させるため、特別奨学生制度に重点を置いて育英事業費の増額をはかつたほか、特殊教育の振興に努めるとともに、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助等を拡充強化し、もつて教育の場における社会保障の充実にも資することといたしております。

科学技術振興費につきましては、昭和三十六年度には、二百七十六億円を計上し、三十五年度に比べ三十一億円の増額を行なつております。

原子力平和利用関係につきましては、既定の計画にのつとり、調査研究を進展させることとしておりますほか、その他の各省試験研究機関につきましても、その施設及び研究の実情に応じ、それぞれこれを推進するため、特別研究費の増額等所要の予算措置を講ずることといたしております。

恩給関係費は、一千三百二十億円で、三十五年度に比べ二十億円の増加となつております。三十六年度におきましては、昭和三十三年度に行ないました旧軍人恩給の年額改定が満額に達しますほか、戦地加算の復活、傷病恩給の間差是正及び文官恩給の是正等の改正を行なうこととといたしております。

次に、地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金といたしまして、三十五年度当初予算に比べて会計七百億円増の三千五百六十六億円を計上いたしております。これは、歳入に計上いたしました所得税、法人税及び酒税の二八・五%に相当する地方交付税交付金と、〇・三%に相当する臨時地方特別交付金のほか、昭和三十四年度決算の結果必要とされる地方交付税交付金の精算分五十六億円の合計額であります。

地方財政は、ここ数年来続けて参りました国及び地方の財政健全化の努力と最近の目ざましい経済成長を反映する地方税の増加等によりまして、全体としては著しく改善されてきております。しかも昭和三十六年度におきましては、引き続き地方税等の大幅な増加が期待されますほか、ただいま申し上げましたように地方交付税交付金等におきまして、大幅な増加を見ますとともに、さらに三十五年度から約二百七億円の財源が繰り越されてこれに加わる予定でありますので、国、地方を通ずる税制改正による地方税の減収並びに給与改善の平年度化及び公共投資の増大等の地方歳出の増加がありましても、なお、地方財政は全体として十分ゆとりがあるものと考えられます。

さらに、後進地域における公共投資の推進に資するため、公共事業にかかる国庫の負担割合について特例措置を講じております。

また、地方債につきましては、公営事業に関する地方債に重点を置いてその増額を行ない、生活環境施設の整備等住民福祉の増進を期しております。

昭和三十六年度一般会計予算

防衛関係費につきましては、従来の方針に基づき国力に応じ自衛態勢を整備するために、最小限度必要と認められる経費を計上したものであります。昭和三十六年度におきましては、国庫債務負担行為の歳出化及び給与改善の平年度化等の歳出の増加要因があるのでありますが、増員の抑制等極力経費の節減をはかることとし、三十五年度に比べ二百億円増の一千七百七十七億円と相なつております。

次に、公共事業関係費でありますが、昭和三十六年度におきましては総額三千五百七十八億円を計上いたしまして、三十五年度に比べ三百九十億円、災害復旧等の減少を別にいたしますれば七百四億円という大幅な増加をはかりました。

公共投資はここ数年来重点的に強化をはかつて参りましたが、昭和三十六年度におきましても、新たに道路整備及び港湾整備に関する五カ年計画を策定する等、飛躍的な展開を期しているわけであります。

まず、道路整備につきましては、最近における自動車を初めとする輸送需要の著しい増大によつて既定の計画では実情に即しなくなりましたので、ここに昭和三十六年度を起点とする総額二兆一千億円に上る新計画を策定し、これにのつとり一千四百九十八億円の予算を計上いたした次第であります。なお、新計画の策定にあたり、諸般の事情を慎重に考慮いたしました結果、揮発油税及び地方道路税を引き上げることとし、新計画の着実な遂行に資することといたしております。

次に、港湾につきましては、新たに総事業費二千五百億円に上る五カ年計画を樹立して計画的に整備を推進することとし、このため、従来の特定港湾施設工事特別会計を発展的に解消し、さらに幅広く港湾整備特別会計を新設することとし、事業の重点的実施に努めることといたしております。

治山治水事業につきましては、三十五年度に決定を見た長期計画に基づきまして、その着実な推進をはかることとし、また、空港につきましてはその整備を促進することといたしております。さらに、都市下水道等につきましても重点的に整備するとともに、工業用水につきましても用水確保の緊要性にかんがみまして経費の大幅な増加に努めております。農業基盤整備費につきましては、農業の生産性の向上と農家所得の伸長をはかる見地から、既着工事に重点を置いてその推進をはかっております。

住宅対策につきましては、従来とも住宅不足の解消に努めて参ったのでありますが、昭和三十六年度におきましては、建設戸数の大幅増加をはかりますとともに、住宅一戸当たりの坪数その他質の面でも改善に努めることといたしております。このため、一般会計予算におきましては百五十四億円を計上いたしましたほか、財政投融資におきましても、住宅金融公庫に対しましては四百億円、住宅公団に対しましては四百三十五億円の財政資金を投入いたしております。このほか、簡易水道、下水道及び清掃施設等環境衛生施設の整備改善にも格段の配意を加えております。

次に、貿易振興等についてでありますが、国際収支の均衡がわが国経済の安定成長を実現するための条件であることにかんがみまして、昭和三十六年度におきましては引き続き輸出の振興、経済協力の促進のためには特に意を用いた次第であります。すなわち、日本貿易振興会に対する補助、アジア経済研究所の運営費補助等貿易振興及び経済協力費におきまして十億円を増額しましたほか、特に三十五年度に設けられました海外経済協力基金に五十億円を追加出資して、東南アジア等の経済開発に協力する体制を強化することといたしました。また、日本輸出入銀行の資金につきましても、大幅な拡充を見込み、財政投融資におきまして財政資金を三十五年度当初計画より二百十億円増加して、五百七十億円を投入することといたしております。

中小企業対策といたしましては、体質の強化と経営の安定をはかるため、中小企業近代化促進費及び小規模事業対策費等におきまして画期的な増額をいたし、総額四十五億円を計上することといたしております。他方、財政投融資の面におきましても、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の貸付規模を一そう拡大することとし、財政資金をそれぞれ大幅に増額することといたしましたほか、中小企業信用保険公庫に対しましても出資を増額いたしまして、中小企業金融の円滑化をはかることといたしております。

国民所得倍増の方向に即して、農林漁業の振興をはかるため、現在緊要と考えられますのは、第一に需要の実態に適合した生産構造の改善であり、次に経営の規模の拡大と近代化でありまして、これ

らの施策を通じて農林漁家所得の向上が実現されるものと存じます。

三十六年度予算におきましては、この線に従いまして、農業基本法の制定を予定いたしますとともに、麦作の生産合理化及び作付転換並びに果樹、畜産等の振興を積極的に展開することといたしますほか、新たに農業近代化助成資金を設けて農業系統資金の活用をはかるとともに、生産基盤を拡充強化し、また魚価安定基金の新設により水産物流通対策の改善に努める等、農林漁業の振興には、特に留意いたしました次第であります。なお、財政投融資におきましても、農林漁業金融公庫貸付規模を大幅に増額し、六百億円といたしております。

食糧管理特別会計への繰り入れにつきましては、まず同特別会計の食糧管理勘定におきまして、三十六年度は約三百七十二億円の損失が生ずるものと見込まれますので、経理運営の健全化に資するため、調整勘定へ三百七十億円を繰り入れることとするとともに、農産物等安定勘定におきましても、二十億円の損失が見込まれますので、これを補てんすることといたしまして、合計三百九十億円を計上いたしております。

以上のほか、個々の事項についての説明は省略することといたしますが、石炭及び海運等の不振産業に対しましては、三十五年度に引き続き、その体質の改善に努めますとともに、石炭に関する離職者対策にも配慮いたしております。また、オリンピック東京大会準備のため、大幅に経費を増額して、その推進をはかることとしております。

昭和三十六年度一般会計予算

運用につきましては、国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生

活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業等に対し重点的に資金を供給するとともに、国民生活ないし産業の基盤となる道路、運輸通信及び地域開発等の資金並びに輸出振興のための資金の確保に努めることとしております。

最後に、昭和三十六年度予算と同時に提出いたしました昭和三十五年度予算補正（第2号）について申し述べます。

この補正は、産業投資特別会計の資金への繰り入れ三百五十億円と地方交付税交付金等九十億円とを内容とするものであります。その財源といたしましては、所得税等租税及び印紙収入の自然増収及び租税外の歳入の増加をもつてこれに充てることといたしております。

産業投資特別会計の資金への繰り入れにつきましては、将来にわたる出資需要の増大に対処するとともに、今後の産業投資を経済情勢に応じて、円滑、かつ、弾力的に行ない得る措置をとることが必要となしたので、産業投資特別会計の資金に繰り入れるものであります。なお、三十六年度におきましては、この資金のうち百五十億円を産業支出の財源に充てることを予定しております。

以上、ごく概略を御説明申し上げましたが、なお詳細にわたりましては、政府委員をして補足して説明させることといたします。

なにとぞ、すみやかに御審議の上、御賛同お願いしたいと存じます。

二、衆議院予算委員長報告（三月四日）

○船田中君　ただいま議題となりました昭和三十六年度一般会計外二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本予算三案は、去る一月二十八日予算委員会に付託され、自後、連日にわたる熱心な審議を経て、本日委員会において討論、採決されたものであります。この間、実質審議の日数は二十五日間、質疑の正味時間は実に百八十七時間に及ぶものであります。この間、委員会といたしましては、二日間の公聴会を開いて各界の権威者八名の意見を徴し、また、六日間の分科会を開いて、細目にわたつて審査を尽くした次第であります。

予算案の内容につきましては、過般の本会議において水田大蔵大臣より詳細なる御説明がありましたので、重複を避け、御報告を省略し、また、審議経過の詳細につきましては会議録によつてごらんを願うこととといたしまして、ここでは主として予算三案をめぐつて展開されました質疑の若干を御報告するにとどめたいと存じます。

まず第一に、政府の予算編成及び規模が問題になりました。政府の予算編成の基本方針は、国際経済の動向に即応しつつ、通貨価値の安定と国際収支の均衡を確保し、経済の適正な成長に資することを目途としながら、財政の健全性を保持する方針のもとに、国民所得の倍増を達成するため緊要とされる施策の推進をはかるというのであります。この方針のもとに編成されました予算は、その規模において、一般会計歳入で歳出とも一兆九千五百二十七億円でありまして、前年度の当初予算に比べて、三千八百三十一億円、二四・四

%の増加となつております。国民所得に対する比率は、三十五年度の当初予算一五%に対して、三十六年度は一五・三%であります。特別会計は総数四十一、その総計は、歳入四兆四千六百四億円、歳出四兆一千八百十七億円でありまして、一般、特別両会計を通じ、重複分を差し引いた予算純計は、歳入四兆四百五億円、歳出三兆七千六百六十一億円であります。政府関係機関は総数十三で、その収入総計は一兆九千四百七十億円、支出総計は一兆七千七百八十八億円と、金額においてそれぞれ前年度より相当程度の増加を示しております。さらに、財政投融資の計画は、総額七千二百九十二億円でありまして、前年度当初計画に比べて、千三百五十一億円、二二・七%の増加であります。財政規模のこのような拡大を可能ならしめたのは、言うまでもなく、既往数年来の日本経済の著しい発展でありまして、政府は、この程度の財政規模は経済成長の現段階に見合つたものであり、決して過大なものでないとされておるのであります。

委員会におきましては、「右の予算編成は、内外情勢に対するあまりにも安易な楽観的見通しを基礎としており、これではアメリカの景気後退を主因とした国際経済の変化に対応できないのではないか」との指摘がありましたが、これに対し、政府は、「決して手放しの楽観論ではなく、国際経済の動向は常に十分考慮しながらやつているから、今この予算をどうこうするというほどのことはない。もし、万が一非常の事態が起こつたとしても、いかようにこれを運営していける。アメリカの景気も、ケネディ新政権の積極政策により、本年半ば過ぎには、世界の人々も期待しておる通り、ある程度上向くものと考えられる。また、ドル防衛のわが国国際収支に及ぼす当面の影響は、当初の予想よりむしろ小さいと考えられる。しかし、国際収支の長期的見通しは、国際競争の激化によつて決して安易な楽観は許されない。従つて、民間のたゆまざる努力と政府の適切な誘導とによつてこの困難を克服していかねばならない」との所信でありました。

次に、財政支出の増大は、この予算そのものの中に織り込まれている鉄道運賃、郵便料金等公共料金の値上げと相待つて物価騰貴に拍車をかけるのではないかという物価論争が、予算審議の一つの焦点とされました。質疑における論点は、「政府自体が公共料金を引き上げることによつて値上がりムードを醸成する以上、他の諸物価の値上がりは必至であり、これでは所得倍増より前に物価の倍増がくるのではないか。消費物価の中でも、毎日庶民の台所を潤す必需物資の値上がりは、政府統計の示す数字よりはるかに大きい。三十六年度の消費者物価指数一・一%の上昇という政府の予想のごときは、あまりにも庶民の感覚とかけ離れたものである。特に、減税や社会保障の恩典を受けない階層の人たちがこの予算から受けるものは物価値上がりの被害だけであり、その生活は一そう苦しくなるのではないか」というのであります。これに対する政府の答弁は、「国鉄等の公共料金引き上げは、産業の発展に伴う運輸部門強化の要請と、これまで低い料金に据え置かれていた等の特殊事情によるやむを得ざるものであるから、これを理由とする他の諸事項の便乗

値上げは極力抑制していく。また、経済全体においては、需給面は大体バランスがとれており、しかも、一般的な労賃の値上がりは企業の生産性の向上で十分吸収することができるので、物価の基調をなす卸売物価は安定し、大体横ばいの状況である。ただ、消費者物価は、生鮮食料のごとく季節的に変動するものもあり、また、一般的な所得の増加に伴い、消費するものの質の向上、小売業やサービス業における従業者の手間賃の上昇等によるある程度の値上がりを来たしておるのは事実であるが、手間賃上昇による合理的なものは、所得倍増の過程において当然容認すべきものであり、しかも、消費者物価を全般的に見れば、物価騰貴を刺激し、インフレを招来する程度のものではない。また、物価が上がっても、それを上回る所得の増大があれば問題はないのであるから、特に下の方の所得が上の者より高い割合で増加するよう対策を講じていく。この関係において所得倍増計画を策定した次第である」とのことでありました。

次に、本予算の三本の柱としてあげられておりますものは、減税と公共投資、社会保障の三項目でありますが、まず、そのうちの減税について申し上げます。

すなわち、所得税、法人税を中心として、初年度九百二十五億円、平年度千百三十八億円の一般的減税がはかられております。ただし、この減税額は他面における租税特別措置の整理合理化、及び揮発油税の税率引き上げ、関税定率法等の改正に伴う増収額を差し引きますと、一般、特別両会計を通じ、初年度六百二十一億円、平年度七百四十四億円となります。これにつきましては、「四千億円にも近い租税の自然増収が見込まれておるのに、減税額はわずかにその一六%程度にすぎない。また、国民所得に対して、専売益金、地方税をも加えた租税負担の割合は、税制調査会の答申によれば二〇%程度が妥当であるとされているのに、今回は二〇・七%であり、しかも、税収の伸びを見込めば、この率は二二%前後にもなり、前年度を上回ることになる。これでは表看板の一つである減税もはなはだお粗末なものといわざるを得ないが、どうか」との質疑がありました。これに対する政府の答弁は、「大幅の歳入増加を見込み得たために、所得税、法人税において平年度一千億円の減税措置を講じた上に、さらに、財源を社会保障、公共投資等、所得倍増の基礎をつちかう重要諸経費の充実に振り向けたのであつて、減税の公約は完全に果たしている。また、税制調査会の答申の二〇%という率も必ずしも固定的に考える必要はないと思われるが、減税は、なお、決して明年度限りのものではなく、経済の成長とともに、重要な施策の一つとして年々心がけていくつもりである」というのでありました。

次に、社会保障関係費であります。

社会保障関係の経費の総額は二千四百六十六億円で、全体の一二・六%、前年度当初予算に比較して六百三十六億円の増加、すなわち、三割二、三分の増加であります。これに関しましては、「社会保障関係費が大幅に増加したといつても、増加分の大半は、国民年金等の当然増的経費と、医療費引き上げに伴う経費で占められているのであるから、これによって社会保障が著しく前進したとは言い得ない。のみならず、医療費引き上げは、真に医療を必要とする零細所得者を保険診療から締め出し、基礎の脆弱な国民健康保険その他をゆさぶることになる。また、生活保護の基準や失対労務者の賃金単価を引き上げてはいるが、人間並みの最低生活を保障するに至つていない。いずれにしろ、所得倍増計画による十年後の社会保障の規模ですら現在の西欧諸国のそれに及ばず、ILOの最低基準にも達せぬようでは、はなはだ貧弱な施策といわざるを得ないではないか」との質疑がありました。これに対する政府の答弁は、「社会保障の内容はこれで十分とはいえないが、今回の予算の増加は確かに画期的なものである。医療費引き上げによつても、保険料を上げなくても済むよう特別の予算措置を講じておるし、また、生活保護費は、今までほとんど据え置かれていた生活扶助基準を一八%引き上げるとともに、勤労控除の拡大、ほかに住宅、教育、生業の各扶助基準の引き上げ、また、期末一時扶助の新設等、できる限りの措置がとられている。所得倍増計画による社会保障の拡大のためには長期的な計画を持たねばならないから、早急にこれに取り組むつもりである」というのでありました。

最後に、所得倍増の中心課題として予算審議の一つの焦点となりました農業問題について申し上げます。

農林関係の三十六年度一般会計予算の総額は千八百七十二億円で、前年度に比し五百五十三億円、すなわち、四二%の大幅の増加であります。質疑の要旨は、「日本の農業は、今明らかに曲がりかどに立たされている。第二次あるいは第三次の産業部門の著しい発展に比べてはるかに取り残された部門となり、しかも、この格差は所得倍増計画によつて拡大するばかりである。すなわち、計画によれば、鉱工業の成長率は年々一一%であるのに、農業は二・八%にすぎず、しかも、計画の初年度たる三十六年度は、わずかに一%の伸びしか見込んでいない。また、十年間に十六兆円の行政投資のうち、農林関係はわずかに一兆円である。これでは、農民の所得は倍増できないのではないか。政府は、農業人口の減少を農業所得増加の大きな要素としているが、農業人口は減つても、農家戸数はほとんど減らない。現金収入を農業以外に求める第二種兼業農家がふえるという現象こそ、低賃金と農業低所得の原因でもあり、結果でもあると思われるが、いかん」というのでありました。これに対する政府の答弁は、「前年度より四二%も増額した三十六年度農林予算の中には、新農政を目ざした新規諸経費を相当程度計上している。新農政の眼目は、農業と他産業との格差を是正するにある。すなわち、需要構造の変化に即応して、生産を転換しつつ、農業の総生産を上げるとともに、農業従事者の生産を増大して他産業従事者の生活水準に均衡せしめんとするものである。これが今国会に提出した農業基本法の精神でもある。第一に、家族経営によつて、しかも、自立し得る適正規模の専業農家を育成し、その農業の基盤を拡大していくことを中心に考え、これに対し資本装備その他近代化するに必要な施設を国において助成し、生産性の拡大をはかり、場合によつては、一部または全面協業によつて近代化をはかるものに対し

て、同様これを助成することとし、一面、先進諸国におけるごとく、農業労働人口が他産業に円滑に移行し、生産性が向上し、所得が増進するよう措置を講じていくつもりである。経済発展の過程において、農業生産の伸び率が他産業より多少おくれるのは、自然的または経済的制約によることが多い農業の本質上、やむを得ないと思う。貿易自由化、食糧管理、農産物の価格支持等の面において、一挙に急激な変革を加えることは、農業を破壊することにもなりかねないから、慎重にやっていきたい」とのことでありました。

さて、質疑は、このほか、政治のあり方、国連外交、日韓、日中、沖縄の問題、文教の問題、科学技術、防衛、貿易、運輸交通に関する問題等、外交、内政の各般にわたって行なわれたのであります。また、政府の掲げる所得倍増計画については、審議を通じ、終始、質疑応答がかわされました。また、特に突発した右翼テロ事件に関連して治安対策について論議されたことを付言しておきたいと思います。

かくて、本日、質疑終了後、日本社会党及び民主社会党よりそれぞれ予算の編成替えを求めるの動議が提出されました。その内容については、後刻本議場において説明されることと思われますので、省略させていただきます。

次いで、討論に入り、採決の結果、両党の編成替えの要求の動議は否決せられ、本予算三案は多数をもって原案の通り可決されました。

私は、ここに、理事並びに委員各位の御協力によって本報告をなすに至りましたことを心から感謝申し上げ、委員長の報告を終わる次第であります。

三、参議院予算委員長報告（四月一日）

○館哲二君　ただいま議題となりました昭和三十六年度予算三案の委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和三十六年度予算は、内外の諸情勢に十分留意しつつ、健全財政のもとに、国民所得倍増計画の初年度として必要なもろもろの施策を推進することを基本方針とし、減税、社会保障及び公共投資を最重点として編成されたものでありまして、一般会計予算の総額は一兆九千五百二十七億円であり、前年度当初予算に比較いたしますれば三千八百三十一億円の増加であります。また、国民所得に対する割合は一五・三％でありまして、前年度当初予算の一五・四％に比しますればやや高く、前年度の最終予算の一五・四％に比較いたしますればやや低く相なっております。財政投融資計画の総額は七千二百九十二億円でありまして、前年度当初計画に対しまして千三百五十一億円の増加となっております。また、特別会計予算及び政府関係機関予算も右に準じて編成されております。これら各予算の細部につきましては、すでに本会議において、るる説明がありましたので、時間の関係上省略させていただきます。

これら予算三案は、一月二十八日に国会に提出され、三月五日に衆議院から送付を受けたものでありますが、委員会といたしましては、すでに二月二日に大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、三月六日から本審査に入りました。自来委員会を開くこと十七回、その間二日間にわたって公聴会を、また四日間にわたって分科会を開くなど、慎重に審議を続けて参りました。

しかるところ、昨三十一日阿具根委員から炭鉱災害防止に関する決議案が動議として提出され、全会一致をもって可決されたのでありますが、その案文及び政府の発言の要旨は最後に申し上げることといたしまして、以下、予算委員会における質疑応答のうち、主として予算に直接関連する若干の点について、その要旨を御報告申し上げたいと存じます。

まず、予算編成の前提となっている内外の経済見通しにつきましては、「最近数カ月の国際収支は、総合収支は黒字であるとしても、経常収支は二カ月も続いて一億ドルに近い赤字であり、このようなことは明らかに基調の変化と見るべきではないか。外貨準備二十億ドルの大部分は短期資本などで不安定のものである。このような経常収支悪化の原因は、政府の世界経済に対する見通しの甘さと、高度成長政策にあるのではないか。下半期以降黒字にならない場合でも高度成長政策を続けるつもりか。政府はもっと広く輸出増進について打開策を講ずべきで、中共貿易についても、これまでのような消極的な態度を捨てて、さらに前向きの方法で対処する必要があるのではないか」などの質疑がありましたが、これに対しましては、総理、外務及び大蔵の各大臣から、「最近の国際収支は、経常収支は一月が九千九百万ドルの赤字、二月は九千三百万ドルの赤字で、三十五年度は経常収支の黒字の見込みが若干赤字になること

が予想されるが、総合収支では六億ドルを相当上回る黒字となる見込みである。経常収支赤字の原因には、輸出の一時的な伸び悩みと輸入の政策的配置などによる増加があり、不健全な要素が含まれていないし、下半期に世界景気の回復と相待って輸出政策を本格化し、設備投資などの行き過ぎを抑制すれば、三十六年度の国際収支二億ドルの黒字確保は心配ない。短期資本の流入を一がいに不安視するのは間違いであり、外貨準備が一時二十億ドルを切っても、長期的な観点に立って経済を伸ばしていきたい。輸出増進策については、今後極力努力したい。日中貿易については、協定が政府対政府という形でない限りは推進していきたいと思っており、日中輸出入組合あるいはジェトロを通じて政府が補助するという形でできるならということで、前向きに対処したいと考えている」旨の答弁がありました。

また、対日援助の返済問題につきましては、政府は近く対米折衝を始めるようであるが、一体債務と心得ている根拠は何か。阿波丸債権処理の際の吉田・シーボルト了解で債務と確認したのは、借款及び信用についてだけではなかったのか。米国商務省発行の文書にも、援助を贈与と借款に分け、ガリオアは贈与と書いてある。従って返済義務のあるものだけを交渉の対象とすればよいのではないか。また返済義務のあるものについても、日本は、戦後の困難な経済の中から四十七億ドルにも相当する終戦処理費を負担していることを考えれば、これを償ってもあまりあるのではないか。また差し引きはできないとしても、その中から占領目的以外に使われた部分

あるいは南鮮貿易による債権四千七百五万ドル等は政治的な話し合いの対象とすべきではないか。また、その金を米国へ返すかわりに、低開発国の援助資金として日本が分担する分に充てることが認められないものか」などの質疑がありましたが、これに対しまして は、総理及び外務大臣から、「債務と心得ている根拠は、援助物資受領の際の文書、米国政府関係者の国会における証言、阿波丸債権処理に際しての吉田・シーボルト了解などである。債務の額については、受領証の一々について精細にわたり検討中であり、従って援助を全部債務と心得ているわけではない。終戦処理費をそれと相殺することは権利として主張はできないと思うが、本来の目的以外に使われたもの、あるいは南鮮貿易に伴う対米請求権などは当然考慮してもらうべきものと考えている。低開発国の援助の分担金に回し得るかどうかの点については、慎重に検討の上対処したい」旨の答弁がありました。

三十六年度予算と所得倍増計画との関係につきましては、「三十六年度予算は、所得倍増計画の第一年目の予算として高度成長政策をとっているが、三十六年度の生産能力の増加は、前年度における設備投資の増加額から推計すれば、総需要に対し約三千億円の過剰となり、生産過剰恐慌の危険がある。しかも政府は、金利の引き下げなど設備投資を刺激するような政策をとっているが、三十六年度の設備投資は政府の見通しをこえて三兆五、六千億円ぐらいになるのではないか。これは自由企業をもととした計画からくる矛盾で、このような事態をなくすためには、賃金水準の大幅な引き上げを中心とした消費の増大が必要ではないか。また格差の是正については、所得倍増計画では産業立地計画がいわゆるベルト地帯が重点になっており、開発に対する考え方も各省まちまちで、地方格差は拡大せざるを得ない状況になっている。また、減税、社会保障も後退しており、各種格差は拡大するばかりではないか」などの質疑がありましたが、これに対しましては、総理、大蔵及び経済企画庁長官から、民間財界が日本経済の発展に確信を持つてきたので、設備投資が拡大する勢いのあることは認めるが、設備投資の膨張にもおのずから限度があるので、今後とも所得倍増計画を道しるべとして、行き過ぎのないよう努力していきたい。金利引き下げは国際競争力強化のためのものであり、投資を刺激するためのものではなく、特に過剰生産恐慌起こる心配はないと考える。地域間の所得格差の是正に対しては、地方交付税の分配方法の改善、また後進県に対する公共事業補助率の引き上げなどにより努力しており、階層間の格差是正に対しては、成長政策による所得の調整と、減税、社会保障の強化などによつて努力している」旨の答弁がございました。

社会保障関係費につきましては、「生活保護基準の引き上げを二六%から一八%になぜ後退したのか。また医療費の引き上げは、予算を組んだあとで、一〇%以上の引き上げということで与党と医師会の間で妥結したが、七十四億というような予算のワク内で納まらない場合は補正予算を組むのか」というような質疑に対しまして、総理並びに関係各大臣から、「生活保護基準の引き上げは、民間の賃金、失対賃金、補助職員の俸給などとの均衡上一八%にとどめざるを得なかつたが、一方、勤労控除の大幅引き上げ、期末手当、住宅、教育扶助などにより、実質上二〇%の引き上げとなつている。引き上げ率が低位にとどまつたのは遺憾であるが、国民全体の所得向上のうちで段階的に解決するよりほかはない。医療費の問題は特殊な事態でやむを得なかつた。引き上げの内容についてはこの予算の範囲内で措置されると思うが、ワクをこえる場合は財政措置が必要となる」旨の答弁がありました。

農業問題につきましては、「政府は、農業と他産業との所得格差を縮める方法の一つとして生産の増加を考えているのが、投下資本の量に対し収益が極端に少ない農業においては、所得を均衡させ得るような総合的な価格体系を先行させなければ、経営規模の拡大もできないし、従つて所得の均衡もできないのではないか。農業基本法で言う農産物の価格の安定とはいかなる価格水準であるか」などの質疑がありましたが、これに対しましては、農林大臣から、「農業の生産性を上げるためには、資本、技術等、あらゆる面から近代化を進め、同時に、需要に見合つた生産を行なうよう長期の見通しに立つて指導していくことを第一に考えており、なおかつ、避けられないところの自由化などに対しては、保護政策を講じていく。従つて価格支持は最後である。全農産物を生産費及び所得補償方式のような形で支持することは不可能であるが、最終的に農民に不利不安を与えないような合理的な価格を個別に考えていきたい」旨の答弁がありました。

国鉄運賃及びガソリン税率の引き上げなどの物価に及ぼす影響につきましては、「国鉄運賃の値上げを中心とする公共料金の引き上げは、物価値上げのもとをなしていると思うがどうか。消費者物価の上昇率は一・一の%程度にとどまらないのではないか。物価抑制に対して今後どう対処するつもりか。国鉄運賃及びガソリン税率の引き上げは他に方法がなかつたのか」などの質疑がありましたが、これに対しまして経済企画庁長官から、「貨物運賃の値上げは、過去の経験から見ても御売物価に対する影響はなく、消費者物価に対する影響は〇・一%であるので、消費者物価の上昇率は政府見通しに大きな狂いはないと思う。最近の値上がりの中で、季節的要因によるものは別とし、需給の不均衡となつている木材や乳製品などの値上がりに対しては、緊急輸入により対処している。公共料金は当分値上げを認めない方針である」という答弁がありました。運輸大臣及び国鉄総裁からは、「運賃値上げは、新しい五カ年計画の建設資金に充てるためであるが、一般会計から支出するのは、本年度から新線建設費の利子補給なども認められており、借入金も大体限度にきているので、やむを得ない程度の運賃引き上げを行なつた」旨、また、建設大臣から、「道路整備計画はガソリン税という特定財源をもつて充てる建前になつているので、各国の例を参考にし、物価などのはね返りの少ない程度の引き上げを行なつた」旨の答弁がありました。

さらに造船問題につきましては、「年間約五十万トンぐらいの建造目標で、どうして所得倍増計画における十年間九百七十万トンの建造ができるか。所得倍増計画は海運関係の国際収支悪化によつて

行き詰まるのではないか」との質疑がありましたが、運輸、大蔵、経済企画庁の各大臣から、「本年度の五十万トンは、海運業の現状から、償却前利益の建造方式をとつて決定したが、本年度の建造量は何としても少な過ぎるというので、関係各省協議中であり、それに伴つて金融などについて検討していきたい」旨の答弁がありました。

公共事業関係につきましては、「三十六年度の公共事業関係費は、道路計画などを初めとして膨大な額を予算に組んであるが、その具体的な内容や地域別配分はどうか。水資源開発公団の計画はどうなつたか。また、資材、労賃の高騰、用地の取得難、建設技能者の不足等の現状で、はたして消化できるか」などの質疑がありましたが、建設、労働の各大臣から、「工事能力については、公共用地取御制度の改正、機械化の促進等により十分発揮できるものと考えており、資材等に若干の値上がりはあつても消化できる。建設関係技能者の不足に対しては、本年度は三万二千六百名の訓練を行なう予定であり、また建設技能者の養成を目的とした専門の職業訓練所も二カ所設置することになつている。道路については、五カ年以内に一級国道の全部及び二級国道の半分程度の改修舗装を行なうことになつており、今年度予算の使用方法については、予算成立後、閣議決定に付して明らかにしたい。水資源開発公団については予算に間に合わなかつたが、慎重に検討中である」旨の答弁がありました。

最後に、歳入ついし減税の問題について申し上げますが、これにつきましては、「三十五年度第二次補正後の増収の最終見積額はどのくらいか。三十六年度の自然増収額は三千九百三十億円となつているが、非常に過小見積りであることは明らかである。税制調査会の答申案作成当時より自然増収額がおびただしくふえていることから考えれば、純減税額六百四十七億円少な過ぎはしないか」等の質疑がありましたが、これに対しましては、総理、大蔵各大臣から、「三十五年度の自然増収については八百億円程度の増収が期待できると思うが、これは経済が予想以上に伸びたためであり、三十六年度は三十五年度のようなことはないと思う。減税については大体税制調査会の答申通り実施したが、予想以上の増収分は社会保障費に回した」旨の答弁がありました。

このほか、国連外交、日ソ、日韓問題、また防衛、地方財政、あるいは文教政策、労働災害対策、仲裁裁定実施に伴う財政措置などにつきまして熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、本日をもちまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して阿具根委員が反対、自由民主党を代表して平島委員が賛成、民主社会党を代表して松浦委員が反対、参議院同志会を代表して森委員が賛成、日本共産党を代表して岩間委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和三十六年度予算三案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会において可決された決議及び政府の発言は次の通りであります。

炭鉱災害防止に関する決議

本日参議院において炭鉱災害防止に関し決議が行なわれたのであるが、右決議に基く施策については、十分なる予算上、資金上の配意を必要と認める。よつて政府は出来得る限り今国会中に予算上資金上のの措置につき万全を期すべきである。

右決議する。

右の決議に対して大蔵大臣から、「ただいまの決議の趣旨に即してできる限りすみやかに予算上資金上の配意をする考えである。またその内容については現地調査の結果に基づいて措置するが、通産省から三十四億円の要求が出ているので、熱意をもつて対処したい」旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。

◎昭和三十六年度特別会計予算

（昭三六・四・一成立）

一、提案理由（二月二日）

（昭和三十六年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院予算委員長報告（三月四日）

（昭和三十六年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院予算委員長報告（四月一日）

（昭和三十六年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載）

◎昭和三十六年度政府関係機関予算

（昭三六・四・一成立）

一、提案理由（二月二日）

（昭和三十六年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院予算委員長報告（三月四日）

（昭和三十六年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院予算委員長報告（四月一日）

（昭和三十六年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載）

◎昭和三十六年度特別会計予算補正

（特第1号）（昭三六・五・三一成立）

一、提案理由（五月十五日）

○水田国務大臣　政府は、昭和三十六年度特別会計予算補正第一号及び昭和三十六年度政府関係機関予算補正第一号を国会に提出いたしました。ここに予算委員会の御審議をお願いするにあたりまして、その概要を御説明いたします。

今回の予算補正は、いずれも公共企業体等労働関係法の適用を受ける公共企業体等の職員給与の改善に伴うものでありまして、造幣局、印刷局国有林野事業、アルコール専売事業、郵政事業、郵便貯金及び簡易生命保険及郵便年金の七特別会計並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の三政府関係機関の各予算における給与費等を追加するものであります。

公共企業体等の職員給与につきましては、去る三月二十七日、公共企業体等労働委員会の仲裁裁定があったのであります。この裁定の概要を申し上げますと、国有林野事業及びアルコール専売事業所属の労働組合員については、その基準内賃金を、昭和三十六年四月一日以降平均して昭和三十六年一月一日現在における基準内賃金の一二%相当額の原資をもつて引き上げ、その他の公共企業体等の労働組合員については、一〇%相当額の原資をもつて引き上げることをおもな内容としております。

政府におきましては、この裁定を検討いたしました結果、公共企業体等労働関係法の精神を尊重し、公共企業体等における健全な労働慣行を確立する趣旨において、非組合員も含めて、これを完全実施することといたしたのであります。なお、今回の給与改善に基づく所要額は、約四百十八億円となっております。

さらに詳細にわたりましては、政府委員をして補足して説明させることといたします。何とぞ、すみやかに御審議の上、御賛同願いたいと存じます。

二、衆議院予算委員長報告（五月十九日）

○船田中君　ただいま議題となりました、昭和三十六年度特別会計予算補正（特第1号）及び、同政府関係機関予算補正（機第1号）につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本予算補正二件は、去る五月十三日予算委員会に付託され、十五日より本日まで五日間にわたって審議が行なわれ、本日討論採決せられたものであります。

特に、本日、参考人山際日銀総裁より意見を聴取し、審議を一そう慎重にいたしました。

今回の予算補正は、去る三月二十七日の公共企業体等労働委員会の仲裁裁定を完全に実施するため、造幣局、印刷局、国有林野事業、アルコール専売事業、郵政事業、郵便貯金及び簡易生命保険及郵便年金の七特別会計並びに日本有国鉄道及び日本電信電話公社の三政府関係機関の各予算における給与費等を追加するためのものであります。

この仲裁裁定は、国有林野事業及びアルコール専売事業所属の労働組合員については、その基準内賃金を、昭和三十六年四月一日以降、平均して昭和三十六年一月一日現在における基準内賃金の一二%相当額の原資をもつて引き上げその他の公共企業体等の労働組合員については一〇引相当額の原資をもつて引き上げることをおもな内容としております。

しこうして、裁定実施に必要な額は、給与総額内三百八十三億一千五百万円、給与総額外三十四億九千三百万円、計四百十八億八百万円でありまして、その財源としては、退官退職手当等、物件費等節約、資産売当、他会計等よりの受け入れ、借入金増その他をもつて措置することといたしております。

さて、質疑は、一、仲裁裁定に関する問題、二、国際収支に関する問題、三、ガリオア・エロアに関する問題、その他内政、外交の各般にわたって行なわれましたが、以上三点に関する質疑応答の内容は、議長の御許可を得まして、別に会議録に掲載することに御了承願いたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論、採決を行ないました結果、本予算補正二案は政府原案の通り可決されました。

なお、五月十七日、日本社会党より、社会保障関係費及び石炭鉱山保安関係費、総額二百十五億五千万円の予算補正を求めて、昭和三十六年度一般会計予算補正を求めるの動議が提出されましたが、以上、御報告申し上げます。

三、参議院予算委員長報告（五月三十一日）

○館哲二君　ただいま議題となりました昭和三十六年度予算補正二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の予算補正は、去る三月二十七日、公共企業体等労働委員会から示されました公共企業体職員の賃金に関する仲裁裁定を完全実施いたしますためのものであります。仲裁裁定の内容は、御承知の通り、国有林野事業及びアルコール専売事業所属の労働組合員については、本年四月一日以降、平均して本年一月一日現在における基準内賃金の一二%相当額を、その他の公共企業体等の労働組合員については、一〇%相当額を引き上げるというものでありまして、その所要経費の総額は四百十八億八百万円であります。

本委員会は、五月十五日、水田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十九日、衆議院からの送付を待つて、一昨二十九日に至る間、六日にわたり熱心な質疑が行なわれましたが、質疑のうちおもなるもの若干について御報告申し上げます。まず、今回の補正の事由である仲裁裁定の実施に関しましては、「政府は、公共企業体におけるよき労働慣行を確立するために、仲裁裁定を完全実施するというのであるが、その前に、労使双方の団体交渉を通じて問題の解決をはかることがよいのではないか。また現行制度では、当局側

の団体交渉の権能が予算等に縛られて、ほんとうの意味での団交ができないのではないか」との質疑がありましたが、これに対しまして、石田労働大臣は、「団体交渉によつて労使が自的主に問題を解決することは一番大切で、また望ましいことではあるが、それには労使が歩み寄るという態度が大切であるまた公共企業体の場合、民間企業のように、経営者が自己の責任だけできめがたい予算上、資金上の理由もあつて、従来は常にゼロ回答をして仲裁裁定に持ち込まれていた。今回は団交を困難にしていた諸条件の排除に努め、公社側が自己の良心と責任において妥当と考える額を出し得るように改善し、団体交渉のあり方が一歩前進したが、今後とも団体交渉の機能が十分生かされるよう検討を加えたい」旨の答弁がありました。

また公労法との関係につきましては、「政府は、一方で、仲裁裁定が、予算上、資金上不可能であるとして、公労法十六条二項による国会の議決を求めながら、国会の議決を待たずに、他方補正予算を提出しているのは矛盾ではないか。将来も仲裁裁定を完全実施するというのが政府の真意であるならば、むしろ公労法十六条二項を改正して、仲裁裁定実施のための補正予算提出の義務を規定するか、あるいは国会の議決を求めるとするならば、政府の裁定に対する意見を付するよう改正する考えはないか」との質疑がありましたが、これに対して、労働大臣及び法制局長官より、「公労法十六条二項の改正について、補正予算提出の義務を規定することは、政府の予算編成権を拘束する疑いがあり、法律的にも問題が多い。ただ、政府が国会の議決を求める場合に、政府の意見態度の表明がない点は疑問もあるので、提案の十日間という規定ともあわせて検討したい」旨の答弁がありました。

次に、三十五年度の自然増収とその使い方について、「三十五年度予算補正の際に、政府は、公務員給与のベースアップの実施をおくらせ、社会保障費の増額、減税の実施を少額にとどめた理由として、財源のないことをあげていたが、税の自然増収は、その後九百四十億といわれ、これは年度当初ならばともかく、十二月や三月に至つても、財政当局は、なお重大な見積もり違いを犯したのであり、政府は意識的に歳入の過小見積もりをして、歳出を押さえる口実にしたと疑われても仕方がないのではないか。また別の立場から、一千億円にも上る三十五年度剰余金を、財政法の規定通りたな上げしておいて、明後年使用することは、経済の動きも激しい今日、金融、財政政策上も重大な問題で、その取り扱いを再検討する意思はないか」との質疑がありましたが、これに対し池田内閣総理大臣及び水田大蔵大臣から、「当時の事情では、そう大きな自然増収があるとは予想されなかつた。意識的に過小見積もりをする意思はもちろんなかつたが、その後の予想外な日本経済の発展で税収が伸び、三十五年度の剰余金は一千億円程度が見込まれる、剰余金の使い方については、過去においても、決算の確定を待たずに剰余金を見込んで歳出に立てたこともあるが、現在新たな政府需要を喚起する必要を感じていないので、直ちに使う考えはない。ただ制度論としては、現行制度が財政の機能を発揮するという点から十分であるとは考えていないので、慎重に検討を加えたい」旨の答弁がありました。

また最近のわが国の経済情勢に関しまして、「三十六年度予算審議の際、国際収支の四―六月の経常収支の赤字は一億ドル程度と政府は見込んでいたが、四月の収支は、経常で八千三百万ドル、信用状収支も一億二百万ドルの赤字となつており、政府の見込みと大きく狂つてきている。経常収支の赤字が年間を通じて四、五億ドルとなつても心配はないのか。設備投資は政府の経済見通しの三兆一千億円を大きく上回つて、所得倍増計画の最終目標たる三兆六千億円に迫つているといわれるが、これは過剰投資となつたり、景気を過熱に導く危険はないか。また物価騰動きは、四月現在すでに卸売物価が前年度比二・八%、消費者物価が二・七%の貴で、これも政府の見込みと大きな食い違いを見せている。さらに、国民総生産の伸びも、九・二%が実際は一三%くらいになる実勢を示しており、このように三十六年度予算の前提となる経済見通しがことごとく狂つた以上、この現実に即して政府はすみやかに財政経済政策を転換すべきではないか」との質疑がありました。これに対して池田内閣総理大臣を初め関係各大臣から、「国際収支については長い目で見るべきで、二十億ドルの外貨を保有している現在、四、五億ドル程度の赤字はそう心配するには及ばない。輸入の増加は、国内経済の著しい発展によるもので、思惑輸入等の不健全な要素はない。輸出振興に一そう力を入れることによつて国際収支の回復をはかりたい。設備投資が当初見込みよりふくらんだことは事実だが、業種によつて差があり、一がいに過大だとは言い切れない。今後、関係各機関において検討し、投資の適正を期していきたい。卸売物価の昨年からの騰貴は、木材の異常な値上がりによるものであつたが、最近、木材は下がる傾向にあり、今後ともそういう方向に努力することで卸売物価は下げ得ると考えている。消費者物価値上がりも、食料品の円滑な供給をはかることで、横ばいか、せいぜい一・七%ぐらいの値上がりに押え得る見込みである。国民総生産は、経済見通しを作成した当時、一一%程度の伸びも見込まれたが、控え目にということで九・二%とした事情もあり、そう異常であるとも考えない。確かに生産は政府の予想以上に伸びているが、年度を通じて高水準が持続するかどうかも未確定な現在、直ちに経済見通しが誤りであつたとか、経済の基調に変化があつたとは考えず、政策の転換の必要はない」旨の答弁がありました。

なお、その他、ガリオア、エロアの返済問題、韓国の情勢、中共問題などの外交問題それから医療費値上げ、米価問題など、広範多岐にわたる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩間委員が、今回の補正予算は、労働者の要求を下回る仲裁裁定の実施と引きかえに組合活動を抑圧するものである等の理由をあげて反対、自由民主党を代表して梶原委員が、今回の補正は、裁定を完全実施するためのもので、必要にして適切であるとして賛成、日本社会党を代表して占部委員が、今回の補正措置は、公労法の実施義務を履行したまでで、当然の措置である。しかし、その財源措置は妥

当を欠くものもあり、財源があるにもかかわらず、必要な一般会計の補正を行なわなかつたなどの疑問を指摘し、政府の反省を求めて賛成、それから民主社会党を代表して相馬委員が、裁定完全実施の慣行確立は歓迎すべきことであるが、炭鉱保安対策費、医療保険費などの増加を含む一般会計予算補正を提出すべきである等の意見を付して賛成、無所属クラブの千田委員が、最近、現内閣の経済政策に危険信号が出されているので、慎重な経済運営をなすべきであるとの希望を付して賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、補正二案は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎昭和三十六年度政府関係機関予算補正（機第1号）（昭三六・五・三一成立）

一、提案理由（五月十五日）

（昭和三十六年度特別会計予算補正（特第1号）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院予算委員長報告（五月十九日）

（昭和三十六年度特別会計予算補正（特第1号）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院予算委員長報告（五月三十一日）

（昭和三十六年度特別会計予算補正（特第1号）の委員長報告と一括して掲載）

◎内閣総理大臣の施政方針に関する演説

（昭和三十六年一月三十日）

○国務大臣（池田勇人君）　第三十八回国会の再開に臨み、私は、当面する内外の諸情勢についての見解と、これに対処する所信を明らかにいたしたいと思います。

私は、就任以来、政府みずからその姿勢を正し、政治と行政の運営を正常化し、さらに、政治、経済、社会の各分野において、いかなる紛議があつても、寛容と忍耐をもつて、話し合いを通じて解決するという、正しい民主主義の慣行が確立されるよう努力して参りました。幸いにして、国民各位の共鳴を得て、特に昨年来一部に見られたような異常な社会的緊張も次第に緩和の方向に向かい、人心の安定と社会秩序の平穏が取り戻されつつあることは、まことに喜ばしいことでございます。（拍手）

憎しみと戦いとは破壊への道であり、和親と協力こそ繁栄の基礎であると信じます。（拍手）私は、ここにさらに決意を新たにして、この秩序と平和を確立することに努力を重ねたいと思います。この意味において、国会の円滑な運営のためには諸君とともに、格段の努力をいたしたいと存じます。すなわち、相互の良識と寛容の精神をもつて、審議の委曲を尽くして堂々と事を決するという、議会主義の慣行を打ち立てるによつて、国民の厳粛な信託にこたえたいと思います。（拍手）

私は、至誠をもつて事に当たり、慎重に職責を尽くして、清潔な政治、明るい社会、幸福な家庭、平和な世界の建設のために奉仕する決意であります。（拍子）

今や世界は大きな転機に差しかかつていると思います。今日まで諸国民が緊張緩和のため払つてきた幾多の努力にもかかわらず、昨年五月の巨頭会談の流会、コンゴ、キューバ、ラオス等の紛争に見るごとく、世界恒久平和への前途はなお多難であります。これは、二つの体制の根本的な対立が、政治、経済、軍事の現象面のみにとまどらず、政治的、社会的な信条はもちろん、個人の世界観にまで深く根をおろしてしまつているからにほかなりません。しかし、一方、新兵器の異常な発達により、全面戦争はほとんど不可能になりつつあり、諸国民の平和に対する願望は、日とともに強くなつて参りました。従つて、東西双方を引き離すよりは、むしろ双方を結びつける方向により多くの関心を払うべきときと考えられます。

わが国の外交の根本は、この新しい局面に処し、平和と繁栄の増進のために、わが国が何をなし得るかということをはつきりとつかんで、国連憲章に基づく安全保障体制を堅持しつつ、わが国の安全と平和を確保し、経済の繁栄と国民生活の向上に資する国際的環境を整備し、もつて世界平和の創造に寄与することにあると確信いたします。わが国の誠意さと善意が、すべての国々によつて信頼されるようになることを私は強く希望し、善意と理解が平和と繁栄の根底であることを確信するものであります。（拍子）

わが国が、平和と繁栄を確保するためには、自由諸国との緊密な係をますます増進して参ることは申すまでもありません。米国においてはケネディ新政府の発足を見、英国においては一昨年の総選挙以後保守党の政権がいよいよその地歩を固め、フランス及びドイツにおいても現政権は国民の強い支持を受けております。かくて、新しい年を迎えた自由主義諸国家は、世界平和確立のため安定した国内的基盤に立つて、一そう有効な協力関係を推進することができるものと予想されます。わが国としても、相互の繁栄と発展のために、自由諸国との協力関係をあらゆる分野において強化すべく、積極的な施策を講じて参りたいと思います。

一方、ソ連を初めとする共産圏諸国との友好関係の増進、なかんずく、日中関係の改善をはかることもきわめて重要であります。中国大陸との関係改善、特に貿易の増進は、わが国としても歓迎するところであり、本年はこの問題への接近がわれわれの一つの課題であると思います。しかし、中国大陸の問題は、単に日中間の関係としてのみ処理し得るものではなく、広く東西間の関係調整という視野から取り扱わなければなりません。（拍子）私は、日中双方が、かかる共通の認識に立つて、相互の立場を尊重しつつ、与えられた条件のもとにおいて可能なる友好関係の樹立に努め、極東の平和と繁栄の確保をはかるべきものと考えます。

（拍子）

昨年、アフリカにおいて多数の国が独立し、アジア・アフリカ諸国が国連加盟国中の半数にも達しようとするに至りました。アジアの一員たるわが国にとりましても、喜びにたえないところであります。これら諸国の動向、特に多数決を原則とする国連におけるその去就が、世界的注視の的になつてきたことは当然であります。これら諸国の国連における表決は、その意味において、国連を動かすに足る大きな力となつてきたことはいなめません。従つて、すべての国の利益に奉仕する国連の機能を十分に発揮するためには、わが国としては、アジア・アフリカ諸国間との連携を強化し、国連を舞台とする責任ある活動が、世界の平和のため一そう重要の度を加えて参りました。今後における国連外交の推進は、一そう慎重かつ積極的であらねばならぬと考え、私は、わが国の国連における外交陣容を強化していく方針であります。（拍手）

なお、東西間の問題とともに、いわゆる南北間の問題、すなわち、経済的先進国から開発途上の諸国への経済協力の必要性と重要性が広く認識されるに至つております。わが国は、アジア地域における工業国として、これら双方の立場を十分に理解できる地位にあります。従つて、これら諸国に対しては、通商航海条約の締結を促進する等の措置を講じて、経済的、技術的協力を一段と推進する方針であります。

わが国経済は、国民の能力・勤勉・創造的意欲に配するに、世界の平和と経済の自由という環境にささえられて、われわれの予想以上に急速な拡大を示しつつあり、国民総生産は、本年度十四兆二千三百億円に達するものと思われます。しかも、卸売物価は安定を保ち、国際収支も依然として黒字基調を維持し、外貨準備高は年度末には約二十億ドルに達する見込みであります。また、雇用情勢も一

段と改善を見、国民生活も著しく充実向上して参りました。これは、わが国の経済が歴史的な勃興期を迎え、構造的変化を遂げつつあることを物語るものであり、この成長と発展は世界の驚異となつておるのであります。（拍手）

わが国経済のこの安定的成長を今後長きにわたつて確保し、現在見られるような各種の所得格差を解消しつつ、完全雇用と福祉国家の実現をはかるためには、長期的観点から各種の施策を総合的に推進する必要があります。そのため、政府は、従来の新長期経済計画にかえて、今回、国民所得倍増計画と国民所得倍増計画の構想を政府の長期にわたる経済運営の指針として採択いたしました。この計画は、今後おおむね十カ年間に国民所得を倍増することを目標とし、これを達成するため必要とされる諸施策の基本的方向とその構造を示したものでございます。特に、農業と非農業間、大企業と中小企業間及び地域相互間に存在する所得格差を是正しもつてわが国経済の底辺を引き上げ、その構造と体質の改善をはかろうとするものであります。（拍手）同時に、この計画は今後十年間に、おいて新たに生産年令に達する青少年にそれぞれ適当な職場を用意する国家的責任にこたえるものでございます。

（拍手）

右の長期経済計画の実施にあたつては、昭和三十六年度から昭和三十八年度までの三年間は、新規生産年令人口の急増に応じて、年平均九％の経済成長を遂げることを目標として、あらゆる施策を講ずることを明らかにいたしております。すなわち。昭和三十六年度予算及び財政投融資計画は、このような展望と期待のもとに、当面の国際経済の動向に即応し、通貨価値の安定と国際収支の均衡を保持しつつ、本計画の第一年度をになうものとして編成されたのであります。この予算の最重点は、申すまでもなく、減税、社会保障及び公共投資であり、平年度千百三十八億円に上る所得税と法人税を中心とする国税の軽減を初め、低所得層中心の社会保障費六百三十六億円、公共事業費六百八十九億円をそれぞれ増加計上しましたが、これはわが国財政史上空前のことでございます。（拍手）さらに、文教の刷新充実と科学技術の振興に努め、貿易の振興と対外経済協力の推進をはかり、中小企業及び農林漁業の近代化と振興に特に配慮いたしました。地方行政水準の向上と後進地域の開発については、地方の財政力の向上をもつて足れりとせず、政府におきましても積極的な助成の道を開いたのであります。（拍手）これにより、政府活動は、その全分野にわたつて画期的な改善と前進を見ることは明らかであり、経済の成長が予算を通して国民に何をもたらすものであるかを如実に示すものであると思います。（拍手）しかも、本予算のもたらすものは、長期経済計画のほんの序幕にすぎず、この種の努力を年々歳々しんぼう強く積み重ねることによつて、わが国の福祉国家としての内容はいよいよ豊かさと明るさを加え、先進諸国の水準に迫る日の遠くないことを確信するものでございます。（拍手）

私は、わが国の福祉国家へのたくましい前進にあたつて、いわゆる低所得層に属する不幸不運な人々に対する配慮に力点を置きつ

つ、ようやく体系を整え始めた社会保障制度の合理的発展と充実に思い切つた努力をいたしました。しかし、社会保障に関しまして、国家をサンタクロースのごときものと考えることには間違いであるといわれておりますように、私は、生活保護を必要とする状態に陥ることを防ぐとともに、この状態から自主的に立ち上がる機会を豊かに作り出すことを、われわれの長期経済計画の大きい使命の一つであると考えておるのであります。

（拍手）

雇用の状態は、近時著しく好転し、職種においてはもとより、地域によつても求人難を訴える向きもあります。しかし、わが国には、昭和三十七年より向こう三年間に五百万人に及ぶ大量の生産年令人口の増加が見込まれるとともに、不完全就労の状態にあえぐ多数の労働人口がございます。われわれの長期経済計画は各人の能力に応ずるりつぱな職場を豊かに作り出すとともに、産業構造の変革に応ずる労働力の適正な配置をはからなければならぬ役割を持つておるのであります。（拍手）われわれがもくろんでおります経済の成長率は、その新規就労人口に見合つて定められたものであり、従つて、技術者、技能者の養成、職業訓練の拡充、雇用の流動化の促進等は、本予算の策定について特に意を用いたところであります。このことが、勤労人口、特に青少年に明るい希望と誇りとをもたらすことになると信じておるのであります。（拍手）

所得倍増計画の使命は、申すまでもなく、地域的、構造的所得格差の解消を期することであります。われわれは、この計画の実行によつて産業構造の高度化を実現するとともに、雇用の流動化を促進し、もつて所得格差解消への条件の整備を急がなければなりません。さきに述べた社会保障の拡充と中小企業と農業の近代化は、後進地域の開発とともに、われわれが特に力を置かなければならぬ課題であります。なかんずく、農業の近代化は、難事中の難事であつて、われわれが最も精力を傾注しなければならない問題であります。

（拍手）

わが国農業は、その置かれている自然的、経済的諸条件とも関連して、他産業に比べて生産性と生活水準が低いばかりでなく、このままに推移せんか、この不均衡はますます拡大するおそれなしとしないのであります。しかし、経済の高度成長の過程において、最近、農業の生産性の向上とその近代化を推進するに足る必要な条件が成熟しつつあります。

その一つは、経済成長に伴つて高度化する食糧需要の変化であり、その二つは、他産業の旺盛な労働力需要の増大であります。このような傾向に即応して、私は、従来の労働集約的な零細農業経営を漸次脱却して、その近代化を促進するため、農政、財政、金融、労働、産業教育、工場の地方分散その他各般の施策を展開することが、農業者に他産業従事者に劣らない社会的、経済的地位を確保する道であると信じ、予算の編成上特段の努力を払うとともに、農業基本法を中核とする一連の施策を慎重に進めて参る考えであります。

（拍手）

かくて、本予算の規模は、昭和三十五年度に比し相当の増額を示

しておりますが、予算規模と国民所得との比率は、例年に比して決して過大ではなく、昭和三十六年度において予想される経済の成長におおむね見合った規模であると確信いたします。（拍手）

さらに、私は、本予算を基軸とする経済の運営にあたっては、国際経済の動向に特に注意を怠らないつもりであります。昨年来、米国の景気停滞、西欧経済の上昇鈍化に加えて、米国のドル防衛措置が日程に上って参りました。政府としては、このことのわが国貿易ないしは国際収支に及ぼす影響を決して軽視するものではありませんが、国民とともに、かかる試練を克服する努力こそが政府の責務であると考えます。すなわち、外に向かっては、一そうの輸出の伸長と海外経済協力の推進に努めるとともに、内においては、長期経済計画の着実な実行を通じて、産業の体質改善と国際競争力の倍養に前向きの姿勢で努力する決意であります。（拍手）

また、物価の動向も、われわれにとっては重大な関心事であります。しかし、われわれの経済成長政策は、本来、生産性の向上と供給力の増大を通じて品質とサービス内容の向上をはかり、物価水準の一般的下落をもたらすものであります。一時上昇傾向が注目されていた食料品を中心とする消費者物価は、すでに落ちつきを取り戻しており、卸売物価も、高い生産性と豊かな生産力にささえられて、おおむね安定した動きを示しております。ただ、サービス関係等、人件費の上昇を生産性の向上によっては吸収することのできない一部の物価と料金については、若干上昇の傾向が見られます。これは、他の部門の生産性の向上と所得の増加に対するサービス料金の調整過程であると考えられます。所得格差の是正の上からも、また、先進諸国のそれとの比較においても、ある程度やむを得ないところであります。（拍手）しかし、合理性のない便乗的値上げについては、国民的監視と並行して、政府としても消費者行政上適切な措置を講ずる方針であります。

政府は、来年度より国鉄運賃、郵便料金等を若干引き上げることとしております。これは、他の物資の価格水準に比べ、相当期間にわたって低位のままに据え置かれてきたため、これをそのまま放置すれば、経営の圧迫となり、設備の朽廃、サービスの低下を通じて経済発展の隘路ともなることが憂慮せられたからであります。（拍手）しかも、もしかかる料金改定を怠ると、その欠陥は国民一般よりの租税収入により補てんするか、あるいは借入金によってまかなわざるを得ず、合理的な独立採算性を無視するか、あるいは将来に重い負担を残す結果となり、政府としてかかる弥縫策はとるべきではないと考えたのであります。（拍手）しかしながら、他面、これが急激な上昇の国民生活に与える影響にかんがみ、政府としては、極力これを最小限度にとどめるべく努力いたしました。今後とも、物価水準の安定のためには一そうの努力を傾注し、インフレなき経済成長を推進して参る決意であります。

以上、当面の諸問題につき、私の所信と施策の方向を明らかにしたのでありますが、すべて施策の前提としては、国民が祖国愛と良識に基づく共同生活の秩序を重んずることと、政治の姿勢と法秩序が正しく維持されることが重要であります。（拍手）文教政策の眼目もまたここにあると思います。

文教の基本は、わが民族と国土と文化を愛し、高い人格と良識を持ち、国際的にも信頼と尊敬を受ける国民を育成することにあります。（拍手）わけても、青少年がその持てる能力を十分に発揮し、国家社会の建設にその情熱を傾けるに足る条件と環境を整える同時に、真に健全で民主的な新しい時代に処する倫理をつちかうことが重要であると思います。（拍手）このため、政府は、教育上の施設や設備を積極的に充実整備し、教職員の研修等による資質の向上に努め、もって教育水準の向上をはかって参る方針であります。なお、育英奨学の拡充を行ない、教育機会の充実と勤労青少年の教育体制の整備をはかり、青少年の能力の育成に一そう努めたいと思います。（拍手）

最近における選挙の実情及び世論の動向にかんがみ、選挙の公明化を期することは緊急の要務であると考えます。そのためには、国民の政治に対する関心をさらに高めることが必須の条件でありますので、積極的な選挙の公明化運動を展開するとともに、選挙制度の改正のための調査審議を急ぎ、すみやかにその成案を得るよう努力する所存であります。（拍手）

法秩序の維持は、申すまでもなく、国民の福祉と繁栄の基本であり、自由の保障も民主主義の発展も、この基礎の上においてのみ成り立つものであると信じます。政府は、法秩序の維持につき、みずからの姿勢と決意を固めるとともに、国民に対しても理解と協力を求めて参る所存であります。ただ、最近、青少年犯罪、暴力事犯並びに交通事故が漸増の傾向にあることは、憂慮にたえないことであります。この種の犯罪防止については、一般に共同生活の秩序を重んずる教育の徹底と、順法意拍の高揚に努めるとともに、国民の信頼にこたえ得るよう所要の措置を講ずる決意であります。

なお、政府は、昨秋来、公務員の給与改定と同時に、努めて行政運営の簡素化と能率化をはかって参りました。今回、さらに広く国民の立場に立って行政の画期的な体質改善を行ない、国民へのサービスの向上に寄与すべく、各界各層の知能を結集して、権威の高い行政診断機関を設けることとし、近く関係法案を提出して御審議をわずらわすことにしております。

なお、ＩＬＯ第八十七号条約の批准については、これに関係する国内法の整備につき慎重検討を要するものと認めますが、自由にして民主的な労働運動の発展を期する見地から、右関係法案とともに今国会に提案すべく準備を進めております。

以上、所信の一端を述べ、国民諸君の一段の御理解と建設的協力を切望してやまない次第でございます。（拍手）

◎外務大臣の外交に関する演説

（昭和三十六年一月三十日）

○国務大臣（小坂善太郎君）　政府の外交方針に関する所信を申し上げたいと存じます。

昨年の世界情勢におきまして特に注目されますことは、申すまでもなく、東西首脳会談が不調に終わったことであります。その後の情勢は、国際間の相互不信が渦巻き、緊張が続き、和解の場であるべき第十五回国連総会も宣伝と非難の場と化しましたことは、御承知の通りであります。一九六〇年は国際緊張緩和の年とはならず、われわれの期待は裏切られたと申すほかはありません。年は改まりましたが、これからの世界の動きには、なお多くの不安が残されております。国際緊張の緩和とか相互理解とか口にすることはたやすいのでありますが、現実の国際政治において、われわれの求める安定した平和の世界を実現させることは決して容易でないのであります。（拍手）しかしながら、われわれは、幾たびか失望し、また、味わった、この苦い経験を試練といたしまして、これを乗り越えて平和の確保に邁進いたすべきものと考えます。（拍手）本年こそは、その第一歩を踏み固めるべき年といたしたいと存ずるのでございます。

平和を望む者は、与えられた能力を活用して、平和確保の方途を発見しなければなりません。自由世界と共産世界と、それぞれの政治の仕組みや社会のあり方は異なつておりましても、一つの国際社会に生活いたしまする以上、平和のうちに、ともに生きるための具体的な道筋を見出すべきであります。東西いずれを問わず、われわれは、戦争を防止し、平和を維持する人類共通の崇高な責任を分かち合つていると考えます。この精神に従つて、国際緊張の主たる原因となつております東西関係の改善のため、双方があらためて真剣に努力を傾けるときになつていると考えます。

これが実現のために、私は、次の三つの原則を守る必要があると考えます。

まず第一に、国際間におきまして、すべての問題は話し合いによつて解決するという原則を再確認することが必要であります。しかも、その話し合いは、相手国に自国の主張を一方的に押しつけて、これがいれられない場合には一切の話し合いを拒否するというのではなくて、解決のできることから一つ一つ地道に積み上げていく現実的な考え方になることであります。

第二は、直接あるいは間接に他国の政治及び社会経済の体制に干渉をしないこと、すなわち、内政干渉をしないということであります。（拍手）

第三は、東西対立圏以外の地域において起こり、あるいは起こるべき紛争を東西対立の争いに引き込まないということであります。

この三原則の上に、東西間における人と文化の交流を促進し、相互理解と信頼感を増進しつつ、対立をやわらげることが必要であると考えるのであります。

東西関係の改善には長期かつ困難な交渉が必要でありまするが、この交渉にあたりまして、共産側が団結と力をもつて臨むのに対しまして、自由世界もまた結束と協力を強める必要があります。このことが共産側との交渉において現実的解決を見出すゆえんでもあると考えるのであります。（拍手）アメリカのケネディ大統領は、その就任演説におきまして、自由諸国の結束を強調するとともに、平和探求への努力を呼びかけております。多大の共感を禁じ得ないところであります。同大統領の就任は、現下の国際政治に新風を吹き込むものと確信いたすものであります。

東西関係におきましてまず取り上げられてくる問題は、軍縮問題であります。全面戦争はもはやできないということは、だれしも異論のないところでありまするが、しかも、何ゆえに軍縮が容易に達成されないかといいますれば、それは東西間における信頼感の欠除が最も大きな原因であると考えるのであります。従いまして、われわれは、まず、現在管理可能である軍縮措置から実施して、国際間の信頼を回復しつつ、全面軍縮の目標に向かつて、漸次その範囲を拡大していくべきものであります。（拍手）軍縮交渉の経緯より見ますれば、軍縮のとびらを開き得る現実の可能性の一つは、核実験停止協定の成立であります。政府といたしましては、わが国が従来から主張しておりまするこの核実験停止協定が、今年こそは実現を見まするように積極的に寄与して参りたい所存であります。

（拍手）

次に、アジア諸国との協力と中共問題について申し上げます。

外務大臣の外交に関する演説

アジアにおきまする平和の問題は、まず、アジアの国々において十分考えなければならないことであります。アジア諸国との関係は、その繁栄と平和を確保いたしまするために、相互の人的交流を活発にしながら、各国間の理解を深めていきたいと考えます。幸いにいたしまして、わが国の経済も、戦後の荒廃から国民の努力によつて急速に回復、安定いたしました。高い工業力を持つたアジアの国日本の地位は認められつつあるのでありますから、この機会に、アジアの国としてのわが国の地位と立場をかみしめ、進んでアジアの繁栄と平和に貢献したいと考えるものでございます。（拍手）

わが国と最も近い間柄にあります韓国との関係につきましては、目下行なわれております両国間の会議におきまして諸懸案の解決をはかり、なるべく近い将来に同国との国交を正常化し得るよう、大局的見地に立つて努力して参りたいと考えております。（拍手）

中共との問題につきましては、わが国は中共とは隣合わせの関係にあり、その関係の調整を考えることは当然であります。しかし、その際重要なことは、わが国としては、自由世界の一員として世界平和に貢献するとの基本的立場を常に堅持し、かつ、内政不干渉の原則の尊重を求める態度を明らかにすることであると考えるのであります。（拍手）また中共問題は、最近は、国際間においても、国連代表権問題あるいは軍縮問題等とも関連いたしまして、新たなる注目を集めつつあります。中共が、いかなるときに、また、いかなる方法によつて国際社会に参加できるかの問題は、複雑な要素を含んでいるのでありますから、政府は、中共の動向とこれをめぐる国

際情勢の推移を慎重に見きわめて参る所存であります。しかしながら、中共との政治的関係の調整は、広く国際政治上の問題として考えられねばならないのであります。わが国の、世界、特にアジアにおいて占める地位にもかんがみ、わが国の動きが国際的に多大の影響を及ぼすことを十分考慮しなければならないと思うのであります。すなわち、わが国だけの問題にとどまらず、世界全体の利益、特に世界の平和と安定のためにはどうしたらよいかという見地から、高度の政治的考慮を必要としているのであります。従いまして、わが国はもちろん、中共の側におきましても、慎重な考慮と着実な努力を重ねるべきものであると考えるのであります。中共との貿易問題につきましては、われわれは、双方の国民経済が互いに必要とする物資についてこれが支障なく拡大されることを希望いたしております。

次に国連外交の推進について申し上げます。

昨年アフリカ新興諸国の加盟に伴いまして、国連がますます普遍的な国際機構に発展いたしましたことは、御同慶に存じます。

この際特に申し上げたいのは国連は世界における唯一最高の平和維持の機関でありますが、これとても全知全能ではない、国連をささえるものは実にわれわれ構成国であるということであります。国連が超国家的な存在でない以上、その平和維持の機能は、加盟国それぞれの協力によつてのみ果たされるのでありまして、また、それによつてのみ発展するということであります。昨年の国連総会の模様等にもかんがみまして、最近、世界には国連の権威や機能について危惧する声があります。しかしながら、もし現在国連がなかりせばという事態を想像いたしますならば、国連の存在意義はだれの目にも明らかであります。国連を現在の試練から救い、そのあるべき姿に強化するためには、加盟国のそれぞれがこの際あらためて国連憲章の精神に徹し、国連を盛り立てる決意を新たにすることが肝要であります。（拍手）政府といたしましては、このような基本的立場に立つて、国連を国際社会の良識と理性の場として成長させることを念願し、そのために努力を続けているのでありまするが、今後とも広く加盟各国との協力関係を推進いたしまして、国際平和維持機関としての国連の権威と機能の強化のため積極的努力を傾け、冷静な、しかも筋の通つた建設的な行動をしたいと思うのであります。（拍手）

次に、経済外交の推進について申し上げます。

最近の世界経済の特徴として見られますことは、わが国及び西ヨーロツパ諸国の経済力が充実いたしました結果、自由諸国内の経済の相互依存関係がますます緊密化し、各国の経済政策や貿易政策の面におきまして、国際間の調整及び協力が著しく進められていることであります。主要自由諸国は、今後、この線に沿つて貿易・為替の自由化、経済援助、ドル防衛などの問題について活発に協力することになりましようから、わが国といたしましても、経済外交の心がまえといたしまして、他国に対する正当な要求はあくまで強くこれを打ち出すと同時に、他国からの正しい要求についてはこれを受け入れる国際的な心がまえが特に必要であると思います。（拍手）

次に、わが国は、近年急速な経済成長を遂げつつあるのでありますが、その成長を継続し、国民生活の繁栄を増進するためには、貿易の拡大が必要であります。このための条件を整えるため、政府といたしましては、日本品に対する差別待遇の撤廃等貿易条件の改善に一段と意を用いる考えであります。さらに、通商関係を安定した基礎の上に置き、経済協力を推進いたしまするために、政府は昨年マラヤ、フイリピン及びパキスタン等との間に通商航海条約を締結いたしましたが、本年も、各国、特にインドネシアその他の東南アジア諸国との通商航海条約の締結に効力いたしたい所存であります。このため、国会はもとより、経済界、労働界その他各界の一致した御協力、御支援を期待いたしたいと存ずる次第でございます。

アジアといわず、アフリカといわず、新たに独立を達成した諸国には、いまだに多くの貧困と疾病が巣くつているのでありますが、その経済発展と社会福祉の向上は、世界の平和と繁栄のために不可欠の要件であり、これを解決することは、今や世紀の課題となつているのであります。主要自由諸国の間におきましては、昨年発足した開発援助グループの動きに見られますように、相協力してこの課題の解決に当たろうという機運が盛り上がつているのであります。わが国といたしましても、まず、みずからを富ます努力をいたしますとともに、遠い将来を考え、発展途上にある国々に対し、経済、技術面の協力について特段の工夫を加えてその推進をはかることはもとより、医療及び公衆衛生その他の分野においても、国民各位の御協力を得られる限りの援助を行ないたいと考えるのでございます。（拍手）

以上申し述べましたように、私は、わが国のため、世界のために平和を確保し、また、まが同胞の繁栄と豊かな生活を確保することをもつて外交の基本目標と考え、世界情勢の間に処して、自主的な、しかも責任のある態度で弾力的な外交を展開いたしたいと念願いたしておるのでありまするが、その成否にかかつて国民各位の支持にあるのであります。御理解と御支援を期待いたすものでございます。（拍手）

◎大蔵大臣の財政に関する演説

（昭和三十六年一月三十日）

○国務大臣（水田三喜男君）ここに、昭和三十六年度予算を提出するにあたりまして、わが国財政経済政策に関する所信を申し述べ、あわせて、予算の大要を御説明いたします。

わが国経済は、昭和三十三年秋上昇に転じまして以来、二年有余にわたり目ざましい発展を続けて参りましたが、今後におきましても、自由な通商のもとに、先進諸国に伍して日本経済の真の繁栄を達成し、国民生活の均衡ある向上を実現していくことが必要であります。このため、政府におきましては、経済成長の原動力である国民の自由な創意と活動に期待し、十年以内に国民総生産を倍増することを目途に総合的な施策の展開をはかることといたしたのであります。

その重点は、まず、国民の租税負担の軽減をはかることであり、今後とも、国民生活の安定向上と民間企業の体質強化に資するよう、極力減税を実施する所存であります。

また、経済が順調な拡大を続けて参りますためには、何よりも環境の整備が必要であります。このため、公共諸施設の充実を期しますとともに、文教及び科学技術の振興を通じて、国民能力の一そうの向上をはかつて参りたいと存じます。

さらに、国民各層を通ずる均衡のとれた生活の向上をはかることは福祉国家としての当然の責務であります。この意味におきまして、産業間、地域間、階層間等に見られるいわゆる所得格差の縮小をはかることが必要であり、政府といたしましては、農業及び中小企業の近代化、後進地域の開発並びに社会保障施策の充実等に一そうの努力をいたす所存であります。

これらの財政経済政策を進めるにあたりまして、私は、経済の成長が内外にわたつて安定したものでなければならないことを強調いたしたと存じます。特に、今後、貿易・為替自由化の一そうの推進が必要とされる環境の中にありましては、通貨価値の安定と国際収支の均衡を確保することが、結局は長期にわたる経済の発展を可能にするゆえんであり、引き続き経済の均衡保持につきましては、細心の考慮を払つて参りたいと存じます。

昭和三十五年度のわが国経済は、実質一一％に及ぶ成長を達成するものと見込まれておりますが、昭和三十六年度におきましても、引き続き実質九％以上の成長を期待し得るものと考えます。

他面、最近の世界経済の情勢を見ますと、アメリカ経済は昨年半ばごろよりやや停滞を示し、西欧諸国の経済にも上昇鈍化傾向が認められます。また、先般来、アメリカ政府発表いたしのましたいわゆるドル防衛対策による影響等を考慮すれば、わが国をめぐる国際環境には必ずしも楽観を許さないものがあります。しかしながら、欧米諸国がいずれも内外にわたる着実な経済の拡大に真剣な努力を続けていることを考えますと、本年の世界貿易規模は引き続き増大するものと予想されるのであります。従つて、一そうの努力を

重ねることにより、昭和三十六年度におきましても相当の輸出増加を期待し得るのでありまして、国際収支の均衡は保持し得る見込みであります。

このような内外の経済情勢を前提とし、昭和三十六年度予算の編成にあたりましては、通貨価値の安定と国際収支の均衡に留意しつつ、経済の適正な成長に資することを基本の方針といたしたのであります。歳入面におきましては、経済規模の拡大に応じて増加が予想される租税その他の普通歳入を計上し、これをもつて国民所得倍増計画の初年度において必要とされる諸施策を積極的に推進することといたしました。すなわち、減税、社会保障及び公共投資に重点を置き、さらに、経済構造の高度化とこれに即応する労働力移動の円滑化、人的能力の向上及び輸出振興等を推進し、将来における日本経済の発展を可能とする基礎条件の整備をはかるとともに、その成果を国民各層に及ぼすことによつて、国民生活の均衡ある向上を期することといたした次第であります。

このような方針をもつて編成いたしました昭和三十六年度一般会計予算及び財政投融資の規模は、いずれも昭和三十五年度に比し相当の増加を見ておりますが、国民総生産に対するこれらの比率は、前年度とほぼ同様でありまして、おおむね経済全体の成長に見合つたものと考えます。

政府は、昨年六月、貿易・為替自由化計画大綱を決定し、以来その線に沿つて自由化を実施して参りました。貿易・為替の自由化がすでに世界の大勢であることは今さら申すまでもありませんが、さらに、最近、英仏等の西欧諸国が一せいに経常取引面における為替制限を撤廃する動きを見せておりますので、このような動向を背景として、自由化促進をわが国に要望する声はますます強くなるものと思われます。

もとより、自由化の推進は、外部からの要請を待つまでもなく、わが国経済が国際競争場裏にあつて真の成長を達成していくために不可欠のものであります。私は、世界経済の動向に注目しつつ、かつ、自由化の国内経済に及ぼす影響に対しては、関税による合理的な調整をはかる等、慎重な配慮を加えながら、引き続き自由化を推し進めて参りたい所存であります。

また、いわゆる低開発国の援助は、わが国にとりましても、国際社会の一員としての責務でありますと同時に、輸出市場開拓のためにも大きな意義を有するものであります。政府は、従来から各種国際機関へ参加するほか、二国間の取りきめによる援助の推進にも努めて参つたのであります。最近におきましても、国際開発協会への加盟、海外経済協力基金の措置を講じたのでありまして、今後も国力に応じ積極的に努力して参りたいと存じます。

金融政策におきましては、あくまで通貨価値の安定を確保し、その基礎の上に経済の成長を進める方針を堅持いたしたいと存じます。政府は、この方針のもとに、常に金融政策の弾力的運用に留意し、金利体系の整備、公社債市場の育成等、金融正常化のための施策をさらに推進する考えであります。

特に、今後、の自由化の進展に伴い、国際競争力を強化いたしま

すため、国際的に割高なわが国の金利水準を国際水準にさや寄せすることが重要となつてくるのであります。政府は、このような要諸にこたえるため、資本の蓄積、外資の導入等、環境の整備に努め、漸進的に金利水準の低下を誘導して参りたいと考えております。幸いにしまして、最近、金利水準低下の機運が醸成され、漸次その実現の方向に進みつつありますことは、まことに喜ばしい次第であります。産業界、金融界、証券界等、民間各界におかれましても、金利水準引き下げの大局的意義を十分に理解せられ、過剰投資、過当投機の弊に陥ることなく、わが国経済が正常化の歩を進め、国際的な自由化の趨勢に伍しつつ、順調にして着実な成長を遂げ得るよう、格段の御協力を要望する次第であります。

次に、昭和三十六年度予算の概要を御説明いたします。

一般会計予算の総額は、歳入歳出とも一兆九千五百二十七億円でありまして、昭和三十五年度当初予算に対し三千八百三十一億円、すでに成立いたしました補正予算を加えた予算額に対し二千三百十六億円の増加となつております。また、財政投融資計画の総額は七千二百九十二億円でありまして、昭和三十五年度当初計画に対し一千三百五十一億円、改定計画に対し九百九十億円の増加となつております。

以下、政府が特に重点を置きました重要施策について、その概略を申し述べます。

まず、中央・地方を通ずる減税を中心とする税制の改正であります。

国民の租税負担の現状から見まして、その負担軽減をはかることが必要であり、今後とも極力減税の実施に効努する所存でありますが、昭和三十六年度におきましては、所得税及び法人税を中心として、国税、地方税を通じ、平年度一千四百三十億円の減税を行なうこととといたしております。

すなわち、所得税におきましては、中小所得者の負担軽減と税制の合理化とを目的として、配偶者控除の引き上げ、専従者控除の拡充、給与所得控除の改正、中小所得者に適用される税率の緩和、退職所得の特別控除の限度額の撤廃等を行なうこととといたしました。この結果、たとえば夫婦及び子供三人の給与所得者の場合をとりますと、所得者の場合をとりますと所得税を課されない限度が、現在の約三十三万円から約三十九万円に引き上げられることとなり、また、百万円以下の中小所得税の負担は著しく軽減されることとなるのであります。

また、法人税におきましては、企業の経営基盤の強化に資するよう、技術革新に即応する耐用年数の改定、企業の株式資本充実に資するための配当課税の改正、中小同族会社の留保所得課税の軽減等を行なうこととといたしております。なお、間接税の改正につきましては、今後税制調査会において十分検討を続けていきたい所存でありますが、昭和三十六年度におきましても、二等寝台料金に対する通行税を廃止する等、当面緊要な改正を行なうこととといたしました。

このような減税を行ないます反面、税負担の公平をはかるため、最近の情勢に応じ、租税特別措置の整理、合理化を行なうこととといたし、また、新道路整備計画の財源に充めるため、揮発油税及び地方道路税の引き上げ等に関する改正を行なうことにいたしております。

なお、地方税につきましては、地方税制の自主性を強化するため、国税改正の影響が自動的に地方税に及ぶことのないように、住民税の課税方式等の改正を行ないますとともに、国税の減税に対応して、住民税、事業税その他についてできる限りの軽減を行ない、また、地方の道路財源の充実のため、軽油引取税の引き上げを行なうことにいたしております。

関税につきましては、わが国の現行輸入税表は、昭和二十六年の全面改正以来、基本的にはほとんどそのままこれを踏襲して現在に至つておりますが、その間、産業、貿易の構造も大きく変わつてきております上に、最近におきましては、貿易の自由化と産業構造の一そうの高度化という新しい事態に直面しております。このような経済の発展に対処し、新たな時代の要請に応ずるため、輸入税表の全面改正を行なうことにいたしました。

なお、自由化との関連等を考慮いたしまして、輸入税表の改正とあわせて、緊急関税、関税割当制度の採用等、関税制度につきましても所要の改正を行なうこととといたしております。

次に、社会保障の拡充をはかつたことであります。

最近のわが国経済の目ざましい発展により、国民生活の向上には見るべきものがありますが、これを国民各層に広く及ぼすため、社会保障関係諸施策の画期的拡充改善をはかることとといたしました。すなわち、生活保護基準の大幅な改善、児童扶養手当の創設等を行ないますとともに、結核、精神衛生対策の強化を中心として医療保障の充実をはかることとといたしております。また、国民年金におきましても、拠出制年金に所要の改善を加え、これを予定通り発足させますほか、福祉年金につきましても、母子年金の支給範囲拡大等の措置を講ずることとといたしております。

雇用対策に関しましては、産業構造の高度化に即応して労働の流動性を増大し、雇用の拡大に資するため、雇用促進事業団の設置、職業訓練の拡充、広域職業紹介の強化等、各般の措置を講じ、また、一般賃金の上昇に対応して失業対策事業の賃金を合理的に改定することとといたしました。

以上、社会保障関係費の総額は二千四百六十六億円に達し、前年度当初予算に比し六百三十六億円の大幅な増加となつております。

また、住宅対策におきましては、建設戸数の増加と質の向上に格段の配意を加えましたほか、上下水道等の環境衛生施設の整備を促進して生活環境の改善をはかり、社会保障施策の拡充とあわせて、明るい国民生活の実現を期することとといたしました。

次は、公共投資の拡大であります。

道路整備につきましては、新五カ年計画を策定し、昭和三十六年度以降五カ年間に総額二兆一千億円の資金を投入して、自動車交通の増大に対処することとといたしました。

港湾につきましても、新たに昭和三十六年度を初年度とする総投

資額二千五百億円の五カ年計画を策定し、その整備を推進することといたしましたほか、国鉄及び電信電話施設につきましても、その計画的拡充のため、所要資金の確保をはかつております。

また、産業の発展に対処するため、産業用地及び用水の確保をはかる必要がありますので、一般会計及び財政投融資を通じて、所要の措置を講ずることといたしております。

治山治水対策につきましては、既定の計画を達成するため必要な予算を計上し、災害復旧の推進と相待つて、国土の保全に努めることといたしました。

後進地域の開発につきましても、公共事業費全般の配分を通じて配慮いたしましたほか、国庫負担の特例措置を定める等、その推進に努めることといたしました。なお、財政投融資計画におきましても、地域開発融資の拡大をはかることといたしております。

以上、公共事業関係費の総額は三千五百七十八億円に達し、前年度当初予算に比し六百八十九億円の大幅な増加となつております。

文教及び科学技術の振興につきましては、まず、中学校生徒の増加等に対応して文教施設の整備に一段と努めますとともに、英才の育成確保をはかるため、育英奨学制度の大幅な拡充を行なうこととといたしました。

また、大学における理工科学生の増募、教育施設の画期的な充実により、技術革新の大勢に応ずる人材の養成を期することといたしております。高等学校教育につきましても、工業高等学校の施設に対する助成等、理工系教育の充実をはかるほか、高等学校生徒の急

増に計画的に対処することといたしました。また、私立学校教育の振興をはかることに留意いたしております。さらに、試験研究機関の研究費を増額し、特別研究の推進に努めますとともに、新技術開発のための機関を設置することとしております。

以上、文教及び科学技術関係費の総額は二千五百六十四億円となり、前年度当初予算に対して四百七十八億円の大幅な増加となつております。

貿易振興及び対外経済協力の推進につきましては、引き続き、市場調査、技術協力等の事業を強化するとともに、日本輸出入銀行に対する財政資金を大幅に増額して、輸出の振興を図ることといたしました。また、海外経済協力基金に五十億円の追加出資を行ない、主として東南アジアとの経済協力の積極的な前進をはかることといたしております。

農林漁業につきましては、需要構造の変化に留意しつつ、生産基盤の拡充強化をはかり、農林漁業の合理化、近代化と経営規模の適正化とを促進して、その経営の安定向上を期することといたしました。特に、農業経営の近代化を推進するため、農業系統資金の積極的な活用をはかることといたし、新たに農業近代化助成資金を設置することといたしましたほか、需給の実情に即して、麦類の作付転換及び生産の合理化を推進することといたしました。なお、大豆輸入の自由化に対処して、国産大豆価格の安定をはかるため、所要の措置を講ずることといたしております。

中小企業につきましては、その合理化、近代化をはかるため、中小企業近代化促進費を大幅に増額し、また、小規模事業対策の推進をはかることといたしました。さらに、財政投融資におきまして、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付規模の拡大に必要な資金措置を講じ、中小企業信用保険公庫に対する出資を増額して、中小企業金融の拡充、円滑化に資することといたしております。

地方財政につきましては、近時著しい改善を見るに至つておりますが、昭和三十六年度におきましては、国の減税とあわせて地方税の減税もある程度予定いたしておりますが、経済の拡大に伴う地方税の増収も相当に期待されますほか、地方交付金等において、前年度当初予算に対し七百一億円の増加となり、財政の健全性は十分保特されるものと確信している次第であります。また、今後における公共事業の推進に伴う後進地域の負担の増加に対処して、これらの事業にかかる国の負担割合を引き上げる特例措置を設けましたことは、さきに申し述べたところであります。さらに、地方団体の起債につきましても、上下水道等、公営事業関係の地方債に重点を置いて、これを拡大することといたしております。

これによつて、地方公共団体の行政水準と住民の福祉は一そう向上を見るものと存じます。地方公共団体におきましては、この際、さらに経費の効率化をはかり、財政の健全化の努力を続けられるよう希望するものであります。

財政投融資につきましては、以上それぞれの項目において御説明いたしたところでありますが、計画の策定にあたりましては、国民

生活の安定向上に資するよう重点的に資金を供給するとともに、産業基盤の整備、輸出振興のための資金の確保に特段の配慮をいたしております。なお、拠出制国民年金の発足する機会に、その資金の使途が明確になるよう配慮いたす所存であります。

次に、昭和三十五年度予算補正について一言申し上げます。

今回の補正予算の総額は、歳入歳出とも約四百四十億円でありまして、その歳出は、産業投資特別会計の資金への繰り入れ及び地方交付税交付金等の増額を内容としております。産業投資特別会計の資金への繰り入れは、わが国経済の体質の改善を推進すること等のための出資需要が将来にわたつて増大するものと予想されるに至りましたので、これに対処するため三百五十億円を計上し、このうち百五十億円は昭和三十六年度財政投融資の原資として使用することといたしております。また、地方交付税交付金等は、歳入において計上いたしました所得税及び法人税に対応いたしまして所要の額を追加計上したものであります。

この結果、昭和三十五年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ約一兆七千六百五十一億円に達することとなります。

以上、当面の経済情勢とこれに対処すべき財政経済政策の基本的な考え方を申し述べ、予算の大綱について御説明いたしました。

昭和三十六年度は国民所得倍増計画の初年度でありまして、ここに提案いたしました予算は、きわめて重要な意義を有するものであります。私は、この予算を中軸とする財政経済諸施策の着実な展開

が、国民生活の希望に満ちた、明るい将来を約束するものと確信いたします。国民各位も、政府の意のあるところを了とせられ、一そう御協力を賜わるよう切望する次第であります。（拍手）

◎国務大臣の経済に関する演説

（昭和三十六年一月三十日）

○国務大臣（迫水久常君）　私は、内閣総理大臣並びに大蔵大臣の演説と関連を持ちつつ、経済の問題に関して若干の見解を申し上げ、国民各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

昭和三十五年度のわが国経済は、当初は、あるいは過熱が心配されたり、また、一部には下期後退説もあったのでありますが、事実は、昭和三十四年度の高度成長に引き続き、予想以上に高度かつ安定的な成長を遂げつつあるのでありまして、国民一人当たり所得は、前年度に比し実質一一％以上の増加となると見込まれるのであります。これは、設備投資、個人消費、輸出等の最終需要がいずれも予想をはるかに上回つて増加したことによるものであります。根本的に申しますと、わが国産業の合理化、近代化が技術革新等によつて一そう進み、国際競争力も強力せられ、一方、国民生活の内容も充実、高度化するなど、わが国経済が構造的にも進化しつつあることに基づくものであります。このような進化は今後もなお継続するものと考えられるのでありまして、わが国経済が将来もきわめて成長の要因に富んでいると考え得る根拠は、実にこの点にあるのであります。

このような経済の発展は、欧米諸国にもあまりその例を見ないところでありまして、国際的にも高く評価されているのであります。しかし、わが国の経済全般の近代化、高度化の進み工合は、欧米諸国に比較してまだまだ低く、しかも、社会資本の充実がおくれていること、地域間、産業間、階層間の所得格差がなお相当に著しいこと、個人生活の内容がもつと充実しなければならないこと、雇用の条件及び体制をさらに整備しなければならないことなど、幾多構造上の欠陥を蔵しておりますことは、これを率直に認めざるを得ないのであります。今後の経済政策の要点は、実にこのような欠陥を一そう改善しつつ、高度成長を達成することにあるのであります。政府がさきに国民所得倍増計画及び国民所得倍増計画の構想をもつて今後における政府、民間を通じての道しるべとすることに決定いたしましたのもこれがためでありまして、昭和三十六年度はその第一年度に当たりますので、予算の編成もこれにふさわしいものたることを心がけたのであります。

政府は、昭和三十六年度において、わが国経済は、昭和三十五年度の国民総生産を十四兆二千三百億円と想定いたしまして、これから実質九・二％の成長を遂げ、国民総生産は十五兆六千二百億円に達するものと計算をいたしております。これは、昨年秋新政策を発表した当時に想定した昭和三十五年度の国民総生産十三兆六千億円に対比いたしますれば、実に一五％に近い成長に当たるのであります。

従来、経済の見通しを作成するにあたりましては、わが国経済の体質が弱く、底が浅いという面に留意し過ぎた傾きがありましたため、とかく控え目となりまして、勢い政府が有すべき財政力を十分に活用することができなかつた面もあつたのでありますが、今回の

見通しにおきましては、過度に慎重に偏することなく、わが国経済の実力を十分評価するよう留意いたしたのであります。これは、政府は国民経済の成長におくれないように施策を実行すべきであるという池田内閣の根本方針に照応するものでありまして、この見通しに基づいて編成された今回の予算は、まさにわが国経済の実勢に即応した健全財政というべきものであると考えるのであります。（拍手）

以下、今後の経済運営上特に留意すべきものと考える若干の点について申し上げたいと思います。

第一は、今後の成長をささえる主要なる要因についてであります。

わが国経済の成長をささえて参りました特徴的な要因は、昭和三十四年度におきましては在庫投資、三十五年度におきましては設備投資であったのであります。しかし、設備投資は、ここ数年来の伸びが著しく大きかった結果、その規模はかなり高い水準に達しておりまして、企業の側におきましても、将来の健全な経営に対する配慮が行なわれるのでありましょうし、また、政府としても、設備投資は将来の生産力の増加を意味するものでありますから、将来の需給の均衡を考えて、これが適切に行なわれるよう民間の慎重な投資態度を期待しているのであります。従つて、今後同じような大きな率で伸びていくとは考えられません。今後需要の要因として期待すべきものは、消費需要、特に個人消費支出の増加であると思います。今回の予算におきまして、減税、社会保障の拡充、各種所得格差の是正、国民生活の充実等について特段の配慮を払いましたことは、この面にも寄与するところが大きいと存ずるのでございます。経済企画庁におきましても、国民生活の充実をはかる見地から、今回新たに予算措置を講じ、消費者の立場からする行政の総合調整に一そうの努力を傾注すると同時に、地域的所得格差是正につきましても、工業の地方分散を促進する見地から、有効な措置を講ぜんとしているのであります。

第二は、農業及び中小企業についてであります。

現在進行しつつある経済の高度成長は、技術革新等による生産性の向上と雇用の拡大とを中核とするものでありまして、申さば、産業にとつて一つの変革ともいうべきものであります。この変革に対して最も力の弱いものは農業と中小企業でありますから、政府におきましては、特にこれらのものが高度成長に取り残されないよう助力いたす考えでありまして、今回の予算においても特段の配慮をいたしたのであります。これらの部面に属せられる方々も、よく事態の実情を認識して、みずからも十分に努力せられることを期待いたします。

第三は、国際収支についてであります。

来年度の国際収支の黒字幅は、本年度より縮小いたすといたしましても、依然として黒字基調は維持できるものと考えますが、国際収支に関連して、米国景気の停滞、西ヨーロッパ景気の上昇鈍化をどう見るか特に米国のいわゆるドル防衛政策の影響をどう見るかということは、きわめて重要な問題であります。この点は、率直に申して、ケネディ新大統領の国内及び国際経済政策いかんにもかかるところでありますが、全般として世界経済の動向については、いたずらに悲観する必要はないと判断をいたしておるのであります。しかしながら、今後、各国の輸出競争が一そう激化いたしますことは当然予想しておかなければなりませんので、世界の大勢に即応しながら貿易自由化の体制を整備しつつ、政府、民間を通じて、輸出の振興と海外経済協力の促進に一そうの努力を払うことは、きわめて肝要なことであると考えております。今回の予算におきましても、政府はかかる観点から十分配慮いたしたつもりでありますが、民間においても、これに即応して国際競争力を強化し、輸出振興につき十分の努力を一そう積極的に払われるよう切望するものであります。なお、経済企画庁におきましても、新たに設置される海外経済協力基金の積極的な活用につきまして万全を期する所存であります。

第四は、物価についてであります。

わが国経済の現状におきましては、総体的に見て需要が供給を超過するような事態は考えられないのみならず、今回の予算も健全財政のワクを堅持しておりますので、インフレーションによる物価騰貴の起こるおそれの絶対にないことは、識者のみなこれを認めるところと思います。（拍手）かりに、一時的または局部的の需給のふつり合いが生じましても、これを調節することは、相当な額の外貨を保有していることでもありますから、困難なことではありません。もちろん、今後、経済発展に即応して労務費が上昇することは当然でありますが、これも、技術革新、産業の合理化の一そうの進展による生産性の向上によつて吸収し得る余地が大きいのであります。従つて、卸売物価については、総体としては弱含み横ばいに推移するものと考えておるのであります。

問題は、消費者物価であります。消費者物価も上昇しないことが望ましいことはもちろんでありますが、卸売物価とはやや趣きを異にしておりまして、消費者物価という中には、商品の小売価格のほかにサービス等の料金及び公共料金が含まれておりますので、これを分析して申し上げたいと思います。

まず、商品の小売価格につきましては、ただいま申しましたように、卸売物価が安定しております以上、小売面における労務の対価の上昇を能率の増進等によつて吸収し得ない場合のほかは、上がることはないのであります。もし卸売価格が生産性の向上等によりまして低落する場合におきましては、小売物価も低下し得るはずでありまして、今後、工業製品の中にはこのように指導していき得るものも多くあると考えております。しかし、労務の対価の上昇を吸収し得ない場合には、勢い小売物価の値上がりとならざるを得ないのでありますが、これは、小売業に従事する者に対する、他との均衡を得た所得の増加を意味するものでありまして、ひいては雇用状態の改善にも資するところでありますので、合理的な範囲においてはこれを許容すべきものと考えるのであります。（拍手）ただ、この場合、小売物価構成上、労務の対価の占める割合は通常さほど大きなものではありませんから、その値上がりの程度はおのずから限定

されるものと申さなければなりません。

次に、サービス等の料金でありますが、この部面における労務の対価の上昇は、商品の場合よりも、能率の増進等によつてこれを吸収し得る余地は少ないといわざるを得ないのであります。従つて、今後ある程度の上昇は避け得ないところでありますが、これまた、この部面に属する人々の所得増加のために、小売価格について申し述べましたところと同様の意味において、容認すべきところであると考えます。

以上のほか、商品の質の向上またにサービス等の内容の向上のために、価格または料金が上がるものもありますが、このようなものが、本質的に申して、値上がりと観念すべきものでないことは申すまでもございません。

次に、公共料金でございますが、これは努めて抑制する方針であります。今回の予算に関連して値上げが決決定されました国鉄運賃と郵便料金は、従来、政府の関与によつて相当長期間低い位置に据え置かれ、一般の価格水準よりも著しく低位にあり、事業の運営上、ことに今後の経済成長のため必要な施設を整備する上から見て支障となるので、この際これを引き上げることが、国民経済の全般から見て必要と認めた結果にほかならないのであります。もちろん、その引き上げの程度は必要の最小限度にとどめたのであります。

要するに、消費者物価は、卸売物価と異なりまして、経済の成長、国民所得まの増加に伴つて逐次上昇する傾向にあることはやむを得ないところであります。欧米諸国の実例を見ましても、たとえば、昭

和三十年を基準として三十四年までの四ヵ年の期間をとつて見ますと、米国におきましては、国民所得の伸び率二一%に対して消費者物価の上昇率は八・八%、イギリスにおきましては、前者二三%に対しまして後者一二・六%、わが国と経済成長を競いました西ドイツにおきましても、前者四〇%に対して後者九・九%となつております。この期間におけるわが国の場合を申し上げますと、国民所得の伸び率四九%に対しまして消費者物価の上昇率は四・一%程度で、最も低位にあるのであります。（拍手）しかし、警戒すべき便乗的な値上げであります。経済がきわめて好調であり、個人消費も旺盛になりますと、おのずから安易な物価値上げの風潮が生じてくるのであります。これがいわゆる値上げムードと称すべきものと思いますが、このような風潮が生じて参りますと、合理的な値上げの理由のないものまで値上げしようとする傾向が生じてくるのであります。今回、政府が、国鉄、郵便等の公共料金の値上げにつきまして、その幅を極力小さくするよう努力いたしましたのも、一面、国民生活に急激な影響を与えることを避けるとともに、このような風潮に対する刺激となることに対して配慮したからにほかならないのであります。政府といたしましては、今後、この便乗的な値上げにつきしては、国民各位の御協力を得つつ、厳にこれを抑制していく方針であります。（拍手）

以上申しましたところによりまして、国民所得の上昇に比して、物価の上昇の割合はきわめて低いのでありますから、世上の一部に存する所得倍増よりも物価培増になるという説のごときは全くの杞憂であることが御了解願えると思うのであります。（拍手）政府におきましては、今後とも、消費者物価の安定について格段の努力をいたす所存でありますから、国民各位も十分協力せられんことをお願いするものであります。

これを要しまするに、わが国経済は、政府においても、民間においても、それぞれ施策し、また、配慮すべき事項は幾多存在するのでありますが、お互いに協力し、努力するならば、その前途はまさに長きにわたつて洋々たるものがあることを確信いたします。ただ一点、私は、経済の成長に対する信頼が大きければ大きいほど、経済の発展に先ばしって過度の思惑が発生することを心配するものであります。わが国経済の堂々たる進展をはばむ原因がもしありとすれば、ただ一つこの点であると思います。政府といたしましては、諸般の政策の機動的運営に努めまして、かかる事態が生じないよう格段の留意をいたす所存でありますが、国民各位におかれましても、十分の理解のもとに、節度ある歩調をもつて、高度の経済成長の達成と充実した国民生活の実現に向かつて邁進せられんことを切望してやまない次第でございます。（拍手）

法律成立経過

（「可」―提出原案又は送付案可決、「修」―修正議決（委員会欄は委員長報告通り修正議決）、本会議欄「修」とあるのは委員会修正議決、本会議「同一」―回付案同意、「承」―承認）

法律名	提出議院名	提出月日	委員会 委員会名	委員会 付託月日	委員会 審査終了月日	委員会 結果	本会議 議決月日	本会議 結果	参議院 委員会 委員会名	参議院 委員会 付託月日	参議院 委員会 審査終了月日	参議院 委員会 結果	参議院 本会議 議決月日	参議院 本会議 結果	公布 成立月日	公布 年月日 法律番号	施行 年月日
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	参	二、六	法	二、一四	三、三	可	三、九	可	法	二、一六	二、二二	可	二、二四	可	三、九	法律一号	三五、五、一
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、一	大	二、一	二、一三	可	三、九	可	大	二、一九	三、一四	可	三、一五	可	三、一五	法律二号	三五、五、一
国有財産特別措置法の一部を改正する法律	参	二、一	大	三、一三	三、一〇	可	三、一四	可	大	二、一	二、二四	可	三、一	可	三、一四	法律三号	三五、三、一〇
森林火災国営保険法の一部を改正する法律	衆	二、一八	水農	二、一八	三、二	可	三、九	可	水農	三、九	三、一〇	可	三、一五	可	三、一四	法律四号	三五、三、一〇
盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、四	文	二、四	三、一	可	三、九	可	文	三、九	三、一〇	可	三、一五	可	三、一五	法律五号	三五、三、一五
就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、四	文	二、四	三、一	可	三、九	可	文	三、九	三、一〇	可	三、一五	可	三、一五	法律六号	三五、四、一
予防接種法の一部を改正する法律	衆	二、一六	社労	二、一六	三、一〇	可	三、一四	可	社労	三、一四	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	法律七号	三五、四、一
産業投資特別会計法の一部を改正する法律	衆	二、一	大	二、一	二、二八	可	三、一四	可	大	二、二八	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	公布の日 法律八号	三五、四、一
国民金融公庫法の一部を改正する法律	衆	二、四	大	二、四	三、四	可	三、九	可	大	三、九	三、一六	可	三、一三	可	三、一四	公布の日 法律九号	三五、四、一
北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	二、一三	二、一三	可	二、二八	可	内	二、二八	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	公布の日 法律一〇号	三五、四、一
自治省設置法の一部を改正する法律	衆	二、一三	内	二、一三	二、一三	可	二、二八	可	内	二、二八	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	公布の日 法律一一号	三五、四、一
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律	衆	一、三一	地	一、三一	二、三	可	二、二八	可	地	二、二八	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	公布の日から起算して六十日をこえない範囲内 法律一二号	三五、四、一
森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	二、一〇	三、一四	可	三、一七	可	大	二、一七	三、一三	可	三、一四	可	三、一五	法律一三号	三五、四、一
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律	衆	二、一八	大	二、一八	三、二	可	三、九	可	大	三、九	三、一四	可	三、一五	可	三、一五	法律一四号	三五、四、一
果樹農業振興特別措置法	衆	二、二八	水農	三、一七	三、一五	可	三、一七	可	水農	三、一七	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	法律一五号	三五、三、三〇
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律	衆	二、一四	建	二、一四	二、二四	可	二、二八	可	建	二、二八	三、六	可	三、三	可	三、一四	法律一六号	三五、四、一
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律	衆	二、一四	地	二、一四	二、二三	可	二、二八	可	地	二、二八	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	法律一七号	三五、四、一

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	衆	三、二	内	三、二	三、一四	可	三、一四	可	三、一四	可
裁判所職員定員法の一部を改正する法律	衆	二、一三	法	二、一三	三、一七	可	三、一七	可	三、一七	可
開拓融資保証法の一部を改正する法律	衆	二、一八	水農	二、一三	三、一三	可	三、一三	可	三、一三	可
通行税法の一部を改正する法律	衆	一、三一	大	一、三一	三、九	可	三、九	可	三、九	可
資金運用部資金法の一部を改正する法律	衆	三、一	大	三、一	三、一三	可	三、一四	可	三、一四	可
矯正医官修学資金貸与法	衆	二、一三	法	二、一三	三、一四	可	三、一四	可	三、一四	可
港湾整備緊急措置法	衆	二、八	運	二、八	三、一〇	可	三、一四	可	三、一六	可
港湾整備特別会計法	衆	二、八	大	二、八	三、一三	可	三、一三	可	三、一七	可
関税定率法の一部を改正する法律	衆	二、一五	大	二、一五	三、一五	可	三、一五	可	三、一八	可
関税暫定措置法の一部を改正する法律	衆	二、一五	大	二、一五	三、一五	可	三、一八	可	三、一九	可
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律	衆	二、一五	労社	二、一五	三、一五	可	三、一八	可	三、一九	可
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律	衆	二、一六	商	二、一六	三、一七	可	三、一七	可	三、二〇	可
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	衆	二、一六	商	二、一六	三、一七	可	三、一七	可	三、二〇	可
医療金融公庫法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	社労	二、一〇	三、一三	可	三、一四	可	三、二四	可
簡易生命保険法の一部を改正する法律	参	三、九	通	三、一四	三、一九	可	三、二〇	可	三、二四	可
中小企業信用保険法の一部を改正する法律	衆	二、一六	商	二、一六	三、一七	可	三、一七	可	三、二四	可
中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律	衆	二、二八	商	二、二八	三、二四	可	三、二四	可	三、二九	可
所得税法の一部を改正する法律	衆	二、三	大	二、二	三、一七	可	三、一七	可	三、三一	可
法人税法の一部を改正する法律	衆	一、三一	大	一、三一	三、一七	可	三、一七	可	三、三一	可
物品税法等の一部を改正する法律	衆	二、二四	大	二、二四	三、三	修	三、三	修	三、三	可
揮発油税法の一部を改正する法律	衆	二、一三	大	三、一三	三、三	可	三、三	可	三、三	可
地方道路税法の一部を改正する法律	衆	二、一三	大	二、一三	三、三	可	三、三	可	三、三	可
租税特別措置法の一部を改正する法律	衆	二、一三	大	二、一三	三、一七	可	三、三	可	三、三	可

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一一八号	三、二九	可	三、二四	可	三、二〇	可	三、一九	可
裁判所職員定員法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一一九号	三、二四	可	三、一八	可	三、一四	可	三、一三	可
開拓融資保証法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二〇号	三、二九	可	三、一三	可	三、一三	可	三、一三	可
通行税法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二一号	三、三	可	三、一九	可	三、一四	可	三、一四	可
資金運用部資金法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二三号	三、一九	可	三、一九	可	三、一四	可	三、一四	可
矯正医官修学資金貸与法	三六、四、一	法三六、三、三一二三号	三、一九	可	三、一九	可	三、一八	可	三、一四	可
港湾整備緊急措置法	三六、四、一	法三六、三、三一二四号	三、三	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一四	可
港湾整備特別会計法	三六、四、一	法三六、三、三一二五号	三、一九	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一七	可
関税定率法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二六号	三、三〇	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一七	可
関税暫定措置法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二七号	三、三〇	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一七	可
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二八号	三、三〇	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一七	可
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二九号	三、三〇	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一七	可
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二九号	三、三〇	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一七	可
医療金融公庫法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三〇号	三、三〇	可	三、二〇	可	三、一九	可	三、一七	可
簡易生命保険法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一二九号	三、三一	可	三、二九	可	三、二四	可	三、二〇	可
中小企業信用保険法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三一号	三、三一	可	三、二九	可	三、二四	可	三、二〇	可
中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三四号	三、二九	可	三、三〇	可	三、二四	可	三、二〇	可
所得税法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三五号	三、三一	可	三、三一	可	三、一七	可	三、一七	可
法人税法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三六号	三、三一	可	三、三一	可	三、一七	可	三、一七	可
物品税法等の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三七号	三、三一	可	三、三一	修	三、三	修	三、二四	大
揮発油税法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三八号	三、三一	可	三、三一	可	三、三	可	三、三	大
地方道路税法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一三八号	三、三〇	可	三、三一	可	三、三	可	三、三	大
租税特別措置法の一部を改正する法律	三六、四、一	法三六、三、三一四〇号	三、三一	可	三、三一	可	三、三	可	三、三	大

国立学校設置法の一部を改正する法律	衆	二、二三	文	二、二三	三、二三	可	三、二三	可	文	三、二三	三、三〇	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四一号	三六、四、一
通商産業省設置法の一部を改正する法律	衆	三、六	内	三、六	三、二四	可	三、二四	可	内	三、二四	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四二号	三六、四、一、一部は公布の日
運輸省設置法の一部を改正する法律	衆	二、二八	内	二、二八	三、一七	可	三、一七	可	内	三、一七	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四三号	三六、四、一、一部は公布の日
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、二四	逓	二、二四	三、二八	可	三、二八	可	逓	三、二八	三、三〇	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四四号	三六、四、一
沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律	衆	二、二三	内	二、二三	三、三一	可	三、三一	可	大	三、三一	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四五号	三六、四、一
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	衆	二、二八	農水	二、二八	三、三〇	修	三、三一	修	農水	三、三一	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四六号	三六、四、一
機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律	衆	三、一	商	三、一	三、二八	可	三、二八	可	商	三、二八	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四七号	三六、四、一
農業協同組合合併助成法	衆	三、二	農水	三、三一	三、三一	可	三、三一	可	農水	三、三一	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 四八号	三六、四、一
租税特別措置法の一部を改正する法律	衆	三、三	大	三、三	三、二九	可	三、三〇（三、三一同）	可	大	三、三〇	三、三一	修	三、三一	修	三、三一	法三六、三、三一 四九号	三六、四、一

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、一	特別	三、一五	三、三〇	可	三、三〇	可	商	三、三〇	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 五〇号	公布の日から起算して六月をこえない範囲内一部は三六、四、一
郵便貯金法の一部を改正する法律	衆	三、九	逓	三、九	三、二四	可	三、二八	可	逓	三、二八	三、三〇	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 五一号	三六、四、一 一部は三六、一〇、一
道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律	衆	二、一四	建	二、一四	三、一〇	可	三、一四	可	建	二、一四	三、三〇	可	三、三一	可	三、三一	法三六、三、三一 五二号	三六、四、一
国立病院特別会計法の一部を改正する法律	衆	二、二〇	大	二、二〇	三、一四	可	三、一七	可	大	三、一七	三、二三	可	三、二四	可	三、二四	法三六、四、一 五三号	公布の日
郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律	衆	二、二八	大	二、二八	三、二三	可	三、二三	可	大	三、二三	三、三一	可	三、三一	可	三、三一	法三六、四、一 五四号	公布の日
有価証券取引税法の一部を改正する法律	衆	二、一	大	二、一	三、九	可	三、九	可	大	三、九	三、一六	可	三、二三	可	三、二三	法三六、四、一 五五号	公布の日
国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律	衆	二、一	大	二、一	三、二	可	三、九	可	大	三、九	三、一四	可	三、一五	可	三、一五	法三六、四、一 五六号	公布の日
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	衆	二、一	大	二、一	三、九	可	三、九	可	大	三、九	三、二八	可	三、二九	可	三、二九	法三六、四、一 五七号	公布の日
日本住宅公団法の一部を改正する法律	参	二、一四	建	三、一〇	三、二四	可	三、二四	可	建	二、一四	三、九	可	三、一〇	可	三、二四	法三六、四、一 五八号	公布の日
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律	衆	二、二四	運	二、二八	三、二五	可	三、二五（四、五同）	可	運	三、二五	四、五	修	四、五	修	四、五	法三六、四、五 五九号	公布の日の翌日

皇室経済法施行法の一部を改正する法律	衆	二、一三	内	二、一三	二、一三	可	二、一八（四、七同）	可
消防組織法の一部を改正する法律	参	二、一三	地	三、一三	四、四	可	四、五	可
計量法等の一部を改正する法律	参	二、九	商	三、一四	四、五	可	四、五	可
国民年金特別会計法	衆	二、二八	大	三、一四	四、五	修	四、七	修
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆、地方行政委員長提出）	衆	三、一七	（委員会省略）		三、三	可	三、三〇（四、一三同）	可
港湾法の一部を改正する法律	衆	二、二五	運	二、二五	三、三〇	可	三、三〇（四、一三同）	可
精神衛生法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	社労	二、一〇	四、五	可	四、七	可
総理府設置法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	二、一〇	三、一四	可	三、一四（四、一三同）	可
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	二、一〇	三、一五	可	三、二八	可
原子力委員会設置法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	二、一三	三、一六	可	三、一七（四、一二同）	可
科学技術会議設置法の一部を改正する法律	衆	二、一四	内	二、一四	三、一六	可	三、一七（四、一二同）	可
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律	参	二、一八	大	三、一九	四、一九	可	四、一〇	可
森林開発公団法の一部を改正する法律	衆	二、一八	水農	二、一八	四、七	修	四、七	修
国内旅客船公団法の一部を改正する法律	衆	二、二三	運	二、二三	三、三〇	可	三、三〇	可
地方税法の一部を改正する法律	衆	三、二五	地	三、三〇	四、二三	可	四、二一（四、二九同）	可
経済企画庁設置法の一部を改正する法律	衆	二、二四	内	二、二四	三、一八	可	三、一八（四、二七同）	可
失業保険法の一部を改正する法律	衆	二、一五	社労	二、一五	四、一一	修	四、一三	修
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆、関谷勝利君外六名提出）	衆	三、二八	運	三、一九	四、七	可	四、七	可
航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	衆	二、九	商	二、九	四、五	可	四、五	可

皇室経済法施行法の一部を改正する法律	衆	二、一三	内	二、一八	四、六	修	四、七	修
消防組織法の一部を改正する法律	参	二、一三	地	二、一三	三、一六	可	三、一三	可
計量法等の一部を改正する法律	参	二、九	商	二、九	三、一三	可	三、一四	可
国民年金特別会計法	衆	二、二八	大	三、一四	四、七	修	四、一三	修
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆、地方行政委員長提出）	衆	三、一七	地	三、一三	三、三〇	可	三、三一	可
港湾法の一部を改正する法律	衆	二、二五	運	三、三〇	四、一二	修	四、一三	修
精神衛生法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	労社	四、七	四、一一	可	四、一三	可
総理府設置法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	三、一四	四、一二	修	四、一三	修
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	三、二八	三、一九	可	三、三〇	可
原子力委員会設置法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	三、一七	四、一八	修	四、二三	修
科学技術会議設置法の一部を改正する法律	衆	二、一四	内	三、一七	四、二〇	修	四、二三	修
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律	参	二、一八	大	三、二八	三、一九	修	四、二〇	修
森林開発公団法の一部を改正する法律	衆	二、一八	水農	四、七	四、二五	可	四、二六	可
国内旅客船公団法の一部を改正する法律	衆	二、二三	運	三、三〇	四、二三	可	四、二二	可
地方税法の一部を改正する法律	衆	三、二五	地	四、二二	四、二七	修	四、二八	修
経済企画庁設置法の一部を改正する法律	衆	二、二四	内	三、二八	四、二五	修	四、二六	修
失業保険法の一部を改正する法律	衆	二、一五	労社	四、一三	四、一〇	可	四、一二	可
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆、関谷勝利君外六名提出）	衆	三、二八	運	四、七	四、一八	可	四、二一	可
航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	衆	二、九	商	四、五	四、二五	可	四、二六	可

皇室経済法施行法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	二、二八	四、一〇	可	三六、四、一	公布の日
消防組織法の一部を改正する法律	参	二、一三	地	二、一三	三、一六	可	三六、四、一	公布の日一部は三六、七、一
計量法等の一部を改正する法律	参	二、九	商	二、九	三、一三	可	三六、四、一〇号	公布の日から起算して三月をこえない範囲内
国民年金特別会計法	衆	二、二八	大	三、一四	四、一三	可	三六、四、一〇号	公布の日一部は三十六年度予算から
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆、地方行政委員長提出）	衆	三、一七	地	三、一三	三、三一	可	三六、四、一三号	公布の日
港湾法の一部を改正する法律	衆	二、二五	運	三、三〇	四、一二	修	三六、四、一七号	公布の日
精神衛生法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	労社	四、七	四、一一	可	三六、四、一八号	三六、一〇、一
総理府設置法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	三、一四	四、一二	修	三六、四、一三〇号	公布の日
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	三、二八	三、一九	可	三六、四、一三〇号	公布の日
原子力委員会設置法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	内	三、一七	四、一八	修	三六、四、一三五号	公布の日
科学技術会議設置法の一部を改正する法律	衆	二、一四	内	三、一七	四、二〇	修	三六、四、一三五号	公布の日
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律	参	二、一八	大	三、二八	三、一九	修	三六、四、一三〇号	公布の日の翌日
森林開発公団法の一部を改正する法律	衆	二、一八	水農	四、七	四、二五	可	三六、四、一二八号	公布の日
国内旅客船公団法の一部を改正する法律	衆	二、二三	運	三、三〇	四、二三	可	三六、四、一二八号	公布の日
地方税法の一部を改正する法律	衆	三、二五	地	四、二二	四、二七	修	三六、四、一二八号	公布の日
経済企画庁設置法の一部を改正する法律	衆	二、二四	内	三、二八	四、二五	修	三六、四、一二七号	公布の日
失業保険法の一部を改正する法律	衆	二、一五	労社	四、一三	四、一〇	可	三六、五、一七号	三六、六、一
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆、関谷勝利君外六名提出）	衆	三、二八	運	四、七	四、一八	可	三六、五、二七号	公布の日
航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	衆	二、九	商	四、五	四、二五	可	三六、五、二七号	公布の日

郵便為替法の一部を改正する法律	衆	二、二四	逓	二、二四	四、六	可	四、七	可	逓	四、七	四、一三	可	四、二六	可	四、二六	法三六、五、二 七九号	三六、七、一
郵便振替貯金法の一部を改正する法律	衆	二、二四	逓	二、二四	四、一三	可	四、一三	可	逓	四、一三	四、二一	可	四、二六	可	四、二六	法三六、五、二 八〇号	三六、七、一
鉱工業技術研究組合法	衆	二、二三	商	二、二三	四、一八	可	四、一八	可	商	四、一八	四、二七	可	四、二八	可	四、二八	法三六、五、六 八一号	公布の日から起算して三月をこえない範囲内
新技術開発事業団法	衆	三、二	別特	三、一五	四、一三	可	四、一三	可	商	四、一三	四、二七	可	四、二八	可	四、二八	法三六、五、六 八二号	公布の日一部は公布の日から起算して三月をこえない範囲内
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律	衆	三、二四	文	三、二四	四、一四	可	四、一八	可	文	四、一八	四、二七	可	四、二八	可	四、二八	法三六、五、八 八三号	公布の日
引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律(参、加藤武徳君外五名発議)	参	四、二八	労社	四、二八	五、一一	可	五、一一	可	労社	四、二八	四、二八	可	四、二八	可	五、一一	法三六、五、一五 八四号	公布の日
外務省設置法の一部を改正する法律	衆	三、二	内	三、二	三、二四	可	三、二四(五、一三同)	可	内	三、二四	四、二八	修	五、一三	修	五、一三	法三六、五、一六 八五号	公布の日
建設業法の一部を改正する法律	衆	二、二〇	建	二、二〇	三、九	可	三、九	可	建	三、九	五、二	可	五、一三	可	五、一三	法三六、五、一六 八六号	公布の日から起算して六ケ月をこえ一年をこえない範囲内

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法	衆	二、二八	文	二、二八	四、四	修	四、五	修	文	四、五	五、一二	可	五、一三	可	五、一三	法三六、五、一九 八七号	公布の日
公有林野等官行造林法を廃止する法律	衆	二、一八	水農	二、一八	四、七	修	四、七(五、一二同)	修	水農	四、七	四、二五	修	四、二六	修	四、二六	法三六、五、一九 八八号	公布の日
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律(衆、建設委員長提出)	衆	四、七	(委員会省略)				四、一一	可	建	四、一一	五、二	可	五、一三	可	五、一三	法三六、五、二〇 八九号	公布の日
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	衆	四、二五	法	四、二五	五、一三	可	五、一三	可	法	五、一三	五、一八	可	五、一九	可	五、一九	法三六、五、二三 九〇号	公布の日から起算して七日を経過した日
地方公営企業法の一部を改正する法律	参	四、三	地	四、三	五、一八	可	五、一八	可	地	四、三	四、二〇	可	四、二一	可	五、一八	法三六、五、二三 九一号	公布の日から起算して三月を経過した日
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律	衆	四、一〇	大	四、一〇	五、一一	可	五、一一	可	大	五、一一	五、一八	可	五、一九	可	五、一九	法三六、五、二三 九二号	公布の日
郵便法の一部を改正する法律	衆	二、二八	逓	二、二八	四、二六	修	四、二七	修	逓	四、二七	五、一八	可	五、一九	可	五、一九	法三六、五、二五 九三号	三六、六、一
結核予防法の一部を改正する法律	衆	二、二〇	労社	二、二〇	五、一〇	可	五、一一	可	労社	五、一一	五、一六	可	五、一七	可	五、一七	法三六、五、二六 九四号	三六、一〇、一
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律	参	二、二五	大	五、一三	五、一六	可	五、一七	可	大	二、二五	五、一二	可	五、一三	可	五、一七	法三六、五、二七 九五号	公布の日

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法	衆	二、三	運	二、三	可	四、一七	可	四、一七
離島振興法の一部を改正する法律（衆、綱島正興君外七名提出）	衆	四、一七	商	四、一七	可	五、一一	可	五、一八
新市町村建設促進法の一部を改正する法律	参	二、二五	地	三、二四	修	五、一八	可	五、一九
地方財政法の一部を改正する法律	衆	三、一八	地	三、一八	可	四、一〇	可	五、一九
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律	参	三、一三	水農	四、一三	可	五、一五	可	五、一九
漁業権存続期間特例法	衆	三、一三	水農	三、一三	修	五、一九	修	五、一九
厚生省設置法の一部を改正する法律	衆	三、三	内	三、三	可	三、三一（五、一三同）	可	五、一九
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（参、紅露みつ君外二十四名発議）	参	四、一三	地	四、一八	可	五、一九	可	五、一九
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	参	二、二五	労社	三、一五	可	五、一八	可	五、一九
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律	参	三、一四	地	三、三	可	五、一八	法 三六、一〇五号	公布の日
測量法の一部を改正する法律	衆	四、三	建	四、三	可	四、三	可	五、一八
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、一	商	三、一	可	四、一五	可	四、一五
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	二、一〇	修	四、一一	修	四、一一
公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	参	二、一〇	建	四、一三	可	五、一〇	可	五、一一
防災建築街区造成法	衆	三、三	建	三、三	可	五、一〇	可	五、一一
国家行政組織法等の一部を改正する法律	衆	三、二	内	三、二	修	四、一〇	修	四、一二
後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律	衆	三、三	地	三、三	可	四、一〇	可	五、一六
大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法	衆	三、一八	大	三、一八	可	四、一五	可	五、一六

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法	衆	二、三	運	二、三	可	四、一七	可	四、一七
離島振興法の一部を改正する法律（衆、綱島正興君外七名提出）	衆	四、一七	商	四、一七	可	五、一一	可	五、一八
新市町村建設促進法の一部を改正する法律	参	二、二五	地	三、二四	修	五、一八	可	五、一九
地方財政法の一部を改正する法律	衆	三、一八	地	三、一八	可	四、一〇	可	五、一九
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律	参	三、一三	水農	四、一三	可	五、一三	可	五、一九
漁業権存続期間特例法	衆	三、一三	水農	三、一三	修	五、一八	修	五、一九
厚生省設置法の一部を改正する法律	衆	三、三	内	三、三	可	三、三一（五、一三同）	可	五、一九
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（参、紅露みつ君外二十四名発議）	参	四、一三	地	四、一八	可	五、一九	可	五、一九
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	参	二、二五	労社	三、一五	可	五、一八	可	五、一九
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律	参	三、一四	地	三、三	可	五、一八	法 三六、一〇五号	公布の日
測量法の一部を改正する法律	衆	四、三	建	四、三	可	四、三	可	五、一八
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、一	商	三、一	可	四、一五	可	四、一五
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	二、一〇	修	四、一一	修	四、一一
公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	参	二、一〇	建	四、一三	可	五、一〇	可	五、一一
防災建築街区造成法	衆	三、三	建	三、三	可	五、一〇	可	五、一一
国家行政組織法等の一部を改正する法律	衆	三、二	内	三、二	修	四、一〇	修	四、一二
後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律	衆	三、三	地	三、三	可	四、一〇	可	五、一六
大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法	衆	三、一八	大	三、一八	可	四、一五	可	五、一六

法務省設置法の一部を改正する法律	衆	二、二八	内	二、二八	五、一〇	修	五、一二	修	内	五、一二	五、三〇	可	五、三一	可	五、三一	三六、六、五 法一一四号	公布の日
建築基準法の一部を改正する法律	参	四、一五	建	五、一九	五、二三	可	五、二三	可	建	四、一五	五、一八	可	五、一九	可	五、二三	三六、六、五 法一一五号	公布の日から起算して六月をこえない範囲内
雇用促進事業団法	衆	二、二四	社労	二、二四	五、一七	可	五、一八	可	社労	五、一八	五、三一	可	六、二	可	六、二	三六、六、六 法一一六号	公布の日一部は公布の日から起算して六月をこえない範囲内
日本国有鉄道新線建設補助特別措置法	衆	二、二八	運	二、二八	五、一六	修	五、一七	修	運	五、一七	五、三〇	可	五、三一	可	五、三一	三六、六、七 法一一七号	公布の日
倉庫業法の一部を改正する法律	衆	四、一〇	運	四、一〇	五、二三	可	五、二三	可	運	五、二三	五、三〇	可	五、三一	可	五、三一	三六、六、七 法一一八号	三六、一〇、一
選挙制度審議会設置法	衆	三、一	特別	三、二四	五、一二	可	五、一三	可	地	五、一三	六、一	可	六、二	可	六、二	三六、六、八 法一一九号	公布の日
地方議会議員互助年金法（衆、地方行政委員長提出）	衆	五、一九	（委員会省略）				五、一九	可	地	五、一九	五、三〇	可	五、三一	可	五、三一	三六、六、八 法一二〇号	公布の日
地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律	衆	三、一五	地	三、一五	五、一三	可	五、一三	可	地	五、一三	六、一	可	六、二	可	六、二	三六、六、八 法一二一号	公布の日
教育職員免許法等の一部を改正する法律	衆	三、七	文	三、七	五、一〇	可	五、一二	可	文	五、一二	五、三〇	可	五、三一	可	五、三一	三六、六、八 法一二二号	公布の日一部は三七、四、一

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律	衆	四、一三	商	四、一三	五、一八	修	五、一八	修	商	五、一八	五、三〇	可	五、三一	可	五、三一	三六、六、一〇 法一二三号	公布の日から起算して二月をこえない範囲内
愛知用水公団法の一部を改正する法律	衆	三、四	農水	三、四	五、一八	可	五、一八	可	農水	五、一八	六、二	可	六、七	可	六、七	三六、六、一〇 法一二四号	公布の日
防衛庁設置法の一部を改正する法律	衆	二、一三	内	二、一五	四、二六	可	四、二七	可	内	四、二七	五、三一	可	六、二	可	六、二	三六、六、一二 法一二五号	三六、八、一、一部は公布の日
自衛隊法の一部を改正する法律	衆	二、一三	内	二、一五	四、二六	可	四、二七	可	内	四、二七	五、三一	可	六、二	可	六、二	三六、六、一二 法一二六号	
農業基本法	衆	二、一八	農水	二、二三	四、二七	可	四、二九	可	農水	四、二九	六、二	可	六、六	可	六、六	三六、六、一二 法一二七号	公布の日
漁業生産調整組合法	衆	二、二四	農水	二、二四	五、三〇	可	五、三〇	可	農水	五、三〇	六、六	可	六、七	可	六、七	三六、六、一三 法一二八号	公布の日から起算して十日を経過した日
魚価安定基金法	衆	二、二四	農水	二、二四	五、三〇	可	五、三〇	可	農水	五、三〇	六、六	可	六、七	可	六、七	三六、六、一三 法一二九号	公布の日から起算して九十日をこえない範囲内
海上保安庁法の一部を改正する法律	衆	二、二五	運	二、二五	三、一七	可	三、一七	可	内	三、一七	六、六	可	六、八	可	六、八	三六、六、一五 法一三〇号	三七、一、一
労働省設置法の一部を改正する法律	衆	二、二四	内	二、二四	三、三一	可	三、三一（五、一七同）	可	内	三、三一	五、一六	修	五、一七	修	五、一七	三六、六、一五 法一三一号	公布の日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、二五	内	二、二五	四、一四	修	四、一八	六、六	可	六、八	三六、六、一五法二三号	公布の日
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、一	内	三、一	四、一四	可	四、一八	六、六	可	六、八	三六、六、一五法二三号	公布の日
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法	衆	三、三	労社	三、三	五、三	可	五、三	六、六	可	六、八	三六、六、一五法二三四号	三六、一〇、一
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律	衆	二、二五	労社	二、二五	五、一九	可	五、三	六、六	可	六、八	三六、六、一五法二三五号	公布の日
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律	衆	二、二五	労社	二、二五	五、一九	修	五、三	六、六	可	六、八	三六、六、一五法二三六号	公布の日一部は三六、七、一
オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律	衆	五、二六	文	五、二六	五、三一	可	六、一	六、六	可	六、八	三六、六、一五法三三八号	公布の日から起算して一月をこえない範囲内
税理士法の一部を改正する法律	衆	三、一〇	大	三、一〇	四、一五	可	四、二五	六、六	可	六、八	三六、六、一五法二三七号	公布の日から起算して六月をこえない範囲内
恩給法等の一部を改正する法律	衆	三、三	内	三、三	五、一六	可	六、一	六、六	可	六、八	三六、一〇、一二法三九号	三六、一〇、一二部は三七、一二
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	衆	五、一〇	文	五、一〇	五、三一	可	六、一	六、六	可	六、八	三六、六、一六法二四〇号	三七、一、一

スポーツ振興法（衆、文教委員長提出）	衆	五、一七	（委員会省略）								
鉄道敷設法の一部を改正する法律	衆	五、一〇	運	五、一〇	五、三一	可	六、一	六、六	可	六、八	三六、六、一五法二三三号	公布の日
国民健康保険法の一部を改正する法律	衆	二、一五	労社	二、一五	五、一七	可	五、一八	五、一三	可	五、一六	三六、六、一五法二三四号	三六、一〇、一
学校教育法の一部を改正する法律	衆	四、五	文	四、五	五、一六	可	五、一七	五、一七	可	五、一七	三六、六、一五法二三五号	公布の日
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	衆	四、五	文	四、五	五、一六	可	五、一七	五、一七	可	五、一七	三六、六、一七法二四五号	法律第一四四号施行の日一部は法律第八六号施行の日
急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律（衆、農林水産委員長提出）	衆	五、一八	（委員会省略）									
原子力損害の賠償に関する法律	衆	三、一	特別	三、一五	五、一八	可	五、一八	六、二	可	六、八	三六、六、一七法二四七号	公布の日から起算して九月をこえない範囲内
原子力損害賠償補償契約に関する法律	衆	三、一	特別	三、一五	五、一八	可	五、一八	六、二	可	六、八	三六、六、一七法二四八号	法律第一四七号施行の日

公衆電気通信法の一部を改正すを法律	衆	三、一〇	逓	三、一〇	五、二三	可	五、二五	可	逓	五、二五	六、六	可	六、八	可	六、八	三六、六、一七法一四九号	三七、九、一から三七、一二、三〇日までの範囲内
公共用地の取得に関する特別措置法	衆	四、一二	建	四、一三	五、一九	可	五、二三	可	建	五、二三	六、七	可	六、八	可	六、八	三六、六、一七法一五〇号	公布の日から起算して三月をこえない範囲内
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律	衆	三、一八	大	三、一八	四、一九	修	四、二〇	修	内	四、二〇	六、六	可	六、八	可	六、八	三六、六、一九法一五一号	公布の日
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律	衆	三、二〇	大	三、二〇	五、三〇	可	五、三〇	可	内	五、三〇	六、六	可	六、八	可	六、八	三六、六、一九法一五二号	公布の日一部は三七、一、一
昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律	衆	三、三	大	三、三	四、一九	可	四、二〇	可	内	四、二〇	六、六	可	六、八	可	六、八	三六、六、一九法一五三号	公布の日
児等福祉法の一部を改正する法律	衆	二、二八	社労	二、二八	五、一八	可	五、一九	可	社労	五、一九	六、二	可	六、八	可	六、八	三六、六、一九法一五四号	公布の日
社会福祉施設職員退職手当共済法	参	四、一三	社労	四、二八	五、一九	可	五、二三	可	社労	四、一三	四、二六	可	四、二八	可	五、二三	三六、六、一九法一五五号	三六、一〇、一、一部は三七、四、一
機械類賦払信用保険臨時措置法	衆	二、二四	商	二、二四	五、一二	可	五、一三	可	商	五、一三	五、三〇	可	五、三一	可	五、三一	三六、六、一九法一五六号	三六、七、一
機械類賦払信用保険特別会計法	衆	二、二五	大	二、二五	五、一六	可	五、一七	可	大	五、一七	六、六	可	六、八	可	六、八	三六、六、一九法一五七号	法の施行の日から施行

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（衆、内閣委員長提出）	衆	五、一〇	（委員会省略）				五、一一	可	社労	五、一一	五、三一	可	六、二	可	六、二	三六、六、一法八五号	公布の日
割賦販売法	衆	二、一六	商	二、二三	五、三〇	修	五、三〇	修	商	五、三〇	六、七	可	六、八	可	六、八	三六、七、一法一五九号	公布の日から起算して六月をこえない範囲内一部は公布の日から起算して一年を経過した日
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	衆	四、二四	大	四、二四	五、一九	可	五、一九	可	大	五、一九	六、二	可	六、八	可	六、八	三六、七、三法一六〇号	条約の効力発生の日
条約															
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件	衆	二、二四	外	二、四	二、二三	承	二、二八	承	外	二、二八	三、二三	承	三、二四	承	三、二四		

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件	移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	国際法定計量機関を設立する条約	日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件	通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件	日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件	日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件		
衆	衆	衆	衆	衆	参	参		
二、四	二、七	二、八	二、一四	二、一四	二、一四	二、一四		
外	外	外	外	外	外	外		
二、四	二、七	二、八	二、一四	三、一四	四、三	五、一〇		
二、三	三、一七	三、三	四、一四	三、三	五、一九	五、一九		
承	承	承	承	承	承	承		
二、二六	三、一七	三、一〇	四、一八	三、三	五、一二	五、一九		
承	承	承	承	承	承	承		
外	外	外	外	外	外	外		
二、一八	三、一七	三、一〇	四、一八	三、三	二、一四	二、一四		
三、三	四、一二	三、一八	五、一二	四、一〇	四、一八	四、一八		
承	承	承	承	承	承	承		
三、一四	四、一三	三、一九	五、一三	四、一三	四、一三	四、一三		
承	承	承	承	承	承	承		
三、一四	四、一三	三、一九	五、一三	四、一三	五、一二	五、一九		
		三六、六、二条三号						
		三六、六、一五						

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件	航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件	通商に関する日本国とユーバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件	日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件	外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について承認を求めるの件		
参	参	衆	衆	衆	衆	衆		
二、一四	二、一四	二、一四	三、一四	四、三	四、三	四、三		
外	外	外	外	外	外	外		
五、三	五、一九	二、一四	三、一四	四、三	四、三	四、三		
五、一九	五、一九	五、二六	四、一三	五、一四	五、一四	五、一七		
承	承	承	承	承	承	承		
五、一九	五、一九	五、三〇	四、一三	五、一五	五、一五	五、一八		
承	承	承	承	承	承	承		
外	外	外	外	外	外	外		
二、一四	二、一四	五、三〇	四、一三	五、一五	五、一五	五、一八		
五、一二	五、一二	六、六	五、一六	六、六	六、六	五、三〇		
承	承	承	承	承	承	承		
五、一三	五、一三	六、七	五、一七	六、七	六、七	五、三		
承	承	承	承	承	承	承		
五、一九	五、一九	六、七	五、一七	六、七	六、七	五、三		

附録

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
衆	衆
四、三	四、二四
外	外
四、三	四、二四
四、三	五、一七
承	承
四、三	五、一八
承	承
外	外
四、三	五、一八
五、一六	五、二〇
承	承
五、一七	五、三
承	承
五、一七	五、三
三六、六、五 四号	
三六、六、五	

◎召集及び会期

一、召集　昭和三十五年十二月五日附官報号外をもつて、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条及び第五十二条並びに国会法第一条及び第二条によつて、昭和三十五年十二月二十六日に、国会の常会を東京に召集する。

御名御璽

昭和三十五年十二月五日

内閣総理大臣　池田勇人

二、会期

昭和三十五年十二月二十六日から　百五十日間

昭和三十六年五月二十四日まで

会期延長　五月二十五日から六月八日まで十五日間

◎委員会及び委員長名

（自―自由民主党　社―日本社会党　同―参議院同志会）

一、常任委員会

委員会名＼議院名	衆議院	参議院
議院運営	小平久雄（自）	斎藤昇（自）
内閣	久野忠治（自）	吉江勝保（自）
地方行政	浜田幸雄（自）	増原恵吉（自）
法務	池田清志（自）	松村秀逸（自）
外務	堀内一雄（自）	木内四郎（自）
大蔵	足立篤郎（自）	大竹平八郎（同） 杉山昌作（同） 三六、二二―二六、二一まで
文教	浜野清吾（自）	平林剛（社） 清沢俊英（社） 三六、二一―二六、二一まで
社会労働	山本猛夫（自）	吉武恵市（自）
農林水産	坂田英一（自）	藤野繁雄（自）
商工	中川俊思（自）	剱木亨弘（自）
運輸	三池信（自）	三木与吉郎（自）
通信	山手満男（自）	鈴木恭一（自）

附録

建設	加藤高蔵（自）	稲浦鹿蔵（自）
予算	船田中（自）	館哲二（自）
決算	荒船清十郎（自）	佐藤芳男（自）
懲罰	中村寅太（自）	苫米地英俊（自）

二、特別委員会

委員会名	委員長名	設置年月日
公職選挙法改正に関する調査	竹山祐太郎（自）	昭三六、一、三〇
科学技術振興対策	山口好一（自）	昭三六、三、一〇

不成立法律案審議経過

法案名	提出	衆議院 委員会				衆議院 本会議			参議院 委員会				参議院 本会議			備考
	議院名	月日	委員会名	付託月日	審査終了月日	結果	議決月日	結果	委員会名	付託月日	審査終了月日	結果	議決月日	結果		
○衆議院議員提出																
街燈整備促進法案（川村継義君外十八名提出、第三十七回国会）	衆	三、二四	建	三、二六	（審査未了）											
連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案（石橋政嗣君外十名提出、第三十七回国会）	衆	三、二六	内	三、二六	（審査未了）											
南九州防災営農振興法案（井手以誠君外十九名提出）	衆	三、二	水農	三、四	（審査未了）											
農業基本法案（北山愛郎君外十一名提出）	衆	三、七	水農	三、三	（審査未了）											
南九州防災営農公団法案（井手以誠君外十九名提出）	衆	三、八	水農	三、三	（審査未了）											
国民年金法案（八木一男君外十四名提出）	衆	三、三	労社	三、一四	（議決を要しないもの）											
国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案（八木一男君外十四名提出）	衆	三、三	労社	三、一四	（議決を要しないもの）											

一般国民年金税法案（八木一男君外十四名提出）	衆	三、一三	大	三、一四	（審査未了）
労働者年金税法案（八木一男君外十四名提出）	衆	三、一三	大	三、一四	（審査未了）
国民年金特別会計法案（八木一男君外十四名提出）	衆	三、一三	大	三、一四	（審査未了）
国民年金の積立金の運用に関する法律案（八木一男君外十四名提出）	衆	三、一三	労社	三、一四	（議決を要しないもの）
石炭鉱業安定法案（勝間田清一君外二十八名提出）	衆	三、一四	商	三、二八	（審査未了）
有明海開発促進法案（井手以誠君外二十一名提出）	衆	三、一〇	商	三、一四	（審査未了）
鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案（安平鹿一君外六名提出）	衆	三、一五	運	三、一六	（審査未了）
学校教育法の一部を改正する法律案（山中吾郎君外九名提出）	衆	三、一八	文	三、二三	（審査未了）
最低賃金法案（成田知巳君外十二名提出）	衆	三、二三	労社	三、二四	（審査未了）
政治テロ行為処罰法案（坪野米男君外八名提出）	衆	三、二三	法	四、一三	（審査未了）
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（八木一男君外十一名提出）	衆	三、三	労社	四、一	（五、一九撤回）

失業保険法の一部を改正する法律案（小林進君外十一名提出）	衆	三、三一	労社	四、一	（審査未了）
義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を改正する法律案（山崎始男君外九名提出）	衆	四、六	文	四、七	（審査未了）
港湾労働者の雇用安定に関する法律案（五島虎雄君外十二名提出）	衆	四、七	社	四、七	（審査未了）
沿岸漁業振興法案（角屋堅次郎君外二十四名提出）	衆	四、一〇	水農	四、一三	（審査未了）
土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案（石田宥全君外十一名提出）	衆	四、一二	水農	四、一三	（審査未了）
農業生産組合法案（芳賀貢君外十一名提出）	衆	四、一四	水農	四、一八	（審査未了）
地方交付税法の一部を改正する法律案（川村継義君外九名提出）	衆	四、一八	地	四、一九	（審査未了）
公職選挙法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外七名提出）	衆	四、一九	別特	四、二三	（審査未了）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外七名提出）	衆	四、一九	別特	四、二三	（審査未了）
水産物の価格の安定等に関する法律案（角屋堅次郎君外二十三名提出）	衆	四、二〇	水農	四、二三	（審査未了）
農産物価格安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十一名提出）	衆	四、二〇	水農	四、二三	（五、二五撤回）

飼料需給安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十一名提出）	衆	三、一〇	水農	四、三	（五、二五撤回）				
水産業改良助長法案（芳賀貢君外二十四名提出）	衆	四、二七	水農	四、二八	（審査未了）				
百貨店法の一部を改正する法律案（田中武夫君外十三名提出）	衆	五、八	商	五、一二	（審査未了）				
産炭地域の振興に関する臨時措置法案（勝間田清一君外二十八名提出）	衆	五、九	商	五、一二	（六、三撤回）				
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（田中角栄君外七名提出）	衆	五、九	内	五、一〇	（審査未了）				
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出）	衆	五、一三	文	五、一三	（審査未了）				
政治的暴力行為防止法案（早川崇君外七名提出）	衆	四、一三	法	五、一五	六、二修	六、三修	法	六、三	
公立高等学校施設費国庫補助法案（山崎始男君外九名提出）	衆	五、一五	文	五、一六	（審査未了）				
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案（内海安吉君外四名提出）	衆	五、一七	水農	五、一八	（審査未了）				
地代家賃統制令の一部を改正する法律案（岡本隆一君外九名提出）	衆	五、一七	建	五、一八	（審査未了）				
住宅基本問題調査会設置法案（岡本隆一君外十二名提出）	衆	五、一七	内	五、一八	（審査未了）				
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十一名提出）	衆	五、一八	水農	五、一八	（審査未了）				

参、継続審査

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十一名提出）	衆	五、二六	水農	五、二六	（審査未了）				
飼料需給安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十一名提出）	衆	五、二六	水農	五、二六	（審査未了）				
裁判所法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（坪野米男君外八名提出）	衆	五、二七	法	五、三〇	（審査未了）				
非鉄金属価格安定臨時措置法案（多賀谷真稔君外十七名提出）	衆	五、三	商	六、二	（審査未了）				
地下資源開発株式会社法案（多賀谷真稔君外十七名提出）	衆	五、三	商	六、二	（審査未了）				
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（三宅正一君外四十四名提出）	衆	六、一	建	六、二	（審査未了）				
積雪寒冷特別地域における鉄道軌道の交通の確保に関する特別措置法案（石田宥全君外四十九名提出）	衆	六、一	運	六、二	（審査未了）				
首都建設問題調査会設置法案（中島厳君外十二名提出）	衆	六、二	内	六、五	（審査未了）				
オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案（野原正勝君外一名提出）	衆	六、二	水農	六、三	六、五可				
職業安定法等の一部を改正する法律案（滝井義高君外二十一名提出）	衆	六、三	社労	六、五	（審査未了）				

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案（小笠公韶君外九名提出）	衆	六、六	内	六、六	（審査未了）
国民年金法の一部を改正する法律案（田中正巳君外二十五名提出）	衆	六、六	社労	六、六	（審査未了）
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）	衆	六、六			（委員会省略）
○参議院議員提出					
国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案（村尾重雄君外一名提出、第三十七回国会）	参	三、一六	社労	三、一六	（審査未了）
軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案（小酒井義男君外八名提出）	参	二、一〇	法	二、一〇	参、継続審査
会社更生法の一部を改正する法律案（向井長年君外三名提出）	参	二、二八	法	二、二八	参、継続審査
小規模事業者に対する金融特別措置法案（向井長年君外三名提出）	参	二、二八	商	二、二八	（審査未了）
下請代年支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（向井長年君三名提出）	参	二、二八	商	二、二八	（審査未了）
官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案（向井長年君外三名提出）	参	二、二八	商	二、二八	（審査未了）
中小企業の産業分野の確保に関する法律案（向井長年君外二名提出）	参	二、二八	商	三、一五	（審査未了）
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（向井長年君外二名提出）	参	三、一五	商	三、一五	（審査未了）
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（向井長年君外二名提出）	参	三、一五	商	三、一五	（審査未了）
百貨店法の一部を改正する法律案（向井長年君外二名提出）	参	三、一五	商	三、一五	（審査未了）
労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案（棚橋小虎君外二名提出）	参	三、一六	法	三、一六	参、継続審査
労働組合法の一部を改正する法律案（村尾重雄君外二名提出）	参	三、二三	労社	三、二三	（審査未了）
政治的危害行為の防止に関する法律案（棚橋小虎君外二名提出）	参	三、二七	法	三、二七	（五、一二撤回）
農業基本法案（天田勝正君外二名提出）	参	三、三〇	水農	三、三〇	（審査未了）
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（鈴木強君外七名提出）	参	四、七	通	四、七	参、継続審査
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案（豊瀬禎一君外四名提出）	参	四、八	文	四、七	（六、六撤回）
学校図書館法の一部を改正する法律案（矢島三義君外六名提出）	参	四、一四	文	四、一四	（審査未了）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（矢島三義君外六名提出）	参	四、二七							文	四、二七	（審査未了）			
裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案（千葉信君外一名提出）	参	四、二七							法	四、二七				参、継続審査
旧沖縄県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案（基政七君外二名提出）	参	五、一六							商	五、一六	（審査未了）			
昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案（石原幹市郎君外四名提出）	参	五、一六	特別	六、二	（審査未了）				商	五、一六	六、一	修	六、二	修
公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案（米田勲君提出）	参	五、一七							文	五、一七	（審査未了）			
学校給食法の一部を改正する法律案（矢島三義君外六名提出）	参	五、一九							文	五、一九	（審査未了）			
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案（矢島三義君外六名提出）	参	五、一九							文	五、一九	（審査未了）			
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案（矢島三義君外六名提出）	参	五、一九							文	五、一九	（審査未了）			
労働基準法の一部を改正する法律案（村尾重雄君外二名提出）	参	五、一九							労社	五、一九	（審査未了）			

学校教育法の一部を改正する法律案（千葉千代世君外五名提出）	参	五、二〇							文	五、二〇	（審査未了）			
公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案（千葉千代世君外五名提出）	参	五、二〇							文	五、二〇	（審査未了）			
地盤沈下対策特別措置法案（田中一君外四名提出）	参	五、二三							建	五、二三				参、継続審査
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（相馬助治君外二名提出）	参	五、二三							労社	五、二三	（審査未了）			
じん肺法の一部を改正する法律案（相馬助治君外二名提出）	参	五、二三							労社	五、二三	（審査未了）			
労働基準法等の一部を改正する法律案（相馬助治君外二名提出）	参	五、二三							労社	五、二三	（審査未了）			
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案（野本品吉君外十五名提出）	参	六、六	文	六、七	（審査未了）				文	六、六	六、六	可	六、七	可
売春防止法の一部を改正する法律案（赤松常子君外二名提出）	参	六、七							法	六、七				参、継続審査
○内閣提出														
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案	衆	二、八	大	二、八	（審査未了）									
学校教育法等の一部を改正する法律案	衆	二、二三	文	二、二三	四、三	可	四、二五	可	文	四、二五	（審査未了）			

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	二、二四	商	二、二四	六、三	可	
大蔵省設置法の一部を改正する法律案	衆	二、二五	内	二、二五	（審査未了）		
建設省設置法の一部を改正する法律案	衆	二、二五	内	二、二五	五、一六	修	五、一七 修 内 五、一七 六、二 修 六、七 修
国民年金法の一部を改正する法律案	衆	三、一	労社	三、四	六、二	修	
農林省設置法の一部を改正する法律案	衆	三、一	内	三、一	三、三	可	三、三 可 内 三、三 参、継続審査
臨時行政調査会設置法案	衆	三、一	内	三、一	（審査未了）		
農業近代化助成資金の設置に関する法律案	衆	三、一	大	三、一	（審査未了）		
農業近代化資金助成法案	衆	三、一	水農	三、一	六、二	修	
農業信用基金協会法案	衆	三、一	水農	三、一	六、二	修	
農業協同組合法の一部を改正する法律案	衆	三、一	水農	三、一	（審査未了）		
農地法の一部を改正する法律案	衆	三、一	水農	三、一	（審査未了）		
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案	衆	三、二	内	三、二	（審査未了）		

会計法の一部を改正する法律案	参	三、二	大	五、三	（審査未了）		
特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案	衆	三、二	内	三、九	（審査未了）		
北海道開発法の一部を改正する法律案	衆	三、三	内	三、三	（審査未了）		
年金福祉事業団法案	衆	三、三	労社	三、三	六、六	可	
大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案	衆	三、三	水農	三、三	（審査未了）		
低開発地域工業開発促進法案	衆	三、三	商	三、一八	六、三	修	
児童扶養手当法案	衆	三、四	労社	三、四	六、二	修	
畜産物の価格安定等に関する法律案	衆	三、八	水農	三、八	六、六	修	
大豆なたね交付金暫定措置法案	衆	三、一〇	水農	三、一〇	六、六	修	
通算年金通則法案	衆	三、一一	労社	三、一四	六、六	修	
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案	衆	三、一一	労社	三、一四	六、六	修	
輸出入取引法の一部を改正する法律案	衆	三、一五	商	三、一三	六、二	修	

地代家賃統制令の一部を改正する法律案	衆	三、一五	建	三、二四	三、二九	可								
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案	衆	三、三〇	商	三、三〇	六、三	可								
日本育英会法の一部を改正する法律案	参	三、二五	文	四、二八	六、七	可			文	三、二五	四、二五	修	四、二八	修
国家公務員法の一部を改正する法律案	衆	三、二五												
鉄道営業法の一部を改正する法律案	衆	三、二五												
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案	衆	三、二五												
地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案	衆	三、二五												
地方公務員法の一部を改正する法律案	衆	三、二五												
電気用品取締法案	参	三、二七	商	四、二二	六、三	可			商	三、二七	四、一三	可	四、二二	可
肥料取締法の一部を改正する法律案	参	四、三	水農	四、二六	六、五	可			水農	四、三	四、二二	可	四、二六	可
銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案	衆	四、七	地	四、二一	五、三〇	可	五、三〇	可	地	五、三〇	（審査未了）			
農業災害補償法の一部を改正する法律案	衆	四、一七	水農	四、一七	六、五	修								

産炭地域振興臨時措置法案	衆	四、一七	商	四、一七	六、三	修								
地方自治法の一部を改正する法律案	参	四、一七	地	五、一九	六、七	可			地	四、一七	五、一八	可	五、一九	可
臨時医療報酬調査会設置法案	衆	四、二七	内	五、一二	（審査未了）									
社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案	衆	四、二七	内	五、一二	（審査未了）									
中央卸売市場法の一部を改正する法律案	衆	五、一五	水農	五、一五	六、六	可								
家畜取引法の一部を改正する法律案	衆	五、一五	水農	五、一五	（審査未了）									
家畜商法の一部を改正する法律案	衆	五、一五	水農	五、一五	六、六	可								
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案	参	五、一五	労社	五、一九	六、六	可			労社	五、一五	五、一八	可	五、一九	可
小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	五、一六	商	五、一六	六、三	可								
自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	五、一六	商	五、一六	六、三	可								
モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	五、一六	運	五、一六	六、五	可								
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案	衆	五、一七	内	五、一八	（審査未了）									

○条約												
水資源開発促進法案	衆	五、一九	建	五、一九	六、二	可						
水資源開発公団法案	衆	五、一九	建	五、一九	六、二	可						
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	衆	五、一九	水農	五、一九	六、六	可						
農林中央金庫法の一部を改正する法律案	衆	五、一九	水農	五、一九	六、二	修						
農業災害補償法の一部を改正する法律案	衆	五、一九	水農	五、二五	（審査未了）							
農業保険事業団法案	衆	五、一九	水農	五、二五	（審査未了）							
石炭鉱山保安臨時措置法案	衆	五、三〇	商	五、三〇	六、三	修						
災害対策基本法案	衆	五、二六	地	六、六	（審査未了）							
公立高等学校の設置適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案	衆	五、二九	文	五、二九	六、二	可						
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案	衆	五、三〇	運	五、三〇	六、二	可						
踏切道改良促進法案	衆	五、三〇	運	五、三〇	六、五	可						

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件	衆	三、一四	外	三、一四	六、三	承						
結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件	衆	三、二五										
第二次国際すず協定の締結について承認を求めるの件	衆	四、二四	外	四、二四	六、三	承						
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件	衆	四、二四	外	四、二四	六、三	承						
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件	衆	五、一五	外	五、一五	六、三	承						

BZ-5-8
1201000036688
Bz
5
8
禁帯出

第三十九回国会制定法審議要録

衆議院法制局

第三十九回国会制定法審議要録

会期（昭和三十六年九月二十五日から昭和三十六年十月三十一日まで）

衆議院法制局

国立国会図書館
314.451
Sy996k
BZ
5
8
国立国会
37.3.-8
図書館
571650

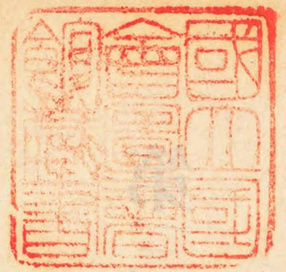

凡例

一、本書は、第三十九回国会（臨時会）において成立した法律及び承認された条約の立法趣旨並びに議決された昭和三十六年度一般会計予算補正（第1号）昭和三十六年度特別会計予算補正（特第2号）の提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案理由の説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律等の審議経過を収録することを目的とし、併せて、内閣総理大臣の施政方針に関する演説、外務大臣の外交に関する演説、大蔵大臣の財政に関する演説、第三十九回国会会期調、委員会及び委員長一覧表並びに不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。

提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上、先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。

三、法律の公布年月日法律番号の下に「(衆)」又は「(参)」と註記してあるのは、その法律案の提案が、それぞれ衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、その他は、すべて内閣提案のものである。

四、委員長報告は、先議議院におけるものを先に、後議議院におけるものを後に登載した。

目次

○法律第一六一号　肥料取締法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・二六・公布）……一
○法律第一六二号　北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭三六・一〇・三〇公布）……三
○法律第一六三号　自転車競技法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇公布）……六
○法律第一六四号　小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇公布）……九
○法律第一六五号　モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇公布）……一〇
○法律第一六六号　学校教育法等の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三一公布）……一四
○法律第一六七号　国民年金法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……一九
○法律第一六八号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……二八
○法律第一六九号　建設省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……三三
○法律第一七〇号　日本育英会法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……三五
○法律第一七一号　家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……三七
○法律第一七二号　家畜商法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……三八
○法律第一七三号　家畜取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……四〇

○法律第一七四号　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）（衆）……四三
○法律第一七五号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……四三
○法律第一七六号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……四四
○法律第一七七号　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……四五
○法律第一七八号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……四七
○法律第一七九号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……四八
○法律第一八〇号　年金福祉事業団法（昭三六・一一・一公布）……五〇
○法律第一八一号　通算年金通則法（昭三六・一一・一公布）……五一
○法律第一八二号　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……五二
○法律第一八三号　畜産物の価格安定等に関する法律（昭三六・一一・一公布）……五三
○法律第一八四号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一公布）……五四
○法律第一八五号　オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭三六・一一・二公布）（衆）……五七
○法律第一八六号　農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・四公布）……五八
○法律第一八七号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三六・一一・四公布）……六〇
○法律第一八八号　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六・一一・六公布）……六一
○法律第一八九号　昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六公布）……六三
○法律第一九〇号　昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六公布）……六五
○法律第一九一号　宅地造成等規制法（昭三六・一一・七公布）……六六
○法律第一九二号　臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七公布）……六八
○法律第一九三号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七公布）……七〇
○法律第一九四号　石炭鉱山保安臨時措置法（昭三六・一一・七公布）……七七
○法律第一九五号　踏切道改良促進法（昭三六・一一・七公布）……七八
○法律第一九六号　昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三六・一一・八公布）……八〇
○法律第一九七号　輸出入取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・八公布）……八二

○法律第一八六号　農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・四公布）……六〇
○法律第一八七号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三六・一一・四公布）……六一
○法律第一八八号　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六・一一・六公布）……六三
○法律第一八九号　昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六公布）……六三
○法律第一九〇号　昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六公布）……六五
○法律第一九一号　宅地造成等規制法（昭三六・一一・七公布）……六六
○法律第一九二号　臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七公布）……六八
○法律第一九三号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七公布）……七〇
○法律第一九四号　石炭鉱山保安臨時措置法（昭三六・一一・七公布）……七七
○法律第一九五号　踏切道改良促進法（昭三六・一一・七公布）……七八
○法律第一九六号　昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三六・一一・八公布）……八〇
○法律第一九七号　輸出入取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・八公布）……八二

○法律第一九八号　臨時行政調査会設置法（昭三六・一一・九公布）……八五
○法律第一九九号　特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭三六・一一・九公布）……八七
○法律第二〇〇号　女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・九公布）（参）……九一
○法律第二〇一号　大豆なたね交付金暫定措置法（昭三六・一一・九公布）……九四
○法律第二〇二号　農業近代化資金助成法（昭三六・一一・一〇公布）……九六
○法律第二〇三号　農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭三六・一一・一〇公布）……一二三
○法律第二〇四号　農業信用基金協会法（昭三六・一一・一〇公布）……一一七
○法律第二〇五号　農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一〇公布）……一一八
○法律第二〇六号　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇公布）……一一九
○法律第二〇七号　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇公布）……一二〇
○法律第二〇八号　昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭三六・一一・一〇公布）……一二一
○法律第二〇九号　昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭三六・一一・一〇公布）……一二二
○法律第二一〇号　昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇公布）……一二三
○法律第二一一号　昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇公布）……一二七
○法律第二一二号　昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭三六・一一・一〇公布）……一二八
○法律第二一三号　昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇公布）……一三〇
○法律第二一四号　昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三六・一一・一一公布）……一三七
○法律第二一五号　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭三六・一一・一一公布）……一四〇
○法律第二一六号　低開発地域工業開発促進法（昭三六・一一・一三公布）……一四二
○法律第二一七号　水資源開発促進法（昭三六・一一・一三公布）……一四三
○法律第二一八号　水資源開発公団法（昭三六・一一・一三公布）……一五〇
○法律第二一九号　産炭地域振興臨時措置法（昭三六・一一・一三公布）……一五一
○法律第二二〇号　昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同

年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭三六・一一・一三公布）……一五三

○法律第二二一号　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭三六・一一・一三公布）……一五五

○法律第二二二号　昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三六・一一・一四公布）……一五七

○法律第二二三号　災害対策基本法（昭三六・一一・一五公布）……一五九

○法律第二二四号　自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五公布）（衆）……一六一

○法律第二二五号　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五公布）（衆）……一六四

○法律第二二六号　国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五公布）（衆）……一六六

○法律第二二七号　社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六公布）……一六七

○法律第二二八号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六公布）……一六九

○法律第二二九号　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六公布）……一七一

○法律第二三〇号　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六公布）（衆）……一七五

○法律第二三一号　医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭三六・一一・一六公布）（衆）……一七八

○法律第二三二号　医師国家試験予備及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭三六・一一・一六公布）（衆）……一八一

○法律第二三三号　中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六公布）……一八二

○法律第二三四号　電気用品取締法（昭三六・一一・一六公布）……一八三

○法律第二三五号　地方自治法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二〇公布）……一八七

○法律第二三六号　会計法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二二公布）……一八九

○法律第二三七号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二五公布）……一九三

○法律第二三八号　児童扶養手当法（昭三六・一一・二九公布）……一九六

（〇）

○条約第　号　関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（昭三六・一〇・三一国会において承認・未公布）……一九九

○条約第　号　関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許

表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（昭三六・一〇・三一国会において承認・未公布）……二〇四
○条約第　号　日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件（昭三六・一〇・三一国会において承認・未公布）……二〇五
○条約第　号　第二次国際すず協定の締結について承認を求めるの件（昭三六・一〇・三一国会において承認・未公布）……二〇七
○条約第　号　通商に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（昭三六・一〇・三一国会において承認・未公布）……二〇九
○条約第　号　日本国とインドネシア共和国との間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件（昭三六・一〇・三一国会において承認・未公布）……二一三

（〇）

○昭和三十六年度一般会計予算補正（第1号）（昭三六・一〇・二一成立）……二一四
○昭和三十六年度特別会計予算補正（特第2号）（昭三六・一〇・二一成立）……二三三

（〇）

○内閣総理大臣の施政方針に関する演説（昭三六・九・二八）……二三三
○外務大臣の外交に関する演説（昭三六・九・二八）……二三八
○大蔵大臣の財政に関する演説（昭三六・九・二八）……二三三

法律の件名索引（五十音順）

（あ）

○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二二九）……一七五

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七六）……四五
○医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭三六・一一・一六法二三二）（衆）……一八一
○医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭三六・一一・一六法二三二）（衆）……一八二

（お）

○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一六八）……二八
○オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭三六・一一・一一・一法一七〇）……五八

（か）

○学校教育法等の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三一法一六六）……一四
○家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七一）……三七
○家畜商法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七二）……三八
○家畜取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七三）……四〇
○環境衛生関係営業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二三〇）（衆）……一七八
○会計法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一二法二三六）……一九二

（け）

○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一六九）……三
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七九）……五〇

○小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇法一六四）……九
○国民年金法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三一法一六七）……一九
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七四）（衆）……四三
○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六・一一・六法一八八）……六二
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五法二二六）（衆）……一六七

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七八）……四八
○産炭地域振興臨時措置法（昭三六・一一・一三法二一九）……一五一
○災害対策基本法（昭三六・一一・一五法二二三）……一五九

（し）

○自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇法一六三）……六
○昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六法一八九）……六三
○昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六法一九〇）……六五
○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三六・一一・八法一九六）……八〇
○女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・九法二〇〇）（参）……九一
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二〇六）……一二九
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二〇七）……二〇七
○昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭三六・一一・一〇法二〇八）……二三
○昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭三六・一一・一〇法二〇九）……二三三

○昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二一〇）……一三
○昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二一一）……一三七
○昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭三六・一一・一〇法二一二）……一三八
○昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二一三）……一三〇
○昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三六・一一・一一法二一四）……一三七
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭三六・一一・一三法二二〇）……一五三
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭三六・一一・一三法二二一）……一五五
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設の災害復旧事業費の国庫負担の特例に関する法律（昭三六・一一・一五法二二二）……一五七
○自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五法二二四）（衆）……二三四
○社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二二七）……一六九
○児童扶養手当法（昭三六・一一・二九法二三八）……一九九

（せ）

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七法一九三）……七〇
○石炭鉱山保安臨時措置法（昭三六・一一・七法一九四）……七七
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五法二二五）（衆）……一六六

（そ）

○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二五法二三七）……一九六

（た）

○宅地造成等規制法（昭三六・一一・七法一九二）……六六
○大豆なたね交付金暫定措置法（昭三六・一一・九法二一〇）……九四

（ち）

○畜産物の価格安定等に関する法律（昭三六・一一・一法一八三）……五四
○中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二三三）……一八三
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二〇法二三五）……一八九

（つ）

○通算年金通則法（昭三六・一一・一法一八一）……五二
○通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一八二）……五三

（て）

○低開発地域工業開発促進法（昭三六・一一・一三法二一六）……一四一
○電気用品取締法（昭三六・一一・一六法二三四）……一八七

（と）

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七五）……四四
○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭三六・一一・九法一九九）……八七

（に）

○日本育英会法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七〇）……三五
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一八四）……五七
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三六・一一・四法一八七）……六一

（ね）

○年金福祉事業団法（昭三六・一一・一法一八〇）……五一

（の）

○農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・四法一八六）……六〇
○農業近代化資金助成法（昭三六・一一・一〇法二〇一）……九六
○農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭三六・一一・一〇法二〇二）……九六
○農業信用基金協会法（昭三六・一一・一〇法二〇四）……一一七
○農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一〇法二〇五）……一二八
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二二八）……一七三

（ひ）

○肥料取締法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・二六法一六一）……一

（ふ）

○踏切道改良促進法（昭三六・一一・七法一九五）……七八

（ほ）

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭三六・一〇・三〇法一六二）……三
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七七）……四七

（み）

○水資源開発促進法（昭三六・一一・一三法二一七）……一四三
○水資源開発公団法（昭三六・一一・一三法二一八）……一五〇

（も）

○モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇法一六五）……一〇

（ゆ）

○輸出入取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・八法一九七）……八二

（り）

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七法一九二）……六八
○臨時行政調査会設置法（昭三六・一一・九法一九八）……八五

（れ）

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭三六・一一・一一法二一五）……一四〇

法律の部門別索引

第一　国　会

○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七四）……四三

第二　国家行政組織

○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一六八）……二八
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一六九）……三三
○臨時行政調査会設置法（昭三六・一一・九法一九八）……八五
○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭三六・一一・九法一九九）……八七
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二二八）……一七三

第三　公　務　員

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七五）……四四
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七六）……四五

第四　地　方　行　政

○昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三六・一一・一一法二

一四）……一三七
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三六・一一・一四法二二一）……一五七
○災害対策基本法（昭三六・一一・一五法二二三）……一五九
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二〇法二二五）……一八九

第五　裁　判　所

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七八）……四八
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七九）……五〇

第六　財　政・金　融

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭三六・一〇・三〇法一六二）……三
○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭三六・一一・一法二一五）……一四〇
○会計法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二三法二三六）……一九二
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二五法二三七）……一九六
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一八四）……五七
○農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭三六・一一・一〇法二〇三）……一三
○農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一〇法二〇五）……一八

第七　産　業・経　済

○肥料取締法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・二六法一六一）……一
○自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇法一六三）……六
○家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七一）……三七
○家畜商法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七二）……三八
○家畜取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七三）……四〇
○オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭三六・一一・二法一八五）……五八
○農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・四法一八六）……六〇
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七法一九二）……六八
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七法一九三）……七〇
○石炭鉱山保安臨時措置法（昭三六・一一・七法一九四）……七七
○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三六・一一・八法一九六）……八〇
○大豆なたね交付金暫定措置法（昭三六・一一・九法二〇一）……九四
○昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭三六・一一・一〇法二一二）……一三八
○昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対す

る資金の融通に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二一三）……一三〇
○低開発地域工業開発促進法（昭三六・一一・一三法二一六）……一四一
○産炭地域振興臨時措置法（昭三六・一一・一三法二一九）……一五一
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭三六・一一・一三法二二〇）……一五三
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭三六・一一・一三法二二一）……一五五
○自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五法二二四）……一六四
○中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二三三）……一八三
○電気用品取締法（昭三六・一一・一六法二三四）……一八七
○畜産物の価格安定等に関する法律（昭三六・一一・一法一八三）……一五四
○輸出入取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・八法一九七）……一八二
○農業近代化資金助成法（昭三六・一一・一〇法二〇二）……一九六
○農業信用基金協会法（昭三六・一一・一〇法二〇四）……一一七

第八　交通・建設

○小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇法一六四）……九
○モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇法一六五）……一〇
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三六・一一・四法一八七）……六一
○踏切道改良促進法（昭三六・一一・七法一九五）……七八
○宅地造成等規制法（昭三六・一一・七法一九一）……六六
○昭三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭三六・一一・一〇法二〇九）……一三
○昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二一〇）……一三五
○昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二一一）……一二七
○水資源開発促進法（昭三六・一一・一三法二一七）……一四三
○水資源開発公団法（昭三六・一一・一三法二一八）……一五〇
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五法二二五）……一六六
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五法二二八）……一六七

第九　教育

○学校教育法等の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三一法一六六）……一四

○日本育英会法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七〇）……三五
○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六・一一・六法一八八）……六二
○昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六法一八九）……六三
○昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六法一九〇）……六五
○女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・九法二〇〇）……九一

第十　厚　生

○国民年金法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三一法一六七）……一九
○年金福祉事業団法（昭三六・一一・一法一八〇）……五一
○通算年金通則法（昭三六・一一・一法一八一）……五三
○通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一八二）……五三
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二〇六）……一一九
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇法二〇七）……一二〇
○昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭三六・一一・一〇法二〇八）……一三
○社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二二七）……一六九
○あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二二九）……一七五
○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六法二三〇）……一七八
○医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭三六・一一・一六法二三一）……一八一
○医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭三六・一一・一六法二三二）……一八二
○児童扶養手当法（昭三六・一一・二九法二三八）……一九九

第十一　防　衛

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一七七）……四七

◎肥料取締法の一部を改正する法律

（昭三六・一〇・二六法一六一）

一、提案理由（十月四日）

（農業近代化資金助成法（昭三六―法一〇二）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院農林水産委員長報告（十月十三日）

（家畜商法の一部を改正する法律（昭三六―法一七二）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（十月二十一日）

○櫻井志郎君　ただいま議題となりました三つの法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

これらの法律案は、前国会に提案され、審議未了となり、今国会に再び提出されたものであります。

第一に、肥料取締法の一部を改正する法律案は、最近における肥料の改良進歩の状況にかんがみ、現行法に次の改正を加えようとするものであります。すなわち、その一つは、葉面散布剤のように、植物の栄養に供するため直接植物に施されるものをも肥料として、肥料取り締まりの対象としようとするものであり、いま一つは、従来肥料に異物を混入することが一般に禁止されておりますが、特定の肥料について、特定の場合は異物の混入を認めることとしようとするものであります。

委員会におきましては、政府当局から提案の理由その他の説明を聞き、質疑に入り、硫安対策、特にいわゆる肥料二法の取り扱いに関して河野農林大臣の見解がただされたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、家畜商法の一部を改正する法律案は、家畜商の資質の向上をはかるとともに、その信用を補完し、取引の相手方を保護するため、家畜商の免許の資格として、所定の講習会の課程を終了した者、または、その者を取引業務に従事する使用人等として置いている者であることを要件とし、また、家畜商に一定額の営業保証金を供託させる制度を設け、さらに家畜商にその事務所ごとに家畜取引に関し所定の帳簿を備えつけさせ、知事がその職員をして立ち入り検査を行なわしめることができることとする等を規定したものであります。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案は、家畜改良増殖法施行の経験にかんがみ、かつ、最近における技術の進歩に照らし、家畜の改良増殖に関する法制を整備しようとするものでありまして、そのおもな内容は、家畜の改良増殖が所期する趣旨を明らかにするため、法律の目的を改正するとともに、家畜の改良増殖の促

肥料取締法の一部を改正する法律

進に関する国及び都道府県の義務及び措置、家畜の改良増殖に関する農林大臣による目標の設定公表及び都道府県知事による計画の策定及びこれに対する国の援助、種畜及び家畜人工授精に関する規定の整備、家畜登録事業の農林大臣による承認の制度化並びに登録関係に対する国の援助及び農林大臣の必要措置命令、農林省に家畜改良増殖審議会の設置等について規定したものであります。

委員会におきましては、これら二つの法律案を一括して審議し、まず、政府当局から提案の理由等について説明を聞き、質疑に入り、政府当局に対して、家畜の流通と家畜商の現況及びその取り扱い方針、講習会の趣旨とその実施方法、営業保証金の目的とその額の決定基準、今回の法律改正の意義、家畜改良増殖の方針と計画及び有畜農家育成基準、種畜及び種畜牧場対策、飼料対策等、諸般の事項についてその見解が求められ、これが当否がただされたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ります。

かくして質疑を終わり、まず家畜商法の一部を改正する法律案について討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について、討論に入り、岡村委員から、この法律の有効な活用について政府の善処を求めて賛成意見が述べられ、続いて採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。

◎北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭三六・一〇・三〇法一六二）

一、提案理由（十月三日）

○小平政府委員　去る七月、総理府総務長官を拝命いたしました。今後委員各位に何かとお世話になることと思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島につきましては、わが国固有の領土であるにもかかわらず、昭和二十年八月以来わが国の施政権が及んでいないという特殊な状態に置かれております。このため、これら北方地域の地先の漁場において漁業を営んでいた旧漁業権者等その他北方地域の元居住者は、北方地域に復帰することはもとより、その周辺の漁場において漁業を営むこともできないという困難な状況にあります。一方北方地域において旧漁業法に基づく漁業権または入漁権を有していた者等については、前述のような事情に基因するものではありますが、本土において戦後とられた漁業制度改革に伴う漁業権補償の措置をとることができないため、本土側の旧漁業権者等に比し不利な地位にも置かれております。

北方地域に関するこのような特殊事情及びこれに基因して旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を行なうことにより、北方地域に関する施策を講ずる必要がありますので、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通する業務等を行なう機関として北方協会を設立し、これに対し国が所要の資金の交付を行ない、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定をはかり、あわせて北方地域に関する諸問題の解決を促進いたしたいと存ずるのであります。

このような趣旨から、政府は、前国会に北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案を提出したのでありますが、審議未了となりましたので、今回これと同一内容のこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一に、この法律による特別措置の対象となる北方地域旧漁業権者等の範囲でありまして、その一は、北方地域の地先水面につき、旧漁業権またはこれを目的とする入漁権に基づき漁業を営む権利を有していた個人であり、その二は、北方地域において定置漁業権または特別漁業権の免許または貸付を受けていた個人または法人の構成員もしくは出資者たる個人であります。その三は、これらの者が死亡した場合における後継者であります。その四は、以上の者のほか、昭和二〇年八月十五日まで引き続き六カ月以上北方地域に生活の本拠を有していた一般元居住者であります。

第二に、特別措置の実施の機関として北方協会を設立し、これに

対しその業務の財源に充てるための基金として、十億円を国債をもつて交付することとしております。この国債の償還期限は十年、利率は年六分としております。

第三に、協会の業務についてでありますが、その一は、北方地域旧漁業権者等に対する低利資金の貸付であり、これは個人に対する貸付のほか、北方地域旧漁業権者等と関係のある漁業協同組合その他の法人に対する貸付、その他北方地域旧漁業権者等の福祉の増進を主たる目的とする事業を行なう市町村への貸付をも予定しております。また貸付の対象となる資金の種類には、漁業その他の事業に必要な資金のほか、生活資金も含めております。その二として、北方地域に関する諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行なうこととしております。

最後に、協会の解散及び解散した場合における残余財産の処分につきましては、別に法律で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告（十月十九日）

（大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三六―法一六八）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（十月二十七日）

○大竹平八郎君　ただいま議題となりました地方北域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、北方地域、すなわち歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、これらの者に対して特別の措置を行なおうというのであります。

おもな内容について申し上げますと、

第一は、本法の特別措置の対象となる北方地域旧漁業権者等の範囲を、北方地域の地先水面につき旧漁業法による専用漁業権またはこれを目的とする入漁権に基づき漁業を営む権利を有していた個人、北方地域において定置漁業権または特別漁業権の免許または貸付を受けていた個人または法人の構成員もしくは出資者たる個人、昭和二十年八月十五日まで引き続き六カ月以上北方地域に生活の本拠を有していた一般元居住者等としようとするのであります。

第二は、特別措置の実施機関として北方協会を設立し、その業務の財源に充てるための基金として、償還期限十年、利率年六分の国債十億円を交付しようとするものであります。

第三は、北方協会の業務は、北方地域旧漁業権者等に対する低利の事業資金、生活資金の貸付とし、この貸付は、個人に対する貸付のほか、北方地域旧漁業権者等と関係のある漁業協同組合その他の法人、北方地域旧漁業権者等の福祉の増進を主たる目的とする事業を行なう市町村をもその対象として貸し出すほか、北方地域に関する諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行なうこととしております。

委員会の審議におきましては、提案理由に述べられている「わが国固有の領土」の意義、北方協会の業務のうち、事業資金の貸付条件、生活困窮者に対する貸付条件、北方協会の資金繰り等について質疑がなされたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

なお、本案の審議の経過にかんがみ、委員長より次のごとき要望がなされました。すなわち、「本法案の第二十二条北方協会の業務範囲中、第五号「北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓もう宣伝を行なうこと。」については、領土問題等政治的な活動をしない趣旨であると説明されておりますが、なお不明確な点がありますので、今後本法の運営にあたつては絶対に政治的な活動をしているという批判が出ないようにすることを要望し、注意いたします。」

かくて質疑を終了し、討論に入り、須藤委員より、「領土問題については政府の弁明を了承できない。また北方協会を通じて政治的な意図があると思われる」等の反対意見が述べられ、大矢委員より、「領土問題、北方協会の政治的活動の余地、生活困窮者の救済等について、政府は公正な運営を期するというので、消極的に賛成する」旨の意見が述べられました。

かくて討論を終了し、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申し上げます。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律

◎自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（昭三六・一〇・三〇法一六三）

一、提案理由（十月三日）

○佐藤国務大臣　ただいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、自転車等機械関係事業の振興をはかるため、日本自転車振興会が競輪施行者から売上金の一部の交付を受けてこれらの事業を行なうという現行の制度を、さしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

現行の制度は、昭和三十二年の第二十六国会において成立した改正法律に基づいて定められたものでありますが、この際、この資金の交付及び支出の方法に関する制度については、今後さらに検討を加える必要があるという見地から、施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるとされていたのであります。この制度は昭和三十五年の第三十五国会においてさらに一カ年延長さたましたが、これは、競輪等公営競技全般につきまして根本的に検討を加えるために、公営競技調査会が設置されることとなり、自転車等機械関係事業の振興に関する制度もその一環として検討することになつたためであります。

ところで、公営競技調査会は、当初の予定よりおくれ、昭和三十五年末の第三十七国会において設置がきまりましたため、本年七月二十五日にその答申の提出がありましたが、答申に基づく競輪制度全般についての改正法律案の作成にはなお日時を要し、目下次の通常国会に提案すべく鋭意検討中でありまして、今国会に根本的改正案を提出することは困難であります。

従いまして、この際は、さしあたり現行制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに提案いたしました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案と同様に、小型自動車等機械関係事業の振興に関する制度をさしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

本案につきましても、自転車競技法の場合と同様に、公営競技調査会の答申に基づく小型自動車競走の制度全般についての改正法律案を、目下次の通常国会に提案すべく検討中でありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただくことにいたした次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告（十月十三日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

両案の趣旨は、競輪及び小型自動車競走の施行者が売上金の一部を日本自転車振興会に交付し、同振興会はこれを自転車等機械関係事業の振興のために支出するという現行制度について、本年十月一日以降は別に法律で定めることとなつてをりますのを、自転車競技法及び小型自動車競走法が根本的に改正されるまでの間、機械関係事業振興費制度を現行のまま存続させるため、有効期間をさらに一年延長しようとするものであります。

両案は、九月二十五日当委員会に付託され、十月十二日に至つて質疑を終了し、引き続き両案それぞれに対し現行制度を十月一日にさかのぼつて適用する旨の修正案が提出せられたので、採決に付しましたところ、多数をもつて両案とも修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院商工委員長報告（十月二十五日）

○山本米治君　ただいま議題となりました三法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この二法案は、日本自転車振興会が競輪及びオート・レースの施行者から売上金の一部の交付を受けて、自転車、小型自動車等、機械関係事業の振興をはかるために支出するという現行の制度を、さしあたり明年九月三十日まで一年間存続させようとするものであります。

衆議院におきましては、この二法案は公布の日から施行し、十月一日から適用する旨の修正がなされました。

本委員会におきましては、この二法案を一括して審査を行ない、公営競技調査会の審議経過と答申の内容、根本的改正案の基本的構想、振興費の経済的効果等につき、質疑応答を重ねたのでありますが、政府は、調査会の答申に基づく競輪等の制度全般についての改正法案の作成には、なお時日を要するので、次の通常国会に提出するとのことでありました。その他詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、二法案を一括して討論に入りましたところ、近藤委員より反対意見が述べられ、また川上委員より賛成する旨発言がありました。討論を終わり、採決の結果、この二法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、電気用品取締法案について申し上げます。